

写

令和 4 年

大竹市議会臨時会 (第 4 回) 会議録

大竹市議会定例会 (第 5 回) 会議録

大 竹 市 議 会

令和4年7月大竹市議会臨時会（第4回）会議録目次

7月14日開会

7月14日閉会

◎第1日（7月14日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	1
出席議員	-----	1
欠席議員	-----	1
説明のため出席した者	-----	1
出席した事務局職員	-----	2
会期決定について	-----	3
会期日程表	-----	3
開会（開議）	-----	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	5
日程第 2 会期決定について	-----	5
日程第 3 議席の一部変更について	-----	5
日程第 4 議席の指定について	-----	6
日程第 5 議案第34号	-----	6
追加日程第 1 議案第34号	-----	7
閉会	-----	13



日程第 1 3	議案第 4 7 号	
日程第 1 4	議案第 4 1 号	-----104
日程第 1 5	議案第 4 5 号	
	)	
	(一括)	-----105
日程第 1 6	議案第 4 6 号	
日程第 1 7	令和 4 年陳情第 2 号	-----107
日程第 1 8	令和 4 年請願第 2 号	-----107
散 会		-----108

◎第 1 6 日 ( 9 月 2 1 日 )

議 事 日 程		-----111
会議に付した事件		-----112
出 席 議 員		-----112
欠 席 議 員		-----112
説明のため出席した者		-----112
出席した事務局職員		-----113
開 議		-----114
日程第 1	会議録署名議員の指名	-----114
日程第 2	発言取り消しについて	-----114
日程第 3	議案第 3 7 号	
	)	
	(一括)	-----114
日程第 5	議案第 4 5 号	
日程第 6	議案第 3 8 号	
	)	
	(一括)	-----117
日程第 1 3	議案第 4 7 号	
日程第 1 4	令和 4 年請願第 2 号	-----127
追加日程第 1	意見書案第 2 号	-----129
日程第 1 5	議会改革特別委員会委員長報告	-----131
日程第 1 6	認 第 5 号	
	)	
	(一括)	-----142
日程第 2 3	認 第 1 2 号	
日程第 2 4	報告第 8 号	-----149
日程第 2 5	閉会中の継続審査の申し出について	-----150
日程第 2 6	生活環境委員会の閉会中の継続審査について	-----151
日程第 2 7	議員派遣について	-----151
閉 会		-----152

令和4年7月  
大竹市議会臨時会（第4回）議事日程

令和4年7月14日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		議席の一部変更について	
第 4		議席の指定について	
第 5	議案第34号	令和4年度大竹市一般会計補正予算（第4号）	

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議席の一部変更について
- 日程第 4 議席の指定について
- 日程第 5 議案第34号（説明・付託）
- 追加日程第 1 議案第34号（報告・討論・表決）

○出席議員（16人）

1番 賀屋幸治	2番 末広天佑
3番 藤川和弘	4番 原田孝徳
5番 小中真樹雄	6番 中川智之
7番 小田上尚典	8番 北地範久
9番 西村一啓	10番 和田芳弘
11番 網谷芳孝	12番 児玉朋也
13番 山崎年一	14番 日城 究
15番 細川雅子	16番 寺岡公章

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長	入山欣郎
副 市 長	太田勲男
教 育 長	小西啓二
総 務 部 長	佐伯和規
市 民 生 活 部 長	中村一誠
健康福祉部長兼福祉事務所長	三原尚美
建 設 部 長	山本茂広
建設部地籍調査担当部長	小田健治
上 下 水 道 局 長	古賀正則
消 防 長	小田明博

総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企 画 財 政 課 長

柿 本 剛  
三 井 佳 和

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

三 上 健  
北 修 治

## 会期決定について

令和4年7月大竹市議会臨時会（第4回）の会期を、次のとおり定める。

令和4年7月14日提出

大竹市議会議長 賀屋幸治

自 令和4年7月14日

1日間

至 令和4年7月14日

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
7. 14	木	本会議		・開会 ・会期決定 ・一般議案上程（付託）
			総務文教委員会	付託案件審査
				・一般議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、お知らせがございます。

7月7日の議会運営委員会での申し合わせにより、本臨時会から、登壇して発言することとしておりますので、御承知おきください。

去る6月19日に行われた大竹市議会議員補欠選挙で、末広天佑議員が当選されました。

この際、議事の運営上、仮議席を指定いたします。

末広天佑議員の仮議席は、ただいま御着席の議席に指定をいたします。

それでは、末広天佑議員を御紹介いたします。

16番、末広天佑議員。

[16番 末広天佑議員 登壇]

○16番（末広天佑） おはようございます。

先月行われた補欠選挙で初当選させていただいた、一人会派スマイル会の、末広天佑と申します。

今回の選挙は、長く議員を務められていた山本議員が亡くなられて行われた補欠選挙ではございます。改めて、山本議員の御冥福をお祈り申し上げます。

1年だけですが、山本議員がされていた仕事を引き継いで務めさせていただく形となりました。ただ、まだまだここにいらっしゃる先輩の方々に比べると人生経験も浅く、知識もない状態で、とても代わりを務められるような立場ではございません。その中で自分に何ができるかを考えながら、市民の皆様いただいた支持に応えられるよう、頑張っていこうと思います。しっかり汗をかいて、市民の皆様のために邁進していこうと思います。

その際には、先輩方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。これからよろしく願います。ありがとうございました。

[拍手]

○議長（賀屋幸治） この際、御報告をいたします。

常任委員及び特別委員の選任につきまして、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、6月21日に末広天佑議員を総務文教委員及び基地周辺対策特別委員に指名いたしましたので、御報告をいたします。

臨時会開会に当たり、市長から挨拶がございます。

市長。

[市長 入山欣郎 登壇]

○市長（入山欣郎） 大竹市議会臨時会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、御多忙の中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

初めに、私事で恐縮でございますが、御承知のとおり、選挙期間中から先日までの約1カ月間、病氣療養のため不在としておりました。この間、大変な御心配と御迷惑をおかけいたしましたこと、この場をお借りいたしまして深くおわびを申し上げます。

6月の市長選挙では無投票でございましたが、引き続き市政の重責を担わせていただく



こととなります。今、改めまして身の引き締まる思いでございます。気持ちを新たに、よりよいまちづくりのため懸命に取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

また、市議会議員補欠選挙では、末広議員が初当選をされました。お喜びを申し上げますとともに、御自身の経験を生かされ、御活躍されますことを御期待申し上げます。

さて、このたびの臨時会で御提案いたします議案でございますが、令和4年度大竹市一般会計補正予算についてでございます。後ほど詳しく説明をさせていただきますが、議員の皆様におかれましては、どうか慎重に御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、11番、児玉朋也議員、12番、山崎年一議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（賀屋幸治） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 議席の一部変更について

○議長（賀屋幸治） 日程第3、議席の一部変更についてを議題といたします。

議席2番、藤川和弘議員を3番に、議席3番、原田孝徳議員を4番に、議席4番、小中真樹雄議員を5番に、議席5番、中川智之議員を6番に、議席6番、小田上尚典議員を7番に、議席7番、北地範久議員を8番に、議席8番、西村一啓議員を9番に、議席9番、和田芳弘議員を10番に、議席10番、網谷芳孝議員を11番に、議席11番、児玉朋也議員を12番に、議席12番、山崎年一議員を13番に、議席13番、日城究議員を14番に、議席14番、細川雅子議員を15番に、議席15番、寺岡公章議員を16番に、それぞれ変更したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり、議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議席の指定について

○議長（賀屋幸治） 日程第4、議席の指定についてを議題といたします。

今回、御当選された末広天佑議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、2番に指定いたします。

次の休憩中、議席の移動を行います。

議事の都合により、暫時休憩いたします。なお、再開は10時20分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

10時08分 休憩

10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 議案第34号 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

○議長（賀屋幸治） 日程第5、議案第34号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第34号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けている地域経済や市民生活を支援するための事業を計上するものでございます。

金額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ3億868万3,000円を追加し、予算総額を156億263万6,000円にするものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、7ページの歳出から御説明いたします。

第7款商工費は、2億8,235万5,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により落ち込んだ地域消費を喚起することを目的として、市内の店舗等で利用できる、市民1人当たり1万円分のクーポン券を発行する費用として2億7,860万5,000円、また、商工会議所と飲食事業者が連携して行う事業に対する補助金として、375万円を計上するものでございます。

第10款教育費は、2,632万8,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、大竹市立学校に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、令和4年10月以降の学校給食費の半額支援を実施するための費用を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、6ページの歳入予算につきまして御説明いたします。

第14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、2億1,560万7,000円計上するものでございます。

第18款繰入金は、学校給食費支援事業の財源として、地方創生事業基金繰入金を2,632万8,000円計上するものでございます。

第19款繰越金は、前年度繰越金を6,674万8,000円計上するものでございます。

以上で、議案第34号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第4号）の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、総務文教委員会に付託いたします。

この際、御通知いたします。

次の休憩中、総務文教委員会を第1委員会室で開会する旨、委員長から通知を受けております。委員各位にはお含みの上、御参集をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時24分 休憩

13時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議案第34号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議案第34号 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

○議長（賀屋幸治） 追加日程第1、令和4年度大竹市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和4年7月14日、第4回臨時会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記

のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                    | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第34号 | 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第4号） | 原案可決  |

令和4年7月14日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

〔総務文教委員長 児玉朋也 登壇〕

○総務文教委員長（児玉朋也） それでは、本日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

議案第34号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第4号）でございますが、本件では、まず、「7款商工費の、商工振興事業で、クーポン券を発行すると説明があったが、過去の利用率と利用可能な事業者数について伺う。また、配付対象者の基準と人数について伺う」との質疑に対しまして、「利用率については、1回目が94.5%、2回目が95.9%である。事業者数については、1回目が281事業者、2回目が290事業者である。

配付対象者については、令和4年7月末現在で大竹市に住所を有する方に配付を考えている。人数については、7月1日現在で住民基本台帳人口が2万6,191人であるため、同程度の人数を見込んでいる」との答弁がございました。

次に、「10款教育費の、学校給食費支援事業で、学校給食費の半額支援を実施する根拠と支援の期限について伺う」との質疑に対しまして、「今回の半額支援の具体的根拠はない。値上げ分の支援や主食費の支援であるとか、牛乳費の支援などを検討した結果、物価高騰及び子育て支援策として、学校給食費について、県内市町の中でもトップクラスに手厚い、子育て世帯への経済的負担の軽減策を行いたいと考えて、半額支援とした。期間については、10月から3月末までの予算を計上している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

15番、細川雅子議員。

○15番（細川雅子） 15番です。

私は、議案第34号令和4年度大竹市一般会計補正予算に、反対の立場で討論させていただきます。

初めに、市長、5期目の当選、おめでとうございます。これから4年間の本市のかじ取りをしっかりとお願いしたいと思います。

また、このたびは公務をしばらくお休みされましたが、元気に復帰され、一安心しているところでございます。市長の仕事は、体力的にも精神的にも激務だと思います。これから暑さも本番ですので、どうぞ御自愛ください。

さて、このたびの一般会計補正予算のうち、私は、学校給食費支援事業に反対でございます。

給食費の補助については、平成22年に市議会の安心安全対策特別委員会で時間をかけて議論し、給食費の無償化を市に提案しております。当時の議会に在籍していた者の務めとして、そのときのことを少し紹介させてください。

市議会としては、子育て家庭の支援に力を入れることで他市との差別化を図り、定住促進につなげたいとの趣旨の事業提案でした。ですが、この議会からの提案は、執行部の御理解と賛同をいただくことができず、残念なことに現在まで実現しておりません。

そのときの執行部のお考えでは、第1に財源の問題です。毎年の財源負担が1億円程度かかることになる事業です。そして、一旦補助を始めたら、簡単にやめるわけにいかないといった種類の事業です。ほぼ毎年1億円かかる事業の財源の確保をどうするのか。

第2に、1億円の使い道として、学校教育予算であれば学力の向上にこそ使いたいというものでした。第3に、定住促進を狙っているのであれば、ほかの事業との比較検討も必要である。ほかにも幾つか指摘された事項はありましたが、長くなりますので3つにまとめました。

私は、給食費の無償化を提案した側でございます。そういう意味では、このたびの市長の提案に反対をすることは、大変矛盾をした態度だと思っております。しかし、平成22年当時に執行部からいただいた疑問を、そのままお返しします。

第1に、財源をどうするかです。財源についての考え方は、当時と変わっていないといった委員会での御答弁をいただきました。考え方が変わらないのにどうして事業を始められるのかといった疑問が湧いてまいります。

御承知のように、一旦始めたら簡単にやめることができない事業です。財源については、地方創生事業基金の積み上げがあるので、当面は大丈夫との御答弁でした。ですが、この基金、財政担当と職員の皆さんが大変な御苦勞をされて積み上げてきた基金だと、私どもも承知しております。学校給食費の補助に積み上げたとの認識は、今までございませんでした。

次に、再編交付金についてです。現在は空母艦載機部隊配備特別交付金ということでしようが、こちらのほうも、御承知のように期間限定です。長期間にわたった経常的な経費

として期待するのには、無理があるのではないのでしょうか。

それだけでなくこの交付金、あたたかあたた基金とか、子供の医療費補助として期待しているにこここども基金、学校教育の充実のための教育環境充実基金など、これらのソフト事業を続けていくために積み上げていきたい交付金です。

このような財政状況の中で、将来の財源保障がしっかりしていないのに事業をスタートする、これは見切り発車というのではないのでしょうか。とても心配しています。今後ずっと続く財政負担の手だてについて、どのようなお考えをお持ちなのか疑問が残りました。

次に、1億円あれば学校教育の充実のために、さまざまな事業が可能だと思います。例えば、英語教育におけるALTの教員の増員、図書室の充実、給食関連にあえて言及すれば、栄養教諭の増員など、さまざまなことに使えます。

今年度の当初予算の審議の折にも、議会からさまざまな提案がございましたが、財源の確保が課題だとお答えをいただいたところです。このたびの予算は、財源としたら2,600万円ですが、これだけあれば何人もの職員を、市費で雇用できるのではないのでしょうか。

第3に、保護者の経済負担の軽減のための事業ですが、ほかにどのような案があって、なぜ給食費の半額補助に決まったのか、経緯が分かりません。御答弁の中では、半額という幅についてはしっかりした根拠はない。だが、他市より手厚い補助であるといった御答弁でした。

給食費の無償化をしている自治体も近隣にある中で、他市より手厚いとはなかなか受け止めにくいです。物価の高騰における子育て世帯の経済支援として、給食費の半額補助が最適だったかどうか、この判断の材料に不足しているように感じます。

以上の点において、私の疑問は解消されるどころか、逆に深まってまいりました。給食費の補助については、来年度までに方向性を決めたいとのことでした。議会でも議論の場が用意されることと思います。今後の議論の幅を広げるためにも、このたびの議案に対しては、あえて反対との態度を表明させていただきます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 続きまして、発言通告が出ておりますので、発言を許します。

7番、小田上尚典議員。

○7番（小田上尚典） 議案第34号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論します。

特に反対討論のありました学校給食費については、今年度中、半額の補助に加えて、来年度においては無償化に向けた強い意思を感じました。なおかつ、義務教育だけにとどまらず、保育所の副食費に関しても補助の検討を進めていくということで、今回の提案理由にもありました子育て支援という点から見れば、まず、第一歩を踏み出せたという点で、歓迎すべきものだろうと思っています。

そして、平成22年度に、安心安全対策特別委員会から提案された給食費無償化などについても、当時の議員も、定住促進という観点ではありますが、子育て支援の要素も入っていたのだろうと思い、当時の議会に先見性があるなど感じています。

学校給食費の無償化、今では多くの自治体が取り組んでいます。時間はかなり経過して

いますが、この当時の議決を重く受け止めている旨の答弁も、今回の委員会審査の中でのいただきました。

ただ、平成22年当時の答弁において出された課題は今も健在であり、特に財源の確保については、執行部のみならず議員もしっかりと検証していかなければならないだろうと思います。

給食費の補助や無償化など、恒久的な制度として確立するためには、課題もあるように感じます。物価高騰のあおりを受ける中ですが、郷土愛を育むことができる安定的な給食を提供していくためのさらなる努力をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（賀屋幸治） 他に発言の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

日域議員。

○14番（日域 究） すみません、通告しておりませんが、反対討論があるとは思いませんでしたので、なかなか。

議案第34号令和4年度大竹市一般会計補正予算に、私は基本的に賛成の討論なんですけれども、さっきの委員会を傍聴してまして、私が思った以上に細かな、中身のある審議をされたと思います。ただ、私が感じたことがちょっとあって、それを言いたくて発言させていただきました。

今、細川議員の発言の中にもありましたけど、私も平成22年のことを詳細に覚えているわけじゃありませんけれども、今、細川議員の発言の中にもありましたよね。教育の充実っていうかな。

今、日本中が物すごく優しくなっているんですね。困っている人に対して物すごく手厚く、金銭支援、今回の参議院選挙を見ても、皆さん、本当に同じようにお金を配るか、もしくは税金を下げようと、そういうことの競争でしたけど、それはそれで可能であれば結構だと思います。

ただ、痛み止めの注射を打っても、病気は治らないんですよ。だから子供たち、貧困家庭もいるかもしれない、いろんなことがありますけれども、結局人間が稼ぐ力をつける、会社が稼ぐ力をつける。そういうスキルアップ、リスキリングなんて最近言いますけれども、それが要るわけですよ。

そういう意味では学校についても、さっき保育所も出てきましたけど、やっぱり一番大事なのは義務教育ですよ。社会を支えているのは教育であって、これはもう絶対避けることのできない一番の根幹ですから。最近で言うと、タブレットを、頑張って大金を投じて配りましたよね。一般質問させてもらいましたけど、これだけお金が、あるのであればっていう言い方はあまり適切ではないですけれども、例えばタブレットは配ったけど、そこで個人個人が使うソフトについては、あれはワークブックっていうのかな、だからあれは個人負担ですっていう考え方があるようなんですね。これは大竹市だけにあるのか、日本中にあるのか知りません。でも、せっかくあんだだけGIGAスクールと称して大事をやったわけですから、それが子供たちの学力向上にストレートに結びつくように、ぜひそっちにも、今後は目をかけていただきたい。

大竹市に行ったらお金がなくても学校に行けるんよって言うよりか、大竹市の学校に行

ったら子供の成績上がるんよって。そのほうがよっぽど価値があるじゃないですか。よっぽどとは言いません、両方とも大事です。だからぜひ教育の中身の充実にもお金をかけてほしいなということをお願いして、私は賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 他に討論はありませんか。

4番、原田議員。

○4番（原田孝徳） 私は、意見を付しての賛成討論とさせていただきたいんですけども、今の細川議員、それから、小田上議員、それから、日域議員の討論を聞いておまして、それぞれによく分かる討論だったと思うんですけども、全体としてまだまだ大竹市の場合は、いろんな行政サービスというか、住民サービスというか、そういうものがこの給食費だけの問題ではなくて、まだほかにも他市町に、まだまだ負けているところがあるように思います。

見切り発車という言葉があったと思うんですけども、本当にそうであれば、やはり給食費だけではなくて、ほかの部分でももっとサービスを充実するということにおいては、しっかりと計画を立てて、バランス、どこかでそういう話も聞きましたけれども、そういうバランスもあると思いますので、そういうものを見極めた上でこういう事業というか、給食費だけで言いますと半額化するにしても、そういう、ほかにも行政サービス、市民サービス、遅れている部分がありますから、ちょっと今日の委員会を傍聴しましたけれども、なかなかその説明が不十分だったような気がしますし、これを機にほかのサービスも見直して、財源とかの問題もあるかと思うんですけども、そういうところをもう一回しっかりと全体を見て、こういう問題を提案してもらいたいなという思いがあります。

ただ、差し向きこういう、今年度中の例えば半額ということであれば、そこは決して反対するものではありませんので、そういう意見はつけまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 他に討論はありませんか。

5番、小中議員。

○5番（小中真樹雄） 5番、小中です。手短に申し上げまして、今回の補正予算案は、現状のニーズ及びプライオリティーを十分に踏まえた内容だと、私は理解しておまして、そういう点で賛成いたしたいと思います。

○議長（賀屋幸治） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を、起立により採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（賀屋幸治） 起立多数と認めます。



よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

臨時会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 大竹市議会臨時会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの臨時会では、議員の皆様におかれましては、御提案申し上げました案件を終始熱心に御審議をいただき、原案のとおり議決を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。

開会の挨拶でも申し上げましたが、大竹のまちがよりよいまちとなるよう、議員の皆様とはこれから4年間、大竹市発展のために議論を重ね、信頼を築きながら一步一步進んでまいりたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

季節は例年より早く、暑い夏の様相となっておりますが、議員の皆様方におかれましてはどうか健康には十二分に留意されまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） これにて本日の会議を閉じ、第4回大竹市議会臨時会を閉会いたします。

13時53分 閉会

(4. 7. 14)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年7月14日

大竹市議会議長 賀 屋 幸 治

大竹市議会議員 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 崎 年 一

令和4年9月  
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

令和4年9月6日10時開会

| 日 程 | 議案番号      | 件 名  | 付 記                                 |
|-----|-----------|--|-------------------------------------|
| 第 1 |           | 会議録署名議員の指名   |                                     |
| 第 2 |           | 会期決定について   |                                     |
| 第 3 |           | 一般質問   |                                     |
| 第 4 | 報告第 7号    | 専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償額の決定）   | 報 告                                 |
| 第 5 | 議案第35号    | 公平委員会委員の選任の同意について  | 即 決<br>（一 括）                        |
| 第 6 | 議案第36号    | 教育委員会委員の任命の同意について  |                                     |
| 第 7 | 議案第37号    | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  | 総務文教付託                              |
| 第 8 | 議案第38号    | 大竹市税条例等の一部改正について   | 生活環境付託                              |
| 第 9 | 議案第39号    | 大竹市水道条例の一部改正について   | 生活環境付託<br>生活環境付託<br>生活環境付託<br>（一 括） |
| 第10 | 議案第40号    | 大竹市下水道条例等の一部改正について   |                                     |
| 第11 | 議案第42号    | 令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  |                                     |
| 第12 | 議案第43号    | 令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   |                                     |
| 第13 | 議案第44号    | 令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   | 生活環境付託                              |
| 第14 | 議案第47号    | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）   | 生活環境付託                              |
| 第15 | 議案第41号    | 工事請負契約の締結について  | 総務文教付託                              |
| 第16 | 議案第45号    | 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）  | 総務文教付託<br>（一 括）                     |
| 第17 | 議案第46号    | 令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）  |                                     |
| 第18 | 令和4年陳情第2号 | 学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情  | 総務文教付託                              |
| 第19 | 令和4年請願第2号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 総務文教付託                              |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期決定について

○日程第 3 一般質問

○出席議員（16人）

|      |       |      |      |
|------|-------|------|------|
| 1 番  | 賀屋幸治  | 2 番  | 末広天佑 |
| 3 番  | 藤川和弘  | 4 番  | 原田孝徳 |
| 5 番  | 小中真樹雄 | 6 番  | 中川智之 |
| 7 番  | 小田上尚典 | 8 番  | 北地範久 |
| 9 番  | 西村一啓  | 10 番 | 和田芳弘 |
| 11 番 | 網谷芳孝  | 12 番 | 児玉朋也 |
| 13 番 | 山崎年一  | 14 番 | 日城究章 |
| 15 番 | 細川雅子  | 16 番 | 寺岡公章 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

|                     |   |       |      |
|---------------------|---|-------|------|
| 市                   | 長 | 入山欣郎  |      |
| 副市                  | 長 | 太田勲男  |      |
| 教                   | 育 | 長     | 小西啓二 |
| 総務部                 | 長 | 佐伯和規  |      |
| 市民生活部               | 長 | 中村一誠  |      |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長       |   | 三原尚美  |      |
| 建設部                 | 長 | 山本茂広  |      |
| 建設部地籍調査担当部長         |   | 小田健治  |      |
| 上下水道局               | 長 | 古賀正則  |      |
| 消                   | 防 | 長     | 小田明博 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長   |   | 柿本剛   |      |
| 企画財政課               | 長 | 三井佳和  |      |
| 産業振興課長併任農業委員会事務局長   |   | 前田新吾  |      |
| 市民税務課               | 長 | 岡崎研二  |      |
| 環境整備課               | 長 | ・谷明洋  |      |
| 地域介護課               | 長 | 山田智徳  |      |
| 福祉課                 | 長 | 井上剛   |      |
| 保健医療課               | 長 | 松重幸恵  |      |
| 都市計画課               | 長 | 山田浩史  |      |
| 上下水道業務課             | 長 | 三浦暁雄  |      |
| 上下水道工務課             | 長 | 中司和彦  |      |
| 総務学事課               | 長 | 貞盛倫子  |      |
| 生涯学習課               | 長 | 吉村隆宏  |      |
| 環境整備課副参事兼リサイクルセンター長 |   | 笹野英一郎 |      |

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

三 上 健  
北 修 治

## 会期決定について

令和4年9月大竹市議会定例会（第5回）の会期を、次のとおり定める。

令和4年9月6日提出

大竹市議会議長 賀屋 幸治

自 令和4年9月 6日

16日間

至 令和4年9月21日

## 会期日程表

| 期 日  |   | 会 議 |                          | 付 記   |
|------|---|-----|--------------------------|---|
| 月 日  | 曜 | 本会議 | 委 員 会                    |   |
| 9. 6 | 火 | 本会議 |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 ・会期決定</li> <li>・一般質問</li> <li>・一般議案上程（即決・付託）</li> <li>・陳情上程（付託）</li> <li>・請願上程（付託）</li> <li>・散会</li> </ul> |
| 7    | 水 | 予備日 |                          |   |
| 8    | 木 | 休 会 | 生活環境委員会                  | 付託案件審査  |
| 9    | 金 |     | 総務文教委員会                  | 付託案件審査  |
| 10   | 土 |     |                          |   |
| 11   | 日 |     |                          |   |
| 12   | 月 |     | 基地周辺対策特別委員会<br>議会改革特別委員会 | 10時～  |
| 13   | 火 |     |                          |   |
| 14   | 水 |     |                          |   |
| 15   | 木 |     |                          |   |
| 16   | 金 |     | 議会運営委員会                  | 10時～  |
| 17   | 土 |     |                          |   |
| 18   | 日 |     |                          |   |
| 19   | 月 |     |                          |   |
| 20   | 火 |     |                          |   |
| 21   | 水 | 本会議 |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般議案委員長報告（表決）</li> <li>・陳情委員長報告（表決）</li> <li>・請願委員長報告（表決）</li> <li>・閉会</li> </ul>                             |

令和4年9月大竹市議会定例会(第5回)

一般質問通告表

- 1 12番 児玉朋也 議員  
質問方式：一問一答

**マイナンバーカードの普及と利便性への取り組みについて**

- ①マイナンバーカード取得率と交付税算定の影響について。
- ②取得率向上での費用対効果について。
- ③取得を各団体に協力要請されていますか。
- ④取得の目標値・見込み率は。
- ⑤普及促進と利便性への今後の取り組みはありますか。

- 2 5番 小中真樹雄 議員  
質問方式：一問一答

**教職員の働き方改革への独自の「処方箋」を**

7月23日号の週刊東洋経済に「あなたの子どもの学校が崩れる」とのショッキングなレポートが掲載されました。「教員不足から公教育が崩壊するという」趣旨の記事です。8月5日の朝日新聞には「教職敬遠？免許の取得最少」との報道もありました。

文科省の調査などによると、全国の小中学校で最低でも2,000人の教員が不足していることが判明しています。

ブラックと呼ばれる教員の勤務実態を改め、教職員志望者を増やすには、実を伴う教職員の「働き方改革」の重要性が叫ばれています。名古屋大学の内田良教授らが公立小中学校教員を対象に昨年行ったアンケートによると、「総時間外勤務」の合計値が過労死ラインとされる月80時間を超えている教員が、小学校で59.8%、中学校では74.4%にも上っていたそうです。

そこでお尋ねします。市教委では、小中学校教員の総時間外労働の平均値を把握していますか。月80時間を超えるケースはどのくらいあるのでしょうか。東洋経済誌のアンケートによると、授業以外のことに時間をとられ、「アリバイづくりのための書類作成が多過ぎる」や「保護者からの理不尽なクレームに心が疲れる」などで負担感を感じるとの声が寄せられています。改善への処方をお持ちですか。

さらに、臨時的任用教員など、非正規教員への依存について伺います。全国の県・政令市調査での非正規率は、広島県は43位の15.9%となっています。本来、同一労働同一賃金のはずですが、非正規教員に担任や部活動指導を求めることはありますか。

産休や育休が心配なく取れるような体制はできていますか。総時間外労働が80時間を超えても、時間外手当は4%打ち切りという中での過酷な労働に思いを致すべきと考えます。市教委としてできること、どうしたら教職員の過重負担を減らせるか「大竹モデル」を示して下さい。

- 3 6番 中川智之 議員  
質問方式：一問一答

**ヤングケアラー支援について**

政府は2022年度から3年間を集中取組期間とし、2022年度の予算にも関連費用が盛り込まれております。市としてヤングケアラー支援について取り組みを伺います。

**带状疱疹のワクチン接種補助**

近年、带状疱疹を発症する人が増えており、合併症などで重症化することもあります。しかし、重症化を防ぐワクチンは1回2万円、しかも2回接種しなければなりません。ぜひ、助成を行っていただけないか伺います。

4

8番 北地 範久 議員

質問方式：一問一答

**生ごみの減量化への取り組みについて**

ごみ収集処理及び減量化への取り組みは、処理量を見ると徐々に進められているところであるが、そのうち、家庭から出る生ごみについて、コンポストを活用することでなお一層の減量化に取り組めないか伺う。

5

7番 小田上 尚典 議員

質問方式：一問一答

**大好き大竹応援大使に期待することは何ですか**

令和3年にスタートした「大好き大竹応援大使」の目的は、大使の活動を通じて効果的に市の魅力を発信することで、市の認知度、イメージの向上と地域の活性化とあります。普段の大使の方々との情報共有や連携はどのようにされているのでしょうか。そして、今後大使に期待する役割などあれば教えてください。

**公共施設のデジタル化は進んでいますか。大前提として何が必要ですか**

令和4年6月7日にデジタル田園都市国家構想基本方針が閣議決定されるなど、デジタル化の推進は進んでいます。その中で大前提として重要なのは、Wi-Fiなどを含む通信環境です。その整備の指針となるものは現在ありますか。加えて、アゼリアおおたけにはフリーWi-Fiが設置されていますが、総合市民会館、公民館、図書館などにはありません。

**DXって一体何なのか、道筋は見えてきましたか**

今年度から企画財政課内の係編成が3係体制から4係体制に変わり、情報政策係と広報広聴係ができました。その中でも情報政策係はDXへの取り組みを行うことが市広報などでお知らせされています。国は令和8年3月までを期限に自治体に取り組むべき施策等を出していますが、進捗状況はいかがででしょうか。DXへの意識など変化はありましたか。

6

14番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

**県用水の扱いについては、県条例を踏まえた運営をし、その運営状況の説明も**

県用水について、上下水道事業年報にも監査報告書にも満足な説明はありません。上下水道局の内部記録を見ると、問題なく安定的に運営されているわけでもなく、実際には県と市は種々の協議を行っています。今回の値上げ案が途中で上げ幅縮小となったよ



うに、水道のコストという面では県用水は無視できない要素です。しかも、水道法では水道料金は能率的な経営をすることを前提に決めると、その第14条で定めています。県用水の現在の利用は妥当なのか、県条例と水道法を踏まえてお尋ねします。

7

3番 藤川和弘 議員

質問方式：一問一答

### 素通りの町から立ち寄る町にするために、三倉岳自然公園について

4団体さんの呼びかけに4歳から80歳までの90名の方が参加し、三倉岳県立自然公園の大規模な清掃活動が行われました。参加した方々に三倉岳県立自然公園について聞き取りを行い、以下の要望が出た。

- ①Wi-Fiが届くようにしてほしい。緊急の連絡がとれない。
  - ②シャワー室や更衣室が欲しい。
  - ③1年中トイレが使えるようにしてほしい。冬季は使えない。
  - ④古く使いにくいキャンプ場の改修。
  - ⑤上側のキャンプ場が魅力的なので使用させて欲しい。
  - ⑥利用時間外にゲートを閉めると、キャンパーは、利便性が悪い。
  - ⑦山頂の看板が小さく寂しいのでインスタ映えする看板にしてほしい。
  - ⑧案内看板の設置、登山道の看板が少ないので分かりにくい。下山の時、間違えて違う場所に出た。
  - ⑨夕陽岳と中岳の間のルートを通れるようにしてほしい。
  - ⑩登山道にトイレが欲しい。以前は4合目と9合目にトイレがあったと聞いている。
- 以上のことについて、市の考えを伺う。

### 素通りの町から立ち寄る町にするために、晴海臨海公園の水広場について

令和4年4月29日に利用開始した水広場について、市民から御意見をいただいております。今の施設では、1歳、2歳の小さい子供達は喜んでいると思いますが、もう少し大きい子供達にも利用してもらえるようにしていただきたいです。もっと高くミストを出るようにできないでしょうか。市民からの声では、水で遊べる施設、水広場が欲しいとの声が多く出ておりますが、お考えを伺う。

8

15番 細川雅子 議員

質問方式：一問一答

### 玖波中学校の今後のあり方について

平成14年に「大竹市小中学校充実のための基本方針」が定められた。この「基本方針」において、「生徒数が減少し、1学年1学級となる玖波中学校について小方中学校に移転する」との明記がされている。

玖波中学校の生徒数は平成14年169人であったが、令和3年には49人と激減している。さらに学校施設は築40年となり、老朽化が一段と進んでいるように見える。

一方、この20年間で学校教育の環境もさま変わりした。学校選択制や小中一貫教育を導入し、教育委員会としては成果に何らかの手応えを感じているのではないか。社会や教育環境が大きく変化した昨今、20年前に定めた「基本方針」に縛られることなく、大

竹っ子の健やかな成長のために、玖波中学校のあり方を再度検討されてはいかがか。お考えを問う。

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前にお知らせがございます。

7月臨時会から、登壇して発言することとしておりますので、御承知おきください。

また、新型コロナウイルス感染予防のため、50分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をしたいと思います。皆様の御協力をお願いいたします

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私共に御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案をいたします議案について申し上げますと、専決処分の報告についてをはじめ、公平委員会委員の選任の同意について、教育委員会委員の任命の同意について、条例の一部改正について、工事請負契約の締結について、令和3年度大竹市水道事業会計などの剰余金の処分及び決算の認定について、令和4年度大竹市一般会計などの補正予算など、合わせて14案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

議員の皆様方の慎重な御審議をいただきまして、ぜひとも議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、14番、日域究議員、15番、細川雅子議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（賀屋幸治） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（賀屋幸治） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて、会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来どおり5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

12番、児玉朋也議員。

[12番 児玉朋也議員 登壇]

○12番（児玉朋也） おはようございます。12番、新和会の児玉です。

くじ運よく、トップバッターを務めさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

2022年7月6日の中国新聞の記事に、「地方兵糧攻め、交付税取得率で差」と見出しがありました。来年度から、マイナンバーカードの取得率に応じて、地方交付税の配分額に差をつける方針を表明し、カード取得率が低い自治体の地方交付税の配分額が少なくなる見通しで、兵糧攻め、脅し、との憤りが広がっている。これに対して総務省は、カード取得率の高い自治体は、デジタル化に伴う経費も多くなるので、交付税で手当てする必要があると説明を行っている、といった内容の新聞記事を見ました。

新聞記事を受けて詳しく内容を検索してみると、デジタル田園都市国家構想基本方針のマイナンバーカードに係る概要で、2023年度からマイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカード交付率を、地方交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討があります。

新聞記事と基本方針から読み取ると、デジタル化によって行政の効率化が図られるが、導入に対する費用はかかるから、地方交付税で補ってあげるから、普及率の高い自治体は頑張っってさらなる普及率向上を目指しましょうということのようです。

菅内閣総理大臣のときに、マイナンバー制度及び国と地方デジタル化基本抜本改善ワーキンググループ内において、2022年度末までに、ほぼ全ての国民がカードを取得することを目指しております。

2022年7月末現状では、全国平均45.9%、広島県単位で46.6%、市・町単位で大竹市は47.7%です。7月末大竹市人口2万6,626人に対して取得者1万2,706人で、47.7%です。ゼロ歳児から高齢者まで取得率の対象となっている中で47.7%の取得率ですから、私が思うのに、まあまあの取得率ではないかと思えます。国が求めている数値到達にははるかに

遠く、これ以上の伸び率向上は難しいのではないのでしょうか。

政府の目標値、2022年度末全国民カード取得と今の実態との大きな隔たりを少なくする手段の1つとして、交付税への反映を打ち出したと認識していますが、このマイナンバーカード取得率が普通交付税算定にどれぐらいの影響が出てくると推定しているか。その算定から、影響次第では対策をする必要があると思いますが、いかがお考えでしょう。

取得率を上げるため、これまで従来より、マイナンバーカードをつくれればマイナポイントが付与される仕組みがあり、多額の資金を投じてきています。取得者に最大2万円分のポイントを付与するマイナポイント第2弾、予算約1兆4,000億円に対して、新規取得者の伸び悩みから、4割強の約6,000億円が余る見込みで、第2弾の期限9月末の延長もあるかもしれないとも言われております。

財務省の審議会では、ポイント付与だけでは限界との指摘もあり、ポイント付与に代わる普及策の考案が求められているようです。国が多額の資金を投じてまでデジタル化を推進していますが、大竹市としてデジタル化することにより、市の財政負担の軽減が図られ、これから先の将来に効果が見込まれるのでしょうか。カード普及について、大竹市の費用対効果についてお聞かせください。

次の質問です。

カード取得については、マイナンバー付番による個人情報等を国が集中管理しようとしていることへの懸念と、プライバシー流出の危険を指摘している方もおられます。カード取得に対する法的義務はなく、個人の選択に任せるべきものであるからとの考えで、国家公務員や地方公務員等についての勸奨活動を疑問視している団体もあります。あくまでも協力依頼であったりお願いであるとしても、それを受け入れた人には何らかのプレッシャーと捉えると思います。

地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進についてとして、国家公務員、地方公務員等マイナンバーカード一斉取得の協力依頼が2019年から始まっているようですが、直近での把握できる数字で構いませんが、大竹市職員の普及率はどのくらいとなっていますか。会計年度任用職員の普及率も、分かれば教えてください。

この一斉取得の協力依頼について、いつまでにどのぐらいと目標値を掲げているのであれば教えてください。

先月8月に、消防団員にも協力依頼が届いていますが、他にどのような団体に協力依頼を呼びかけていますか。呼びかけに対して反応はいかがでしょう。大竹市民に対してはどうでしょうか。

普及率の目標値、例えばいつまでに何%とか掲げておられるなら、お聞かせください。

取得率向上のために、他では普及促進協議会を設立する動きもあるようですが、今後新たな取り組み予定があればお聞かせください。

これからは、取得後の利便性についてお聞きします。

現在、大竹市では、マイナンバーカードを使って全国のコンビニエンスストア等で、住民票、印鑑証明書、所得課税証明書、戸籍事項証明書等の発行が可能となっています。

戸籍等の証明以外は6時30分から23時までと、市役所窓口の受付時間外でも発行が可能

であり、これらの証明を必要とする方にとっても利便性のよいものですが、この申請方法がスタートして以来、どのくらいの利用件数がありましたでしょうか。

窓口発行手数料とコンビニエンス発行手数料が同額でしたが、そもそもデジタル化によって、財政負担軽減することですが、発行依頼をする市民への負担軽減は、今のところ期待できないです。いずれは発行手数料の減額等を期待できるのでしょうか。

他の市町では、期間を決めてコンビニ発行手数料を通常の窓口交付よりも減額したり、窓口交付でもマイナンバーカード原本提示で、通常よりもカード利用すれば減額するサービスもあるようです。

他に、厚生労働省はマイナ保険証について、今年10月から患者の初診時の窓口負担を軽くすることを決めて、対応システム導入の医療機関について、3割負担の人は現在より15円減となり、従来の保険証を使う場合は負担を引き上げることを決めたりして、国も地方自治体も普及促進に積極的に取り組んでいます。

コンビニで発行に印鑑証明200円分支払ったのですが、そのときにふと思いました。コンビニエンスで発行してもらって、コンビニエンスの機械に払った手数料は、一体どこに行くのでしょうか。一般会計歳入の手数料として計上されるのか、この点について、余談ですがお聞かせください。

他の市町では、書かない窓口、行かない窓口を進めて、転入届や転出届、印鑑証明書など手続の際、マイナンバーカードの情報を読み込んで記入作業を省略し、申請者は確認署名のみで申請書が完成する、書かない窓口の取り組みを行い、子育てに関する手続を自宅のパソコンやスマホで行う、行かない窓口を提供し、介護、防災、選挙にまで行かない窓口の申請を拡大する取り組みを行っているところもあります。別の市では、転出届はオンラインで完結し、転入届での窓口記載事項を大幅に減らす取り組みを考えているところもあるようです。大竹市のこのような書かない窓口、行かない窓口のサービスがあればお聞かせください。

また、今後どのようなマイナンバーカードを利用した利便性向上が図られるのか、お聞かせください。

以上で、壇上の質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） マイナンバーカードにつきましては、現在国を挙げて、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指して普及促進に取り組んでおり、本市におきましても、1人でも多くの市民の皆様にマイナンバーカードを取得していただけるよう、さまざまな取り組みを行っているところでございます。御質問ありがとうございます。

議員の御質問にありましたように、令和4年7月末現在、本市では1万2,706人の方が取得されており、交付率は47.7%で、全国平均を1.8%、県平均を1.1%、それぞれ上回っています。

1点目の、普通交付税の算定への影響についての御質問についてですが、本年6月に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想基本方針において、令和5年度からマイナンバー

カードの交付率を普通交付税の算定に反映させるとの考えが示されていますが、現時点で詳細が明らかにされていないため、影響については不明でございます。

次に、マイナンバーカードの普及に伴う費用対効果についてです。

国が策定した自治体DX推進計画において、行政サービスにデジタル技術などを活用し、住民の利便性の向上や市の業務の効率化を図ることが挙げられており、代表的なものとして、マイナンバーカードを用いた電子申請手続の促進があります。

現状では、電子申請が可能な業務が少ない状況であり、また、申請する側の市民の全てがスマートフォンやパソコンなどの情報機器が使える状況にないなどの課題があります。そのため、当分の間、電子申請と従来の窓口での紙媒体による手続を併用することになるため、職員の事務量が増加し、短期的には費用対効果が少ないと考えています。将来的には、情報機器が使える市民が増え、電子申請が一般的になった場合には、市の業務も効率化が図られ、費用対効果も上がるのではないかと考えています。

次に、マイナンバーカード取得に向けた市職員や団体などへの協力依頼についてです。

市職員のマイナンバーカードの取得状況は、令和4年3月末時点で、常勤の会計年度任用職員を含めた市職員320名のうち213名が取得しており、取得率は66.6%となっています。

市職員のマイナンバーカードの取得率の目標は設定していませんが、本年7月に、会計年度任用職員を含めた全職員に対して、マイナンバーカードの取得促進のための文書を送付し、協力を呼びかけたところでございます。

なお、国や県からの協力依頼を受け、消防団員に対して依頼をしていますが、そのほかの関係団体への個別の協力依頼はしていません。

次に、マイナンバーカードの取得の目標、見込率、普及のための取り組みについてです。

市民のマイナンバーカード取得率の目標は設定していませんが、普及のための取り組みとして、現在、窓口でのマイナンバーカードの申請手続や、マイナポイントの申込手続の支援などを行っており、スマートフォンなどによる申請が難しい方が安心して手続ができるということで、大変好評となっています。

また、今年度から、公民館講座などと連携した出張申請受付、夜間・休日のカード交付窓口の定期的な設置、広報おたけに普及のための記事を毎月掲載するなどの、新たな取り組みも始めています。

次に、マイナンバーカード取得後の利便性についてです。

本市では、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで住民票の写しなどの証明書が取得できるコンビニ交付サービスを、令和4年3月から開始しています。この半年間で686件の発行があり、発行件数は毎月伸びています。

議員御指摘のとおり、マイナンバーカードの普及を目的として、コンビニ交付の手数料を窓口交付より減額している自治体もあります。一方で、コンビニ交付の実施には毎年一定のコストがかかります。本市がコンビニ交付を導入した主な目的は、市民の利便性の向上や、コロナ禍で窓口が密となることを回避するためでございます。そのため、コンビニ交付の手数料にコスト分は上乗せせず、窓口と同額に設定しているところです。

なお、コンビニ交付を利用された方が支払った手数料は、コンビニ事業者から地方公共

団体情報システム機構を通じて、市の一般会計歳入の手数料収入として計上されます。

最後に、書かない窓口、行かない窓口のサービスについてです。

現在、マイナンバーカードを利用した転出・転入手続のワンストップ化の準備を各自治体で進めており、令和5年2月からは、オンラインのマイナポータルで申請受付を開始する予定です。ワンストップ化されれば、転出地と転入地の両方の窓口で行っている手続が、転入地の窓口だけの手続で完了することになります。

こうした書かない窓口、行かない窓口が増え、マイナンバーカードの利便性が高まることでさらなる普及促進につながりますので、先進的な自治体の取り組みなどを参考にしながら、本市に合ったサービスを検討していきたいと考えています。

以上で、児玉議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 児玉議員。

○12番（児玉朋也） ありがとうございます。

ヒアリングがよかったのか、もう全て答えていただきまして、もう満足しておりますが、それとは別に、ヒアリングした後にちょっと聞いてみたいなということがございましたので、そのことを聞いてみたいと思います。

それと、市長、答弁されましたが、大竹市職員320名のうち213名、66.6%とすばらしい普及率であるなど、今つくづく感じました。もう少し尻をたたくというか、私はそういうのはあまり好きじゃないんですけど、100%は無理があるかもしれませんが、頑張りたいと思います。

そもそも、河野デジタル相がテレビでマイナンバーポイント付与は若干邪道なところがあるということ、こないだ言っておられました。私もそう思います。お金をあげるからつくりなさいよ、そうじゃないですよ、マイナンバーポイントって。便利がいいからつくりなさいよということだろうと、そもそも思うんです。その便利のよさをどこまで市民の方に、便利のいいことをお知らせするかが、大竹市職員の活動だと思っております。

それと、先週大手商業施設に行ったときに、廿日市市のゆめタウンなんですけど、ホールですが、広いところでマイナンバーカード申請受付しますというのがありました。今週、ちょっと福岡に行った用事があって、そこも大手商業施設なんですけど、そのロビーというかフロアのところでも手続代行しますというところがありました。各所で、そういうマイナンバーカード申請の手続を代行してあげるよというところがありました。

買い物に行っと思って、気軽に手続をしてもらえれば、それは誰でも気軽にできると思うんですけど、大竹市はそういう気軽に買い物に行っって、気軽に手続してあげますから取得しなさいということは、どこかでしていらっしゃるのでしょうか。

国においては、総務省自治行政局から各都道府県知事殿、各指定都市市長殿ということで、大竹市にも届いと思うんですけど、国においては全国500カ所出張申請受付窓口を設置する申請促進キャンペーンや、民間事業者を活用したカード普及促進事業、カード未取得者に対するQRコード付きの交付申請書の送付、マイナポイント第2弾に係る集中的な周知広報や、全国商業施設での申請サポート等も実施することとしている。各団体においては、上記取り組みとも連携して、地域における申請機会の拡大が図られるよう、



新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上で、ワクチン接種会場や期日前投票所、商業施設等の出張申請受付や申請サポートの実施、希望する企業や地域の各種団体等を訪問しての申請受付等に積極的に取り組んでいただきたい、とあるんですね。

これは、1、2に要する経費については、マイナンバーカード交付事務費補助金、補助率10分の10を積極的に活用していただきたいというふうに書いてあります。今のようなことがあって、私が言ったところで、大竹市でこれはしているよというものがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（賀屋幸治） 市民税務課長。

○市民税務課長（岡崎研二） 休日に市民の方が多く訪れる商業施設におきまして、申請受付をされているということなんですけれども、そういったことにつきましては、やはり商業施設でやるということは一定の効果があるというふうに考えます。

また、令和4年7月27日から国の委託事業が開始されておりまして、これは携帯ショップでの申請受付が開始されております。本市におきましては、携帯ショップが4店舗ありまして、うち3店舗はゆめタウン大竹内に店舗がございます。この事業で、商業施設、携帯ショップでの申請受付というもので、商業施設での申請受付のほうはカバーできているのではないかなというふうに思っております。

大竹市としましては、現在公共施設での出張申請窓口の実施等を行っております。こうした、大竹市におきましては公共施設での出張申請窓口の実施等をして、取得率の向上というものを目指していきたいというふうに考えております。

また、これまでも窓口でのマイナンバーカード申請支援、マイナポイントの申込支援等をずっと継続して行っているんですけれども、本市では令和4年7月末現在で、マイナンバーカードを申請されている、取得されている方の年齢別でちょっと調べてみましたら、まず一番に、70歳代の方が一番多くて、次に80歳代の方、次に60歳代の方の取得率が非常に高くなっております。これは、地道にこういった窓口で申請支援を行ってきた成果が出ているのではないかと考えております。

また、令和4年度からの取り組みといたしましては、先ほどお伝えした出張申請窓口の実施のほか、カードを申請をしたんですけれども仕事等で平日に来られない方、そういった方のために、時間外と休日窓口の設置というものを月4回程度行っております。そういったことを利用される方も非常に多くおられます。

あと、公民館講座と連携して、そういった講座の中で周知を図ったり、講座の後にその出張窓口、そういったものを設置しまして、申請の受付等をしております。

また、広報おたけに毎月マイナンバーカードに関するテーマの記事を掲載いたしております。これはいろんなテーマを出しながら、Q&Aを取り混ぜながら、マイナンバーカードに関する利便性、あと、不安な方の不安を解消、そういったものの周知を毎月行って、これはもう3月まで行う予定にしております。

あと、今後の普及促進なんですけれども、この9月議会に補正予算のほうを提出させていただいているんですけれども、マイナポイント申込等支援事業委託料というのをちょっと提出させていただいております。これは窓口におきまして、カードの申請とマイナポイ

ントと一緒に、支援を必要とされている方のためにマイナポイントの申込支援もしているんですけども、やはりそちらのほうの説明等にかなりの時間を費やしているということになっておりますので、この時間を、マイナポイント申込支援を業者に委託することで、職員による公共施設での出張申請窓口の設置の機会を増やしていくということを考えております。こうしたことで、取得率向上に向けて今後もやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 児玉議員。

○12番（児玉朋也） いろいろやられているということで、動いてはおるんでしょうけれども、例えば公民館、広報、いろいろ言われました。でも公民館は行く人、広報も見る人しか見られないんですよ。もう見に行かなくてはいけない、やりに行かなくては、聞きに行かなくてはならないというところの、取得率を上げるために努力はしておられるんでしょうけど、商業施設等でやりますと、見える化されておるんです。歩きよったところにあるんです。ああ、やっちゃろうかということで、そういう気軽なところにももう少し目を向けてやっていただくと、もう少しパーセントが上がってくるんじゃないかなと。やる気でやってなくても、行ったときにやってしまったという人も目指して、少し目指していかれたら、もう少し上がるんじゃないかと思います。

それと、取得者の分析がさっきあったんですけど、70代、80代、60代とありました。年代別は分かるんですけど、地域別、ここの地域は多いよね、ここの地域は少ないよねというのが分かれば、やはりその地域に行って講習を開けば、いろいろ説明を受けることができと思うんですけど、地域別分析はしておられるんでしょうか。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、ちょっとマイクの機器が不都合のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

10時36分 休憩

10時38分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を続行します。

一般質問の途中ですが、児玉議員の3回目の質疑からお願いします。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） ありがとうございます。いろいろ大竹市としても手法を取られているということで、よくやっておるなど、今思いました。

しかし、今言われたことは、公民館に来られた人、広報を見た人。行く人、見る人という感じでした。町なかを歩いていてそこで手続していますよ、見える化をひとつ、そこに行ったら、ああ、こんなことしよるんだからやろうと。もうやる気がなくてもできる、やってしまったという人をちょっと増やしていったら、もう少しカードの取得率も増えるんじゃないかと、そういうふうに思いました。

それで、分析をしておられるということで、70代、80代、60代ですね。高齢者の方が多

いということで、地域別分析を行っておられないでしょうか。例えば今のこの地区の方が全然少ないよということになれば、集会所等に行ってそういう説明をしたりして、取得率を上げるという方法ができると思うんですけど、地域別分析をしているか、お願いします。

○議長（賀屋幸治） 市民税務課長。

○市民税務課長（岡崎研二） すみません、先ほどの商業施設の申請受付なんですけれども、大竹ゆめタウン等につきましては、国の事業と重複するということで、今回は市は公共施設のほうを中心にやろうということでございます。

それと地域別の分析なんですけれども、現在ちょっと年齢別の分析のほうしかできておりません。地域別で抽出できるかどうかも含めて、検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 児玉議員。

○12番（児玉朋也） ありがとうございます。

あまり年代別、地域別、全部分かってしまうと、本当に個人情報皆漏れじゃないかということで、かえってマイナンバー取得率が下がってしまうということもある、まあ、ないんでしょうけど、皆漏れですよ、地域別とか分かったら。

でも、地域別が分かれば、高齢者のいる地域が全然取得率悪いよね、ここの今の若い人がおるところの、仮に若い人がおるということで、年齢が低い小方ヶ丘としますか。20代、平均年齢が低い方がやっぱり取得率悪いねと言われれば、そこへ行って出前講座を開けば必ず上がると思うので、そのことも少し考えて、マイナンバーの普及に取り組んでいただければと思います。

国がほぼ全ての国民にカードを取得するように言っている限り、国は必ずやると思います。いろんな方法を取って、例えば免許証を付与するにもマイナンバーがないと付与できんとか、年金手帳もマイナンバーがないと手帳も上げられんとか、子育てのことだって、母子手帳があるじゃないですか。あんなもんにもマイナンバーがなければあげませんよとか、何かいろいろな方策を取ってマイナンバーを取得させたらという方法を取ってくると思いますので、そのときに大竹市は、もう普及率すごくあるから、そこまで焦らんでええよというような市にしておいていただけたら、市民の皆さんが助かります。

最後になるんですけど、100%というのはやっぱり無理があると思うんですよ。取得率を上げる方法、人から言われてやるもんじゃないと思うんです。大竹市に、マイナンバーカードを持つとっただけでなく、便利がええよと言われて取得するもんですから、そのようになるような大竹市にしていきたい、そう願います。願って終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 答弁はいいですか。

○12番（児玉朋也） はい。

○議長（賀屋幸治） 続きまして、5番、小中真樹雄議員。

〔5番 小中真樹雄議員 登壇〕

○5番(小中真樹雄) 質問前に、私、最近つくづく思います。最近の子供たち、学校の先生、本当に大変だなと思います。ゆとり教育の反動で、やれ英語やれ、やれパソコンやれ、やれアクティブラーニングがどうのこうの、そんな何かすごくいろんなことを、次から次に、あれやれ、これやれと文科省は言ってきますが、ただ、それをちゃんとフォローアップできているかどうか。特に今質問に関連する大きな障害として、小泉内閣の三位一体の改革で、義務教育費国庫負担割合を2分の1から3分の1にするという、私に言わせれば全くの暴挙を、よく知らない間にやられてしまっている。

なおかつ、これは昔からなのかもしれませんが、教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法ですね。残業代というか時間外手当、もう4%固定と決まっているって、これも結構ひどいなと。この2つっていうのは、現状何か改正するための非常に障害というか、これは国に何とかしていただかないと、ちょっとこれからの日本は、特に公教育は大変なことになるのではないかと、個人的には思います。

地方自治体が単独でできることっていうのは限られていると思いますが、少しでも子供たちのためにというか、先生たちのためにといいますか、できるだけいい方向を共に目指していけたらと思い、質問をさせていただきます。

教職員の働き方改革への独自の「処方箋」をと銘打っておりますが、7月23日号の週刊東洋経済に、あなたの子どもの学校が崩れる、公立学校から上がる悲鳴、教員不足が招く連鎖崩壊という、ショッキングなレポートが掲載されました。8月5日の朝日新聞には、教職敬遠、免許の取得最小、20万件割れ、中・高で大幅減との報道もありました。

文科省の調査などによると、全国の小中学校で、最低でも2,000人の教員が不足しているということが判明しています。もう今やブラックと呼ばれる教員の勤務実態を改め、教職員志望者を増やすには、実を伴う教職員の働き方改革の重要性が叫ばれています。

名古屋大学の内田良教授が公立小中学校教員を対象に昨年行ったアンケートによると、総時間外勤務の合計値が過労死ラインとされる月80時間を超えている教員が、小学校で59.8%、中学校では74.4%にも上っていたそうです。

そこでお尋ねします。市教委では、小中学校教員の総時間外労働の平均値を把握していますか。月80時間を超えるケースはどのくらいあるのでしょうか。

東洋経済のアンケートによると、授業以外のことに時間を取られ、「アリバイづくりのための書類作成が多過ぎる」や「保護者からの理不尽なクレームに心が疲れる」などで負担感を感じるとの声などが寄せられています。改善への処方をお持ちですか。

さらに、臨時的任用教員など、非正規教員への依存について伺います。全国の県・政令市調査での非正規率を調べた調査によると、広島県は43位の15.9%となっています。本来、同一労働同一賃金のはずですが、担任や部活動指導を臨時的任用教員などにも求めているということはありますか。さらに、産休や育休が心配なく取れるような体制はできていますか。

この東洋経済によりますと、やっぱり自分が産休などを取ることによって、他の教員に負担がかかるのではないかという気兼ねというのをすごく感じるというような声が、結構あるそうであります。総時間外労働が、先ほども申しましたように80時間を超えても、時

間外手当は4%打切りという過酷な労働に、思いを致すべきだと考えます。

私がこういう質問をあえてするのは、特に児童・生徒の保護者の方にも、教員の皆さんの過酷な労働実態というのを的確に把握して、理解していただきたいと。あまり無茶なことを言わないでくださいねという思いも込めてのものであります。市教委として、教職員の過重労働を減らすためにどういうことができるか、どうしたら過重負担を減らせるという、大竹市なりのモデルを示していただければ幸いです。

これで壇上での質問を終わります。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩をいたします。なお、再開は11時5分といたします。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

10時52分 休憩

11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、小中議員への執行部の答弁からお願いいたします。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、小中議員への御質問にお答えをいたします。

まず、小中学校教員の総時間外労働の平均値及び月80時間を超えるケースについてでございます。

大竹市教育委員会では、教員1人1人に出勤及び退勤時刻をパソコンに記録させ、勤務時間外在校時間を管理するとともに、毎月の報告により各校の勤務状況を把握するようにしております。

それによると、今年度4月から7月までの総時間外労働の平均値は52時間6分で、勤務時間外在校時間が月80時間を超える教員は、全体の18.7%。そのうち小学校教員は1%、中学校教員は17.7%でした。時期によって違いはございますが、勤務時間外在校時間の多くなりがちな教員については、まずは、校長が個別に面談などを実施し、多くなる理由などを把握するとともに、教員の思いに寄り添いながら、働き方について指導、助言をしております。また、教育委員会でも提出書類の削減や簡略化などに取り組んでいるところでございます。

次に、非正規教員に担任や部活動指導を求めることはあるかについてでございます。

非正規職員には、主に臨時的任用職員と非常勤講師があります。臨時的任用職員は、原則本務者の代員としての役割を担うため、担任や部活動顧問をすることがございます。一方、非常勤講師は時間講師なので、担任や部活動顧問をすることはございません。

次に、産休や育休が心配なく取れるような体制ができているかについてでございます。

産休や育休については、休暇期間が終了した場合に、産休・育休取得者が職場復帰すること、休暇の取得期間が個人の事情により変わることから、臨時的任用職員を充てる必要がございます。産休・育休の代員が必要となった場合には、大竹市教育委員会が臨時的任

用職員を探しますが、そうしたときのために、退職した教職員や臨時採用経験のある教職員などに関するリストを作成したり、県教育委員会や近隣の教育委員会と情報交換をしたりして、常に情報収集を行っております。

また、市町支援加配という加配教員を県に要望し、今年度は本市に3名の加配が措置をされております。この加配の役割は、市内の学校で、産休などで臨時的任用職員が必要であるにもかかわらず、どうしても代員を見つけることができない場合に、当該学校へ赴任し、教育体制を整えるというものでございます。

最後に、教職員の過重負担を減らすための取り組みについてでございます。

大竹市教育委員会では、令和元年6月28日に、学校における働き方改革取組方針を策定しております。この方針では、取り組みの柱として、学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備、部活動指導に係る教員の負担軽減、学校における組織マネジメントの確立、教職員の働き方に対する意識の醸成の4つを挙げ、取り組みを進めているところです。

具体的には、県のスクール・サポート・スタッフの活用、部活動の休養日の設定、PDCAサイクルに基づく業務改善、業務削減、定時退校日の推進などが挙げられます。

今後も学校・教員が本来担うべき業務に専念し、教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図るとともに、教員一人一人が健康で、生き生きとやりがいを持って勤務できる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上で、小中議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○5番（小中真樹雄） よく分かりました。

それでも平均値の52時間6分で月80時間を超えるのが、小中学校で18.7%っていうのはやっぱり多いんじゃないかなと、私は個人的には思います。いろいろな雑務が多いっていう、あくまでも授業と子供に向き合う時間、それを重視して、それ以外のことをできるだけ減らしていくという何らかのマニュアルというか、そういうものをつくれないうのかなと、私は個人的には思います。

実際、過酷な労働で精神疾患に伴う休職者数っていうのが、90年から20年間で5倍に増えたというデータなんかもあります。やっぱりそういう事態を引き起こさないためにも、労働時間を減らしていくというのは非常に大切なことだと思います。

校長がその80時間を超える人たちとかに何か言うということではなくて、もう80時間というある程度、一定の時間を超えたら、これはもうしてはいけないんだというようなルールみたいなものがないのかなと思うんですが、そういうのは無理なんですかね。だから校長が言うんじゃないくて、もう市の中で全体的に、もうこれ以上はやめましょうみたいなことができれば、その教員の方も、これはもう決まりなんだからというふうになっていくと思うんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

やっぱりもうちょっと強制力をもって減らしていかないと、ああこれはってやっていく人もいますけど、もう個人の、さっきの休職のほうの話もありましたけど、個人の善意に頼って、こういう状態を続けていくっていうのは、私はよくないのではないかと思います。

ますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） おっしゃるとおりでございます。毎月、先ほどの勤務時間外の時間が上がってくるというふうに、私もそれを見るたびに、どうにかならないのかなというふうに考えております。

ただ、今できる限りの中での対応はしているんですが、先ほど議員のほうからもございましたように、その辺りの強制力、これはなかなか、法的等においても難しい面があるかと思いますが、どうにか教職員の時間外の削減について考えてまいりたいなというふうには思っております。

私も含め、教師というのはやはり子供の健やかな成長であるとか幸せのためなら労苦を惜しまず仕事をやるという、そういうことを私も経験をしてまいりました。ただ、これからの時代、やはりなかなかそうはいかないので、しっかり今回の御意見を受け止め、考えてまいりたいなというふうに思っております。

大竹市の教育目標は、「笑顔・元気」かがやく大竹っ子の育成でございます。当然子供だけでなく、私どもも含め、教職員も笑顔で元気で仕事ができること、これがすなわち、先ほどの子供たちへの教育目標の到達というふうになるというふうにも考えております。今後、しっかりと考えてまいりたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○5番（小中真樹雄） 分かりました。ただ、長時間労働によってその人が倒れたりして、また新たな人を探さないといけないような事態が招来しないように、また、一番大事なのは、子供に向き合う時間をできるだけ確保するということ。それと、さらに学校ではそれだけかもしれないですけど、人によったらその仕事を家にまで持ち帰っているような人もいるかも分からないので、だからそういう人たちへのケアといいますか、それを十分にやっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（賀屋幸治） 続いて、6番、中川智之議員。

〔6番 中川智之議員 登壇〕

○6番（中川智之） 6番、公明党の中川智之です。よろしくお願いたします。

私のほうからは、ヤングケアラーの支援についてと、带状疱疹のワクチン接種の助成についてを質問させていただきます。

最初に、ヤングケアラーについてですけれども、耳慣れない言葉と思いますが、ヤングケアラーとは、家族の介護や世話などを日常的に行っている18歳未満の子供を言います。ヤングケアラーについて、政府は昨年4月に中学生と高校生、今年4月には小学生を対象に、いずれも初めて実施した実態調査の結果を発表しました。

全国の公立中学校に通う2年生、全日制高校の2年生を対象にインターネットで行われ、中学生から5,558人、高校生から7,407人の回答があり、世話をする家族がいると答えた割合は、中学2年生が5.7%で約17人に1人、高校生は4.1%で、24人に1人でした。世話を

する家族がいると答えた生徒のうち、頻度がほぼ毎日と答えたのは、中学2年生で45.1%、高校2年生は47.6%に上り、1日に費やす時間が7時間以上との回答が、それぞれ1割ありました。

今年1月には、小学6年生を対象に郵送などで調査を実施、9,759人の回答をまとめ、4月に発表。それによると、15人に1人に相当する6.5%が、世話をする家族がいると回答があり、世話をする家族がいる児童は、いない児童よりも欠席や遅刻、早退をする割合が高く、学業や健康への影響が懸念されるとありました。

政府はこの実態調査と前後して、2022年度から3年間を支援の強化に乗り出し、集中取組期間と定め、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、積極的な広報活動を行い、自治体に対しても支援を行うとあります。

そこで伺います。本市として、ヤングケアラーの支援について、現在どのように考えておられるのか。また、今後の計画、対策をお聞かせください。

次に、带状疱疹ワクチンの接種の助成について伺います。

带状疱疹は、子供のときに感染する水ぼうそうと同じウイルスで起こる感染症で、体の左右どちらかに、神経に沿って傷みを伴う赤い斑点と水膨れが多数集まって帯状に症状が表れ、通常は皮膚症状に先行して痛みが生じ、その後、皮膚症状が表れるとぴりぴりと刺すような痛みとなり、夜も眠れないような激しい痛みとなる場合があります。

気をつけなければならないのは、带状疱疹の合併症の1つであるハント症候群で、顔面神経麻痺、目まい、難聴などを生じたりします。日本人の90%以上が、带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏しており、加齢、疲労、ストレスや免疫力の低下などが発症の原因となることがあり、50代以降に発症しやすく、80代までに3人に1人がかかると言われていています。

この带状疱疹を予防する方法として、ワクチン接種があります。ワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、接種費用は生ワクチンが1回8,000円前後で1回で済むのに対し、不活化ワクチンは1回2万円余りで、2回接種しなければなりません。

この接種費用を助成している自治体があります。その中でも名古屋市は、接種費用の半額相当を助成しています。本市においても、带状疱疹に苦しむ人を減らすためにも、医療費の削減のためにも、ぜひ接種費用の助成を検討していただくようお願い申し上げます。

以上、ヤングケアラーの支援についてと、带状疱疹ワクチン接種の助成について、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 大人が担うような責任を引き受け、家族の世話を子供が行うヤングケアラーの問題や、市民の健康面を心配されての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、中川議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、ヤングケアラー支援についてでございます。

ヤングケアラーの法律、法令上の定義はございませんが、一般的に、本来、大人が担う



と想定される家事や、家族の世話などを日常的に行う児童を指します。

児童は、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響が出ることもあると言われており、その背景には、少子化や長寿化、核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化などがあると考えられます。

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題でもあり、本人や家族に自覚がないといった理由から、なかなか表面化しにくいと言われており、適切な支援につなげるためには、ヤングケアラーが疑われる児童の実態把握が重要であると考えます。

こうしたことから、児童が心身共に健やかに育つためには、関係機関、団体などがしっかりと連携し、ヤングケアラーの早期発見・支援につながる取り組みが求められます。現在のところ、ヤングケアラーの早期発見・把握のための調査などは予定していませんが、大竹市家庭児童相談室、大竹市虐待等防止ネットワーク、要保護児童対策地域協議会など、関係部署や関係機関などとの連携により、ヤングケアラーの情報を共有できる体制は整っています。

また、福祉事務所に設置している大竹市家庭児童相談室には、2名の家庭相談員を配置しています。ヤングケアラー対応のための専門職ではありませんが、家庭における児童養育の技術に関する相談などの業務の中で、養育の状況を把握し、ヤングケアラーの早期発見に努めています。

もし発見された場合は、家庭児童相談室が中心となり、関係部署や関係機関と連携し、支援策を検討することになります。

今後は、支援体制の構築・強化のための国の事業であるヤングケアラー支援体制強化事業や、ヤングケアラーの早期発見・把握のための福祉・介護・医療・教育の分野横断的な取り組み、児童委員など地域と連携した取り組み、関係機関職員研修など、一歩踏み込んだ取り組みについても研究していきたいと考えています。

次に、2点目の、帯状疱疹のワクチン接種の費用助成についてです。

現在、国内で認可された帯状疱疹ワクチンは、2種類ございます。弱毒化ウイルスの生ワクチンで1回接種のものと、遺伝子組換え法の不活化ワクチンで2回接種のもので、どちらの場合も注射で投与し、帯状疱疹ウイルスに対する特異的な免疫力を高める効果があるとされていますが、どちらのワクチンも発症を完全に防ぐものではなく、ある程度の予防効果や重症化を防ぐ効果があるものと認識しています。

また、不活化ワクチンを2回接種した場合、4万円を超える自己負担となり、接種希望者の経済的負担は決して少なくないと理解しています。

しかしながら、帯状疱疹ワクチンは現在、予防接種法に基づく定期接種ではなく、任意接種に位置づけられており、ワクチン接種で健康被害が生じた場合、予防接種法による国の予防接種健康被害救済制度は適用されません。そのため、本市では、帯状疱疹ワクチンを含む全ての任意接種について、費用助成は行っていません。

なお、帯状疱疹ワクチンは平成30年度から、国の厚生科学審議会の予防接種ワクチン分科会において、定期接種に向けた審議がなされているところでございます。この審議会では、帯状疱疹の疾病率や死亡率の評価、ワクチンに期待される効果や効果の期間、導入に

最適な年齢、2種類のワクチンの比較、安全性や費用対効果について検証が進められています。今後も国の動向を注視し、定期接種に位置づけられた際には、早期に接種できるような体制を整えていきたいと考えています。

以上で、中川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 中川議員。

○6番（中川智之） ありがとうございます。

ヤングケアラーですけれども、私たちが小さい頃は、兄弟の面倒を見るとか親の面倒を見るのは当たり前のように思ってたんですけど、今はしっかり子供の権利を守ると。今年、子ども基本法が成立し、来年には、こども家庭庁が創設されます。子供が子供としての権利をしっかりしなければならない、自覚しなければならないという大人の立場から、そういうふうに行われるんじゃないかと思っております。

やっぱりその、先ほど市長の答弁にありましたけれども、ヤングケアラーはなかなか見つけにくい。本人から相談に来ることも、あまりないと思います。いろんな関連機関で対応していくとお答えがありましたけれども、やはり専門分野を置くべきではないかと思えます。

いわゆる、例えば親御さんか、お年寄りの方が家族にいらっしゃって見守りをしなければならない、そこへ介護のケアの方が来られて、中学生とかが、私が見ていると言っていた場合、この中学生を介護者とみなして、もうそこから介護サービスを受けることができないといったこともあると言っておりますので、やはりその辺を、そこだけに任せるのではなくて、やはり何らかの横の形、横の連携とかを取り合いながらも、ヤングケアラーの専門分野を設けるべきではないかと思えますが、その辺いかがでしょうか。ちょっとお願いします。

○議長（賀屋幸治） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） ヤングケアラーに限ったものではないんですけども、いろいろ問題を抱える方というのは時代とともに変わってきて、社会が変わりますから、それに合わせて問題を抱える方というのは常に出てまいります。そのたびに、ちょっと申し訳ないんですけど専門部署を設けるといのは、市の単位で言いますとちょっと難しいというのが現状です。

市長の答弁にもありましたとおり、今ある組織を使ってそれぞれが目を光らせて、見つけるということを意識をしながら取り組んでいく、見つけたときには関係の部署が集まって支援をしていく、そういう体制でやっていきたいと考えております。

○議長（賀屋幸治） 中川議員。

○6番（中川智之） 分かりました。

現在、大竹市は、3校、小学校、中学校ありますけれども、全校生徒合わせると大体1,741人という、ちょっと計算をしてみたんですけど、それに高校生がちょっと何人いるか分からないんですけど、市外に通っているとかありますので、それを合わせると大体2,200人ぐらいになるんじゃないかと、18歳以下の小・中・高生ですね。

それで先ほどのデータにもありました5%で当てはめると、120人ぐらいヤングケアラ

一の方がいらっしゃると。それが、勝手な数字の計算ですけれども、そこら辺をやっぱりしっかりと面倒というか、手を尽くしていかなければならないと思いますが、例えばその教育の現場とか、教育の現場だけにしましょうか、そういう方がいらっしゃるなど感じた方があるかどうか、ちょっとお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（賀屋幸治） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） 教育現場において、ヤングケアラーに関わって、まずは文科省のほうからヤングケアラーの把握やその対応について何かしらの通知があるかということ、まだその段階にはなくて、学校でこういった把握をなさいますとか、こういったところに注意をなさいますというような通知のほうは、現在ではないというところです。教職員についても、これから研修が必要であるというようなことが、文科省と厚生労働省の協議の中で示されたというようなことです。

学校においては、ヤングケアラーに特化してということではなくて、やはり子供たちの状況を常に教員は気を配って、特に担任が見ておりますので、変わった状況がありましたら、管理職、それから場合によっては、先ほどのお話にありましたが、福祉課とか教育委員会とか、そういった関係機関、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携をしながら取り組みを進めているという状況になっています。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 中川議員。

○6番（中川智之） ありがとうございます。これからということなんですね。

国のほうが先に先行して、やりなさい、やりなさいという感じになってるんじゃないかと思うんですけど、一応国がまとめた支援策というのが4つあります。

御存じだと思うんですが、1つが早期発見、2つ目が相談支援、3つ目に家事・育児支援、4つ目に介護サービスの提供と、それぞれいろいろあるんですけど、この中で早期発見、それで今みたいな、学校で休みがち、忘れ物が多い、宿題ができない等の兆候がある児童生徒がおられると。そういった児童生徒に対して、この子の背景に介護の家族がいらっしゃるのかどうか、そこら辺まで踏み込んでいって、ではその介護の、どういうふうにかこの子は関わっていらっしゃるのかと、そういうところまで突っ込んでいかなければ、ヤングケアラー支援というのはいかならないと思うんですよ。だからそういったことにしっかりとこれから取り組んでいただいて、誰一人取り残すことのないようにしていただきたいと思うのです。

未来ある子供たちですので、大竹市に住んでよかったなど、子供さんも親御さんも喜んでいただけるような、そういう対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、带状疱疹なんですけれども、私の知り合いに、非常に苦しんで、10年ぐらい前に発症して、今も神経痛で痛んでいるというふうな方がいらっしゃいます。なかなか、病気になったら、あのときやっておけばよかったなど、幾らお金を積んでもやっとならばよかったなどと思うんですけど、健康なときはそうは思わないで、予防接種ですから、別に打たなくても発症はないだろうということがあられるかもしれません。

でも、3人に1人は80代までにかかると言われていています。ひょっとしたら新型コロナよりもかかる率が高いんじゃないかなと思ったりしますけれども、それほど発症する率の高い病気ですので、どうか前向きに検討していただいて、助成、半額でなくても4,000円まででいいですよという助成ができればと思いますので、その点について、何かちょっとあればお願いします。

○議長（賀屋幸治） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） 先ほど市長のほうも答弁いたしました。非常に高額な自己負担がかかっているのは承知しております。

今、新しい不活化ワクチンのほうも、全国的にどの程度の方が打たれているのか分かりませんが、その効果のほうも徐々に検証されていくものと思われまますので、そういった辺りを確認した上で、本当にどれぐらいの方に有効なのか、その費用対効果はどうかというところは、今後見ていきながら、検討のほうはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 中川議員。

○6番（中川智之） ありがとうございます。分かりました。

ぜひ前向きに検討していただくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 続いて、8番、北地範久議員。

〔8番 北地範久議員 登壇〕

○8番（北地範久） 創造と安心・安全のまちづくりを目指す、チーム創安の北地でございます。今日はよろしく願いいたします。

このたびは、生ごみの減量化への取り組みについての質問をお願いいたします。質問といたしましても、提案としての質問になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大竹市のごみ収集処理及び減量化への取り組みの歴史については、昭和42年度のダストボックス方式の混合収集方式によりごみの収集処理が始まりましたが、資源の有効活用の観点などから、昭和62年12月から分別収集を開始し、平成7年12月からはごみの減量化を推進するため、ダストボックス方式からステーション方式となりました。その後、平成15年1月からは、ごみ固化燃料方式、いわゆるRDF方式が始まりました。その後、平成31年4月より、可燃ごみの処理を廿日市市との広域による焼却処理方式に変更し、併せてプラスチックごみの処理を市内の事業所への委託による固化燃料方式、いわゆるRPF方式へと変更されました。

この間、分別収集については4種類から12種類に広がり、資源の有効活用への努力もされていることは、皆様御承知のとおりだと思います。このようなごみ処理方式の変遷の中で、ごみの減量化も促進されたことは言うまでもありません。

平成25年度から令和3年度までの経緯で比較してみれば、総量では9,136トンから7,851トンで、1,285トンの減となっています。そのうち可燃ごみでは、5,915トンから6,043トンとなり、128トンの増となっていますが、これは数量的には増えているのですが、プラ

スチックごみを見ると1,032トンから429トンと、603トンの減となっております。これは、汚れたプラスチックごみは、燃やすごみに入れることとなったことで、実質可燃ごみもプラスチックごみも、量的にはそれぞれ減となっていると思います。

これらのことを見れば、ごみの減量化については、皆さんの努力により、随分と促進されていることが言えると思います。

また、経費の面においても、RDF方式から廿日市市との広域による焼却処理方式になったことにより、過去のRDF運転経費の平均と比較すれば、令和2年度の決算ベースで年間約8,500万円程度の減額となったと聞きましたが、経費の面では大変大きかったと思います。市民の皆さんの協力の下、分別・減量化と併せ、経費面においても進展は見られていると思っているところです。このことは、職員の努力はもとより、市民の皆さんの協力が推進の大きな原動力となっていることは、言うまでもありません。

ごみ収集処理や減量化の現状につきましては、このようになっているところでございますが、これから本題に入るわけですが、今日の質問は、ごみの中にも、大きく分ければ可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみなどいろいろあるわけですが、今回はその中でも、家庭から出る生ごみに特化して、コンポストを利用した減量化について質問させていただきます。

コンポストとは、堆肥、それや堆肥を作る容器などのことを指し、家庭から出る野菜くずなどの生ごみや落ち葉、汚水などの有機物を微生物の働きによって発酵・分解し、堆肥を作る仕組みのことを言います。その中でも、生ごみを発酵・分解してできた堆肥のことを、生ごみ堆肥と言うそうです。

有機物を発酵させ、堆肥を作り出すこの仕組みは、今から400年前の江戸時代には既に生活の一部であったとも言われており、植物を栽培するのに古くから利用され、昔からの知恵でありながら、その技術は近代に確立した比較的新しい手法だそうです。

この生ごみ処理のリサイクルに使うコンポストにはいろいろな種類がありまして、現在、大竹市で取り組み、扱っているのは、清掃事業の概要によりますと、まず、生ごみ処理バケツ。これはいわゆるEMぼかしで、専用のバケツ型の処理容器を使用するものです。それからコンポスト、これは生ごみを堆肥化するために、畑などの屋外に容器を設置するもので、大きい緑のバケツをひっくり返したようなものをよく見かけるものです。それから段ボールコンポスト、これは生ごみを堆肥化するための通気性のよい段ボールと、もみ殻くん炭等の内容物を組み合わせたものです。一般的にはよく家庭で利用されているようなものです。それと電動生ごみ処理機、これは温風などで生ごみを乾燥させて減量化する、電気式の処理機を言います。このように、4種類の処理方法について、生ごみ処理容器の購入者に対して補助金を交付しているところです。

このように、処理方法にはいろいろあるわけですが、今年の初め頃、コンポスト使っでの生ごみ処理のテレビ番組がありました。この番組は、広島県の三次市や安芸高田市などの県北を中心に、中身の基材から容器まで、県内の廃止・放置される予定だったものを活用し、事業化したという紹介番組でした。コンポストといえば段ボールコンポストを想像していましたが、この番組ではビニールバッグを利用したコンポストということで、少し

イメージが変わりました。

実は、我が家ではごみ出しの担当を私がしておりまして、特に月曜日と木曜日の燃えるごみの日のごみ袋が大変重たくて、どうにかならないかと思っていました。このごみ袋が重たいのは、中の生ごみが水分を多量に含んでいることで、生ごみの80%は水分と言われているのですが、このことが原因と思っています。日頃の悩み解消のため、番組を見てバッグを購入し、コンポストに挑戦することにしました。生ごみを排除したごみ袋の重さは、感覚ではございますが、半分以下のような感じとなりました。そして、これを全世帯で取り組めば、相当な経費の削減につながることも思ったところです。

では、大竹市において家庭から排出される可燃ごみ、いわゆるごみステーションにオレンジ色の文字で書かれた袋になりますが、家庭系収集可燃ごみで出されるごみのうち、生ごみの量がどのくらいあるのか調査してみると、家庭系収集可燃ごみの量としては数字がありますが、生ごみということでの排出量の数字はないので、大竹市一般廃棄物処理基本計画にあります、平成29年度に実施した家庭から排出される燃やすごみの組成分析によりますと、生ごみの量としては調理くずが27.51%、手つかず食品が6.88%、食べ残し4.68%となっており、全体の39.07%が生ごみと思われます。

令和2年度の家庭系収集可燃ごみ全体で4,003トンとなっており、先ほどの39.07%を掛けますと、生ごみは約1,564トンということになります。また、これを経費の面で計算すると、処理費全体では約1億6,000万円ですが、令和2年度の可燃ごみ広域処理単価が、トン当たり1万9,235円と聞いておりますので、生ごみだけでも先ほどの約1,564トンでは3,008万3,540円となり、生ごみがなくなれば、単純計算ではございますが、約3,000万円の経費節減となります。家庭で80%の水分を切るだけでも、約2,400万円の削減効果が出てくるということです。

理想論で言えば、全世帯でコンポストを活用して処理していただければと思うところではございますが、到底無理な話で、現在でも既にコンポストを活用されている世帯もありますが、これから少しでも活用を広げていけば、削減効果は出てきます。市民の皆さんにコンポストを少しでも活用していただけるようにとの思いが、今日の質問でございます。

活用するにしましても、コンポストにもメリット・デメリットがあります。コンポストは個人だけでなく、広く地球環境や持続可能な食の循環にもメリットがありますが、メリットとしてはまず、生ごみが減ることです。御飯や魚、野菜などの食品ごみをコンポストに入れて処理できるために、生ごみの量を減らすことができます。また、生ごみを捨てる回数やごみ袋の購入も少なく済みます。それから、二酸化炭素の排出を削減できることです。

先ほども言いましたが、生ごみの約80%は水分と言われております。焼却するにはより多くの燃料が必要になるほか、二酸化炭素の排出量も増えます。コンポストを利用して生ごみの量を減らせば、二酸化炭素の排出を抑えることが期待できます。

それから、堆肥をプランターや庭・畑に利用できることです。コンポストで作られた堆肥は、栄養がたっぷり含まれています。そのために植物の栄養分を補うのに役立つだけでなく、さらに土壌を改善する効果もあります。また、食糧サイクルができることです。コ

ンポストで作った堆肥を菜園で使用し、収穫した野菜を食べる。そこで出た野菜くずをコンポストに入れる。このような食の循環にも取り組みます。

こういったメリットの反面、デメリットとしては、堆肥になるまで手間や時間がかかることです。堆肥を作るには、コンポストの容器や装置、設置場所などにより、数時間から4カ月程度かかります。また、その間も、毎日、あるいは週に1回程度かき混ぜる必要もあります。それから、微生物が分解できない材料は使用できないことです。コンポストは微生物が材料を分解することで堆肥ができます。コンポストに微生物が分解できない材料を入れても、堆肥はできません。経験上ではございますが、桃の種、鳥や魚の骨や貝殻、栗・トモロコシ・タケノコの皮などがありました。

また、虫や悪臭が発生する場合があります。土の量に対して生ごみや水分が多くなると、虫や悪臭が発生する可能性があります。生ごみの入れ過ぎや水分量に注意して管理することが大切です。

このように、コンポストの活用にあたっては、メリット・デメリットがございます。コンポストを使うと、毎日のことなので手間がかかり、面倒なことではありますが、毎日生ごみを入れても微生物がしっかり処理をしてくれて、不思議なことに、量が増えることはありません。また、CO<sub>2</sub>の削減にもつながる大きな利点があります。

生ごみが肥料となり、畑などにまかれ、いい野菜ができる。今盛んに言われているSDGsそのものとも思います。自分や家族にはもちろん、地球環境全体にまで影響を及ぼしているのです。身近な自分の暮らしが、環境活動への大きな一歩にもなります。

このように、環境のリサイクルができるとともに経費の削減ができれば、大竹市にとっても地球にとっても、大きなメリットになります。これを行うには、職員の皆さんの努力はもとより、市民の皆さんの理解と努力は必須で、欠かせないものではございます。このようなコンポストを活用した生ごみの減量化について、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、登壇しての質問を終わります。答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時ちょうどいたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時55分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（網谷芳孝） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長は所用のため、副議長において議事を運営してまいります。よろしく願いいたします。

それでは、8番、北地議員への答弁を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 持続可能な社会の実現には、地球環境を守っていく取り組みが重要なこととございます。その第一歩として、市民に身近なごみの減量化やリサイクルの取り組み

みについて御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、北地議員の御質問にお答えをいたします。

現在、本市で収集された生ごみは、燃やすごみとして一度大竹市可燃ごみ中継施設に搬入して保管した後、廿日市市の可燃ごみ広域処理施設、はつかいちエネルギークリーンセンターで焼却処理しています。

議員が提案されているコンポストは、生ごみを堆肥化して再利用し、廃棄物として出さないようにすること。また、乾燥させることで、容積及び重量を削減することを目的に活用されています。

その効果は、身近なところでは、ごみの水分が減ることで雑菌の発生が抑えられ、ごみステーションにおける悪臭の発生を抑制できること。カラスなどがごみステーションの生ごみを漁り、ごみを散乱させることを抑制できることがございます。また、ごみを運搬する車両が使用する燃料を減らせること、焼却施設での処理が早くなることから、二酸化炭素の排出量を減らせることなどの効果もあると考えられます。さらに、ごみの重量を減らすことにより、処理費も相対的に減らすことができます。

そこで、コンポストの活用促進についてでございますが、国が持続可能な社会の実現に向けて、循環型社会、低炭素社会及び自然共生社会の構築に取り組む中、その取り組みに資するものと考えます。本市においても、生ごみ処理容器購入補助金交付要綱を定め、コンポストなどへの補助金を交付することで促進を図っているところでございますが、近年は補助金申請が少ないのが現状です。

議員が御指摘のとおり、生ごみの約80%が水分と言われていることから、市としては改めてコンポストの活用促進に向け、補助制度の周知を行ってまいります。また、市民の皆様がコンポストを使用されない場合であっても、御家庭でなるべく食べ残しを出さないよう努めていただくとともに、ごみを出す前には水切りなどして、できるだけ水分を含まないごみ出しに御協力いただくようお願いし、今後ごみの運搬及び焼却処理の効率化、ごみの処理費用の削減が図れるよう努めてまいります。

以上で、北地議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（網谷芳孝） 北地議員。

○8番（北地範久） どうもありがとうございました。市長におかれましては、以前から取り組まれている事業なので、十分認識はされており、質問には賛同いただいたと理解しておりますので、よろしく願いいたします。

問題は、答弁の中にもありましたように、最近補助金申請が少ないということで、いかに市民の皆様がこの意識といいますか、それをコンポストに向けてもらうかというのが、今後の課題となってくるのではなかろうかと思っているところでございます。

そういうことの中で、公衆衛生推進協議会、いわゆる公衛協ですけれども、環境面でも大変活発に活動はされているところでございまして、コンポストについても扱われておりまして、この協議会でコンポストを購入すれば、市の補助金を差し引いた金額で購入できるようでございます。

この公衛協の関係でございますけれども、どのぐらいの利用があるのか把握されている



のでしょうか。また、取り組みの現状とか市民への周知はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○副議長（網谷芳孝） 環境整備課長。

○環境整備課長（・谷明洋） 公衛協の取り組みでございますけれども、こちらのほうの幹旋しているコンポストと生ごみ処理等バケツの売却の実績についてなんですけれども、ここ数年は横ばいか、もしくは減少しているという状況であります。一応令和3年度で見ますと、コンポストが6件で、処理バケツが8件となっております。

この理由として公衛協のほうでも考えているのが、コンポストは、先ほど議員のほうからもありましたけど、生ごみを堆肥にして菜園などで活用することを主に目的にしているものでございますけれども、近年は高齢化とか、それから後継者不足によって、農地や家庭菜園などが減少していることが1つになるのかなというふうに、ちょっと思われます。また、お話にもありましたように、臭い等の発生を懸念して、若い方がちょっと手を出しにくいという、そういうこともあるのかなというふうに思われます。

コンポストの助成制度等の周知活動についてなんですけれども、一応、毎年各戸に配布しておりますごみカレンダーのほかに、不定期ではありますけれども、市広報とか公衛協だよりに掲載をするようにしております。今後もコンポストを使用する際の不安などにも対応できるように、もう少し効果的なPR活動ができないかなというふうに考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○副議長（網谷芳孝） 北地議員。

○8番（北地範久） ありがとうございます。

実績としては一桁の数字なので、大変少ないということでございますけれども、処理バケツなんかは年々、これ1年で終わるわけじゃないので、積み上げていけば結構な数字にはなってくると思います。コンポストにしてもそうだと思いますけれども、利用している方々は結構いるんだろうとは思いますが。

こういう方々にぜひ利用の促進をしていただければと思うところですが、いろいろな、ほかにも周知の努力もされているようですけれども、活用というところまでは、まだなかなか難しいように感じました。今後も、今回を啓発のチャンスと捉えて取り組みを続けていただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

市内にはコンポストに取り組んでいる民間団体がございますけれども、先輩議員の紹介で、私も機材をその団体から購入しているところがございますけれども、こういった民間の団体の活動を、市としてはどのように把握されているのでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（網谷芳孝） 環境整備課長。

○環境整備課長（・谷明洋） 一応公衛協のほうでは、市内のNPO法人が1団体活動されているということは承知しているところなんですけれども、具体的にその業務をする上で、連携はしているというところはありませんで、現在の取り扱い商品もちょっと異なっておるようで、すぐに連携できるというふうには、考えてはいないようなんですが、情報交換など、そういった今後可能なことがあれば検討していきたいというふうに考えております。

○副議長（網谷芳孝） 北地議員。

○8番（北地範久） 連携もあまり取れてないようではございますけれども、コンポストを普及することにおいては、民間との連携というのも必要になってくるのではないかとは思いますが、とりあえずは情報交換をするというような方法で検討してみたいという答弁でございましたけれども、そのグループも結構高齢化、この前ちょっと買いに行ったときに見たんですけれども、結構高齢化しております、その辺、何か手助けを公のほうでできれば一番いいんですけれども、もしそういうのがあれば、またよろしく願いいたします。

水分を除去することは非常に重要なことと思っておりますけれども、ヒアリングの中で、中継施設において除去した水分が処理できていないというようなことも、ちょっとお伺いしました。ぜひこの辺は、水分を処理できればかなりの経費節減になると思うんですけれども、ぜひ下水道部局と調整しながら、その辺検討していただければと思います。これはお願いしておきます。

今回は、コンポストの活用による生ごみの減量化ということで質問をいたしました。現在、先輩議員のアドバイスを受けながらコンポストを活用しているところでございますが、先ほど休憩時間にも、私も使っているんだよというお話もいただきました。以前、使ってみたいという同僚議員もいまして、早速購入していただきまして、今情報交換をしながら楽しんでいるといいますか、コンポストを楽しんでいるところでございます。これからも仲間が増えればというふうに思っているところでございます。

ごみの減量化、経費の削減ということにおいては、生ごみを含む燃やすごみを対象に、排出量の削減、資源ごみへの分別移行に取り組むことにより、資源化量の最大化、最終処分場の最小化を推進することが重要と、基本計画にもうたわれております。これからもしっかりとこのことを推進する施策を講じていただきますようお願いいたします。質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（網谷芳孝） 続きまして、7番、小田上尚典議員。

〔7番 小田上尚典議員 登壇〕

○7番（小田上尚典） 7番、清誠クラブの小田上です。本日も一緒に考えていければと思います。一般質問をさせていただきます。

通告のとおり、大好き大竹応援大使、公共施設のデジタル化の取り組みについて、そして、DXの方向性の3点について伺います。

まずは、大好き大竹応援大使についてです。

令和3年にスタートした、この大好き大竹応援大使。目的は大使の活動を通じて効果的に市の魅力を発信すること、市の認知度、イメージの向上と地域の活性化とあります。第1期大竹市まちづくり基本計画でも、この制度を活用した市外へのPRに取り組むとされています。

この制度は、以前から多くの自治体を取り入れており、耳なじみのある大使といえば観光大使です。今年6月に東洋経済新報社が発表した2022年度版住みよさランキングに、広島県内で唯一全国トップ50にランクインした本市の特徴や強みを鑑みて、あえてこの大好

き大竹応援大使という名称にされているんだろうと思います。広報大使とも言えるこの制度で、大使の方にはしっかりと御活躍いただき、他市にはない多方面からのPRを行い、目的を達成してほしいと思っています。

現状4名の応援大使が登録されていますが、現在の活動状況をどのように把握されているのでしょうか。加えて、ふだんの大使の方々の情報共有や連携はどのようにされているのでしょうか。密な連携があつてこそ、それぞれの大使の活動に応じた広報、PRを行えるのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、公共施設のデジタル化です。これはDX、デジタルトランスフォーメーションに至る前の話です。先ほど先輩議員も触れられましたデジタル田園都市国家構想基本方針が令和4年6月7日に閣議決定されるなど、デジタル化の推進は進んでいます。この計画において、デジタル基盤が整備された都市のみを対象とするものではない。むしろ過疎化・高齢化の課題先進地である地方においてこそ、デジタル技術を活用し、社会課題の解決を図っていく必要があるとしています。

この地方の社会課題解決の要素として、地方に仕事をつくる、人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、魅力的な地域をつくるという4つの分野分けをされています。

デジタル技術を活用する、この取り組みの中で大前提として重要なのは、Wi-Fiを含むインターネット通信環境です。総務省はこれまで複数年にわたり、公共施設のWi-Fi環境整備について補助を行ってきましたが、今後の方針では、ローカル5G、Beyond 5Gなど新技術の促進、新規規格Wi-Fiの解禁など、既にこれまでのWi-Fiやネット環境ありきで、次のステップに移っています。

本市においては、インターネット上、オープンデータで確認できるフリーWi-Fiがある施設は、アゼリアおおたけ、サントピア大竹の2カ所です。他の施設においては、利用の際にインターネット環境があるのかすら分からない状況です。

本市において利用者の利便性を上げるために、ネット環境の整備と活用が必要と考えますが、整備の指針となるものは現在ありますか。加えて、アゼリアおおたけにはフリーWi-Fiが設置されていますが、同じ社会教育施設で見たときに、総合市民会館、公民館、図書館などにはフリーWi-Fiはありません。この差は何なのでしょう。

先ほど触れた魅力的な地域をつくるという点で、デジタル田園都市国家構想の中には、地域コミュニティづくりにおいて、デジタルの活用で公民館、図書館などの社会教育施設の利用促進が必要と記しています。このような計画がある中で、もうWi-Fiをつける理由を説くことよりも、Wi-Fiがない理由を説明する時代に来ていると思います。これまで進んでない理由に、これからの方針、併せてお聞かせください。

3点目は、DXへの取り組み方、考え方について伺います。

今年度から、企画財政課内の係編制が3係体制から4係体制に変わり、情報政策係と広報広聴係ができました。その中でも情報政策係は、DXへの取り組みを行うことが、市広報などでもお知らせされています。

国は令和8年3月までを期限に、自治体に取り組むべき施策等を出していますが、進捗

状況はいかがでしょうか。DXへの意識の変化などはありましたか。組織ができて間もないということで、大きな変革は難しいと思います。これからどのような取り組みを行っていくべきなのか、お考えをお聞かせください。

以上、登壇しての質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願いたします。

○副議長（網谷芳孝） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） ふだんの活動の中で大竹市を応援してくださる大好き大竹応援大使に御注目いただき、また、国が注力するDXの推進に着目した御質問をいただきました。議員の皆さんにおかれましても、応援大使と同様に、大竹市のPRに御協力いただいております。ありがとうございます。

それでは、小田上議員の御質問にお答えをいたします。

2点目の、公共施設のデジタル化に関する御質問のうち、教育委員会が所管する公共施設へのWi-Fiの設置に関しては、後ほど教育長が答弁いたします。

まず、1点目の、大好き大竹応援大使に関する御質問についてです。

大好き大竹応援大使は、市の魅力を発信し、応援する者を本人の申請により市が登録することで、大使の活動を通じて効果的に市の魅力を発信し、市の認知度及びイメージの向上と地域の活性化を図ることを目的として設置したものです。

大好き大竹応援大使は、本人からの申請を受け、市で定める一定の要件を満たす場合に登録するもので、現在4名の方を登録しています。大好き大竹応援大使に登録された方に対して、市から報酬などの支払いはなく、自身の活動を通じて、御自身のペースで情報発信していただいています。

大好き大竹応援大使の活動状況ですが、ただいま申し上げましたとおり、大使自身の活動の中での情報発信ですので、大使自身がSNSなどに掲載された本市に関する情報などは、随時閲覧により把握しています。大使によってはメディアへの露出もありますので、議員もテレビなどで御覧になられたことがあるかと思えます。また、本市のフェイスブックなどでも、大使自身の活動で本市に関わりがあるものなどがあれば、大好き大竹応援大使であることを添えて、随時情報発信を行っています。

このように、あくまで大使自身の活動を通じて、自発的または間接的に市の魅力を発信していただく制度であり、ふだんから大使と密に連絡を取ることはありませんが、必要に応じて情報共有や連携を図っています。

現在は、広報紙の最新号をホームページに掲載するタイミングで大使の方にお知らせすることで、本市のイベントなどの情報提供を行っています。今後、大使に期待する役割ですが、大使自身の活動が本市の魅力を発信や認知度、イメージの向上に貢献するよう、ますますの御活躍に期待するとともに、本市としましても、その活動を応援していきたいと考えております。

次に、2点目の、公共施設のデジタル化についてです。

公共施設におけるWi-Fiなどを含む通信環境の整備についてですが、現段階において本市の情報政策としては、全ての公共施設を対象として、アゼリアおおたけのような、

施設内のどこでも利用可能な規模のW i - F iを整備していく指針はありません。今後、整備する意義や必要性が生じた場合には、その効果も含めてしっかりと検討していきたいと考えております。

最後に、3点目の、DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する御質問についてです。

国が定める自治体DX推進計画においては、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みをそろえて取り組んでいく必要があることが明記されており、本市としましては、国が策定した計画及びその実現のための手順書に沿って取り組みを進めているところです。

また、国・県や他市町の動向を注視しながら、どのようなデジタル技術を活用して市民の利便性を向上させるのか、業務効率化を図り、行政サービスの向上につなげていくのか、慎重に見極めながら進めていく必要があると考えております。

初めに、進捗状況についてお答えいたします。

自治体DX推進計画では、自治体情報システムの標準化・共通化や、行政手続のオンライン化などの重点取組事項が掲げられています。情報システムの標準化などについては、令和7年度までに国の策定する標準仕様に準拠したシステムの移行に対応するため、現行のシステムの調査やスケジュール策定をはじめとして、計画的な導入に向けた検討を進めています。

また、行政手続のオンライン化については、今年度末までに子育てと介護の26手続について、マイナポータル上でマイナンバーカードを用いてオンライン手続が可能となるよう取り組んでいるところです。

さらにAIの利用促進については、今年度、全国の自治体で既に効果実績のあるAI議事録作成支援システムの導入を検討しており、現在、導入効果を検証中です。

次に、DXの全庁的な取り組みと職員の意識の変化についてです。

DXの推進は、全庁的な体制として取り組む必要があります。本市としても、私を含め、副市長、教育長、各部長で構成する庁議及び行財政システム改善推進本部会議において、DXに関する情報をしっかりと共有することで、組織や職員への意識づけを図っているところです。

また、毎年、企画財政課職員と各課の担当課職員で実施している、まちづくり基本計画実施計画及び当初予算編成に向けた事業の事前点検においては、各課からDXの導入による市民サービスの向上や業務の効率化が期待できる事業について提案してもらっています。今後、各課からの提案については、費用対効果などを検証した上で、導入の是非を決定していきたいと考えています。

現状において、職員の意識がどのように変化したかを読み取ることはできませんが、今後とも職員のDXに対する理解の促進や実践意識の醸成が高まることを期待しております。

以上で、小田上議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（網谷芳孝） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、小田上議員の御質問にお答えをいたします。

社会教育施設は、生涯学習グループや地域団体などがさまざまな活動を行う場として、また、それら活動を通じて誰もが気軽にまなぶ・つどい・むすぶことができる場としての役割を担っております。これらのグループや団体が施設を利用する際には、既に市民生活の中に広く浸透しているスマートフォンやタブレットなどの情報端末を活用してさまざまな情報検索をするなど、日常的に使用されている姿をお見かけをいたします。

また、社会教育施設で実施しています公民館事業では、情報端末に慣れ親しんでもらうために、インターネットを活用した講座を設けるなどしており、市民からも好評を得ているところでございます。今後も引き続き情報端末の利活用事業を展開していきたいと考えているところですが、そのためには、施設内で情報端末を気軽に利用できる環境整備を進めていかなければならないと考えております。

しかしながら、限られた予算の中で行わなければなりませんし、各施設共に老朽化が進み、近い将来、施設自体の方向性を考えなければならぬ時期に差しかかっているところでもありますので、施設内全ての箇所において、個人の情報端末を自由にインターネット環境に接続できるような整備をすることは難しい部分があり、今後の事業展開や優先度を見極めながら進めてまいりたいと考えております。

一方で、大竹市立図書館については、中学生、高校生などが学習できるスペースを設けていることもあり、その利用者のほとんどが、情報端末を利用してさまざまな情報を取得をしております。

しかしながら、学習スペースが地下であるため、インターネットにつながりにくいという課題がございます。以前から学習支援を含めた利便性の向上という観点で、インターネット環境の整備を進めていかなければならないと考えており、現在その整備手法などを検討しているところでございます。

ただし、学習スペースが遊興などに使われることのないよう、利用手続や禁止事項などについて、先進地事例を参考にしながら、環境づくりの中に盛り込んでいかなければならないとも考えております。

以上で、小田上議員への答弁を終わります。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） 答弁ありがとうございます。

まずは、大好き大竹応援大使のほうから行かせていただけたらと思います。

この制度ができて、一番最初から今まで4人おられるんですけど、一番びっくりするとか、そうかというのは、本人からの申請というところかなと思います。

確かに、自分がやりたいよと言ってくれた人が条件を満たしているかどうかということだろうと思うんですけど、この役割の中で、大使が活動する中でさまざまな場面で市の魅力を積極的に宣伝すること、市が実施する各事業へ可能な範囲で協力すること、そのほか市長が認めることっていう、役割が3つ決まっています。

その中で、登録の要件としては、市内在住もしくは出身とか、ゆかりがある方を、市の魅力を積極的に多くの人に宣伝できる方っていう定義で、例えば、載ってますけど、SN

Sのフォロワーまたは友達数が1,000人以上、あとは定期的にテレビ・ラジオなどに出演する場合がある、3点目、定期的に新聞、雑誌などに寄稿、掲載などする機会があるというところですか。

何の連絡もなしって言うわけではないと思うんですけど、日頃どういう活動をされてますかっていうところの確認ですね。大使の方がこういうところに行くよとかって言うのがあれば、じゃあそういうところで、うちはこういうものがあるので、例えば特産品だったらこういうものがあります、観光だったらこういうものがありますので、これをPRしてくださいって言うような、結構密な連携って言うのが必要だと思うんですけど、しかも本人から申請してもらっているんだから、ちょっと協力してもらってもいいかなと思うんですけど、その辺り、今、市からお願いしてやってもらったこととかって言うのが特にあるのか、あと、情報の提供を含めて、今、市広報の提供しか聞けなかったのもうちょっと詳しく教えてください。

○副議長（網谷芳孝） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） それでは、御質問にお答えいたします。

御質問の、市からPRの依頼等について具体的な依頼をしたことがあるかということでございます。

現状においては、先ほど市長も答弁いたしましたとおり、自発的な活動という形になりますので、市から特に、これを掲載していただきたい等の依頼をしたことはございません。

具体的にどういうやり取りをしているかというところでございますが、先ほども、毎月市広報が出るたびに、メールでこういうのが出ました、そこにはかなりの市の情報が含まれております。それを見ていただいて、何か大使のほうで魅力を感じて、この機会に紹介していただきたいというものがあれば、そこで紹介していただきたいという市の思いがあって、そういう取り組みをしているところです。

先般も、ある大使からライブ会場のステージで大竹市を紹介いたしましたという、市広報をメールしたら、返信がありました。当然、担当者から、今後も大竹市のことをしっかりPRをよろしく願いますというやり取りをしております。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） ありがとうございます。

今4名ですけど、活動の幅ってさまざまだと思います。テレビってところの露出で行けばあの方かなとか、音楽っていえばあの方かな、ユーチューブでいえばあの方かなとか、登録されている方はホームページ見ていただければ載っているの、積極的に多くの人に宣伝できる方って言うので、これ今まで大竹市出身ですって言ってなかったの言え、もう積極的となるのか、積極的ってどこまでを言うのかなって言うのがあります。

この大使というのは、期限がないですね。期限がなくて、多分人数制限も特に考えてないんじゃないかなと思うんですけど、ただ、大使になっているだけって言う方が、今はいいですよ、4人なんで。もうちょっとしっかり情報、連携を取って、こういう発信してください、どういうところに露出しますって言う情報は持ってたほうがいいのかなと思う

んですけど、そういう連携はしてないっていうふうに、市長の答弁からはうかがえるんですけど、そういう必要はあるんじゃないかなと思います。

そこについて伺いたいのと、だって何してるか分からないでしょって、議員と一緒に、言われます。応援大使の方、何してるか分からないって。日頃の活動にプラスアルファでもっと積極的にやってほしいっていうのは、もうちょっとお願いしてもいいのかなと。

そのお願いの仕方の一環として、市のフェイスブックの記事を担当してもらおうとか、あとは広報紙にコラムをちょっと持ってもらおうとか、こういうところでPRしてきましたよ、みたいなものだったりでもいいと思うんですけど、そういうのってお願いできないもんでしょかね。大使やりますよって言ってきてくれるような心の広い方たち、広げたいよっていうような方たちなので、喜んで協力してくださると思うんですけど、それはいかがでしょうか。

○副議長（網谷芳孝） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 先ほどの市長の答弁では、全ての活動を把握しているわけではございませんということで、例えば主なものであれば、テレビに出演しますよであるとか、ユーチューブをつくったので、今度自分のフェイスブックに上げますよとか、先ほどのライブで紹介しましたよ、そういう活動については、ある程度のところは企画財政課でも把握しているという。

ただ、例えばラジオのパーソナリティーをやっている人が、自分のトークの中で大竹市を紹介していたこともあるんですが、それはその都度市に紹介しましたと言うのも、大使の方の負担にもなりますので、その辺りで全ての活動を把握しているわけではないというふうに説明をいたしました。

次に、掲載であるとかそういう記事を書いて、執筆していただけないかというところがございます。要項にも、市が実施する各種事業に可能な範囲で協力することというふうに定めております。一般的に、例えば市広報への記事の掲載、コラムの執筆となると、ちょっと費用が発生する可能性がございます。したがって、現状ではちょっと市が依頼することは考えておりませんが、例えば現在取り組んでいること以外で、大使が可能な範囲で市と連携して何かできることはないか。例えば市広報に記事を書いてもらうというのではなくて、こちらが機会があればインタビューをして、その内容を市広報に掲載する、そうすれば大使の方の負担も少なく、受けていただけるといふことにもなるかもしれませんので、そういうことを考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） ありがとうございます。ある程度把握されてるっていうことを聞いて、安心しました。

じゃあ、出ましたよっていう事後報告なのかどうかちょっと分かりませんが、その後知るんじゃないかと、こういうところに行きますよっていったときに、もし分かれば、こういうものがありますよって事前にもっと提案できるかなと思いますので、その辺りの連携をもうちょっとやっていただきたいと思います。



先ほど、費用がかかるって言われたコラム部分とかですけど、本当にお金をくださいって言うのかなってというのが正直なところですよ。だって今のこの4名の方たちは、自分たちがやりますよ、やりたいですって言って来ていただいている方で、じゃあこれは可能ですかっていうふうにお願ひしたら、可能な範囲で協力してもらっているっていうところで、この役割の部分には反しないと思うんですね。

なので、もうちょっと柔軟に対応していただいて、もっと大使の方が露出しているところも市のほうで伝えていってあげないと、せっかく大使の方が活動しているのに、どこでPRしてくれたのかが分からない。特に市外のPRですから、市内に僕らいると分からないですよ、どこに行ったらPRしたのかなんて。

なので、こういうところでPRしてくれましたよというのは、連携を今取られているのであれば、情報を取られているのであれば、やっぱり、インタビュー形式っていう課長の御答弁ありましたけど、そういうところで伝えていってあげないと、やっぱり分からないかなと思いますので、その辺りはよろしくお願ひします。市民の方が協力してくださっているところなので、仕組みづくりと、ちょっと言い方はあれですけど、甘えられるところは甘えて、もっと大竹市はいいところだよっていう発信をしてほしいなと思います。

では応援大使はこの程度にして、次の公共施設のWi-Fiに移ろうと思います。

市として、全館にフリーWi-Fiを設置するつもりはないという御答弁でした。全館にやりますって答弁するのは難しいだろうと思います。ただ、整備しよう。例えば先ほど教育長のほうから、図書館の必要性についてはかなり前向きな方向で考えられているのかなというふうに思いました。これ整備するとき、遊戯とか、遊びですよ、遊興って言われたのかな。遊びで使われないようにするとか、ほかの方が、変な人が使わないようにするとかっていうのは、どうすれば防げるんですかね。そこのガイドラインというか、大竹市でWi-Fiをつけるときは、どこが基本となるもの考えるんでしょうか。そこを教えてください。

○副議長（網谷芳孝） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） まず、セキュリティーの関係から申しますと、現状で大竹市セキュリティーポリシーというのを設定しております。ただ、これはあくまで市の情報をいかにして保護するか、情報漏洩とかウイルスから保護するための手だてやルールを規定したものでございまして、先ほど議員が言われた、不特定多数の市民が利用するために単体で設置するWi-Fiの運用規定ではございません。

したがって、こういったWi-Fiの設置に関してのセキュリティーについては、総務省がガイドラインを公表しております、そちらに従っていただくという形になると思います。

それと、運用規定の話、利用規定の話だと思います。これ、ヒアリング後に私も、ほかの市町はどうしているのかなというのをちょっと聞いてみました。例えばお隣の廿日市市では、3年、4年で市民センターにWi-Fiを整備しております。結論から言いますと施設を管理する地域振興課が、市民センター有線LAN・無線LAN利用規約というのを定めて、先ほどの運用ルールを設定しているというところでございます。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉村隆宏） それでは、私のほうからは、個別の施設についてのお答えをさせていただきます。

公民館とか図書館については、それぞれまだ整備はされていないんですが、使い方そのものについても、その用途が違ってくると思います。このため図書館であれば、例えば先ほど答弁にありましたように、遊興に使わないとか、こういったルールを設定をしまして、個別にチラシなどで周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） ありがとうございます。全体としてこういう方針はないと。ただ、つける場合は総務省が発表している指針というのがありますと。すごく簡単に、Wi-Fi提供者向けセキュリティ対策の手引き、これ総務省がつくっているやつですよ。ひとまずは、これに従うのが大前提だよということだろうと思います。

あと、Wi-Fiの運用については各管理者が考えていくと。じゃあ、めちゃくちゃ簡単じゃないですか。これに書いてあることをやって、施設管理者が運用規定を決めたらすぐできると思うんですけど、何でできないんだろうっていう疑問があります。何でここが進んでないのかな。

あと、これに併せて、何でここが進んでないんでしょうか、あとはアゼリアおおたけにはWi-Fiがあります。なので、アゼリアおおたけにWi-Fiを設置された経緯っていうところを踏まえてちょっと伺えたらと思うんですけど、2点お願いします。

○副議長（網谷芳孝） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） それでは、情報政策財政担当課として、ちょっと説明をさせていただきます。

大竹会館改築事業で、Wi-Fiというのをつけました。この改築事業については、交付税算入率が7割の、緊急防災・減災事業債というのを財源に、建設をさせていただきました。防災対策の一環としまして、このWi-Fi整備も、この有利な起債の対象でございました。

また、大竹会館には、HIROSHIMA FREE Wi-FiというWi-Fiを設置いたしましたが、これは広島広域都市圏で運用されておりまして、広域連携事業として維持管理費についても、特別交付税措置8割の対象事業でございます。

このように、整備費及び維持管理費に関して有利な財源メニューに該当したことも、整備を決定した理由の1つだと考えています。

なお、総務省、先ほど、一番最初の御質問でありました補助金もあると思うんですが、これちょっと大竹市は該当はしていないと思います。つまり、安定した行財政運営を行っていくためには、財源、コストは非常に重要でございます。したがって、Wi-Fiを設置するに当たっても、その必要性であるとか整備目的、有利な財源の確保というところも決定の要素になってくるんだと思います。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） ありがとうございます。

今までを整理すると、全体としてこうやっていきますという方針はありません、ただ、設置する場合には総務省が出しているセキュリティーだったり、そういう部分に気をつけて、それに従ってやってください、管理する施設管理者が運用規定を定めてください、ただし、お金が、もちろんかかりますよというお話だと思います。

今、Wi-Fiつけるのに、一体幾らお金がかかるんでしょうかね。そんな100万円も200万円もかからないと思うんですけど。いつですかね、7月だったと思いますけど、東京のほうに自治体DXの展示会に行ってきました。簡単に言うと、総務省が言っているセキュリティー部分を解決するためには、4～5万円ぐらいの機械を1個買えば、もうWi-Fiできますよという話でした。交付金の補助率が幾らとかっていうレベルの話じゃないですよ、この金額だったら。それはLANケーブル、いろいろ物も要るかもしれないですけど、でも、補助金、交付金もらってやるような事業じゃないと思うんですけど、どうなんでしょうかね。

あと、今、その機械を買うとしても、ほかにネット回線が来てなければ駄目じゃないかっていう話になるかもしれないですけど、すみません、ちょっと社会教育施設を出させてもらってるので、今回は。今、図書館、総合市民会館、公民館2つの中で、有線LANが来てないところ、インターネット環境、利用者が、Wi-Fiじゃなくていいです。個人の市民の方が来て使えるインターネット環境がないところはありますか。

○副議長（網谷芳孝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉村隆宏） 現在、社会教育施設において、インターネット環境が来てないところといいますか、来てないというよりも、一般の利用者が利用できる環境にないところだと、今のところ利用できる、全てフリーで利用できる環境にはなっておりません。

ただし、現在の運用としましては、各館の研修室等で研修をされたり講義をされたりする際には、そこに固定的に機器を設置してるということはないんですが、利用者の方から事前に使用の申し出がありましたら、LANケーブルを職員が設置をしまして、利用していただくというサービスは行っているところでございます。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） ネット環境はあるということ。たった4～5万円のお金がない、Wi-Fiがつけられない、そんなことでいいんでしょうかねと思います。

ヒアリングのときに伺いました、特に公民館だったり総合市民会館、インターネットを使った活動ですね。生涯学習グループだったりとか、このコロナ禍で1つ得たものがあるんですね。Zoomとかネット電話、インターネットの通話機能を使って、遠方の方ともつながることができる。あとは、ちょっと外には出られないけど、おうちからつないでできるよっていう、参加できるよって方がおられる。ではいつものサークル活動、市民団体

の活動の中にインターネットの環境が1つあるだけで、参加できる方は増えますよね。参加の仕方、活動の仕方も幅が広がると思います。

現状、公民館は事前をお願いしてれば、機械とか不都合がなければ利用可能なんですよね。それは利用申込をするときに、インターネット環境を使わせてくださいと言えば、基本的にどなたであっても大丈夫ってところですかね。そこに機械1個つけるだけですよ、1カ所5万円。5万円もかからないかもしれない。何で駄目なのかが分からないので、何で駄目なのか教えてください。

じゃあ、防災の観点で見ましようとかっていう話をして、公民館とかは臨時避難所ですか。でも、長期避難所になったときは、公民館も入りますよね、総合市民会館も入りますよね。じゃあ、防災の観点でWi-Fi環境が必要だってなったときはどこが所管するんですかっていったら、危機管理課じゃないんですか。危機管理課が、避難所で通信環境が欲しいよ、Wi-Fiって言ったら、各担当課が運用規則を決めてやっていかないといけないんですよ。だったらどこか、情報政策じゃなくてもいいですよ、どこでもいいので1本つくってあげれば、どの方向からでもWi-Fiつけるというのはできるじゃないですか。なので、早くつけてほしいなど、ただそれだけです。

一般質問、登壇したときに言いました。本当でない理由は、市民の皆さんに説明しないといけないんですよ。何でないのって言われたら、いや、ここは建て替えるかもしれないからとか、ここはまだ線が通ってなくて、機械がなくて。でも、そのつけるための理由を言わないといけないのって、行政にだけなんです。つける理由を、もうあって当たり前なんだから、いいじゃないですかって思うんですけど、もう回数がないので。

あと、全体的にWi-Fi考えてないってことですけど、じゃあコミュニティサロンだったら自治振興課ですよ。そして、おがたピアだったら福祉課のほうですよ。そういうところが一々Wi-Fiの運用規則をつくるのか。細かい、さっき図書館でこういうことはやめてねとかっていう啓発はしないとけないんですけど、それはやるとして、根幹、本当にやらないんですよ、執行部として、大本のところは。なので、何でないか教えてください。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員、もう2問目の質問は最後ですからね。

それでは、お願いします。

総務部長。

○総務部長（佐伯和規） 全体のことで、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

費用負担、ちょっと私、幾らかかるか承知をしておりますが、おっしゃるように4～5万円かもしれませんし、そうとはいえ、いろいろ各施設につけますと、それは相当な費用になるということで、1つは費用負担のことも考えないとけないと。

それから、もう一点は、各施設にどういった目的をもって設置するかということを考える中で、まだ全市的に設置するという考えを持っていなかったと。各施設の利用者のことを考えて、どういう利用目的があるかということで、各施設の管理者たる所管の課が、設置する・しないという、そういう判断をしてきたところですが、おっしゃるように避難場

所、避難所としての活用であるとか、そういったことも想定をされてこようかと思えます。

議員、一般質問の冒頭で、一緒に考えるためにおっしゃっていただいたと。貴重な御意見をいただいたと思っておりますので、検討課題とさせていただければと思います。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 一般質問の途中ですが、議場換気のために暫時休憩いたします。よろしくをお願いします。

再開は14時5分をお願いします。

~~~~~○~~~~~

13時56分 休憩

14時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

再開は、小田上議員の3問目の再質問からお願いします。

小田上議員。

○7番（小田上尚典） Wi-Fiは回数が終わったということで、3問目に行こうと思いますが、Wi-Fiにしても何にしても、いろいろ決め事をつくらないといけないので遅くなるっていうのだけは嫌だなと思うんですね。なので、遅くなると嫌だなあという話で、DXをさせてもらえたらなと思います。

デジタルガバメント実行計画が令和2年に閣議決定されて、自治体関連の各施策について重点的に取り組む事項とかっていうものが、支援策と併せて出てきました。それでこれを取りまとめてDX推進計画というふうになっています。

市長答弁にありました手順書ですね、令和3年7月に発表されています。この手順書の概要を見ていくと、DX推進の手順ということで、ステップ0からステップ3までの4段階があります。ステップ0の紹介をさせていただくと、自治体は、デジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり実施する責務を有する。DXの実現に向け、首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメントが重要。首長等から一般職員まで、DXの基礎的な共通理解の形成、実践意識の醸成。利用者中心の行政サービス改革を進めるとい、いわゆるサービスデザイン思考の共有、というところがあります。1回目、市長の答弁を伺うと、ステップ0かなというところかなとは思いますが。

DXって何するか分からないっていう状態、何に手をつけていいか分からないっていう状態だから、自治体DX推進計画の中で取り組むべき重点事項が6項目出てるわけですね。自治体の情報システムの標準化、共通化とか、マイナンバーカードの普及、自治体行政手続のオンライン化、AIやRPAの利用促進で、答弁にありませんでしたけど、テレワークの推進も入っていると思います。あとは、課長が言われた中の、セキュリティー対策の徹底。これはWi-Fiのところでも触れていただきましたが、セキュリティーポリシーの見直しを行ってくださいよというところ。

ところが総務省はこれ以外にも、取り組むべき事項として、地域社会のデジタル化、さっきちょっと触れましたけど、そして、デジタルディバイド対策。デジタルディバイド、

情報格差とか機器が触れない人にこの恩恵がないよという話ですけど、その解消は、先ほど2問目で、公民館のほうの活動とか、社会教育、生涯学習の中でされているというところでした。

2問目と通じるところが多いというか、さっきの流れを聞いて、課長が答弁いただいて、基本的な方針はありませんと。セキュリティー方針は国に言われているもの、整備の実施の中身は各課が検討するもの。じゃあ、防災の観点で見たらどうですかという話になると、部長が答弁いただいて、そういう点もあるので考えていきますという答弁をいただきました。

もう縦割りは駄目だよってというのが、もう今の2問目で、全部出てるじゃないですか。なので、これ首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメントが重要。やっぱり市長が、もうやりますよって言わないと進まないですし、市長、前々から言われてます。ほかの市町の成功事例を大竹市に持ってくる、それで大竹版のDX、どんな政策にしてもそういうふうにやっていかれるってということなんですけど、じゃあ、そのDXってどうするのっていうところ、共通の理解が今、ステップ0で必要ですって言われているところの取り組みで、行財政システム本部会議、あとは企画のほうで各課と話し合ってますけど、企画中心で各課と話し合っても、対企画でしかないですよ、ほかの部署からしたら。ほかの部署とほかの部署の関わりとか、うちはこういうのを言ったけど、言おうと思うけどどうだろうかとか、そういう、うちはこういう思いがあるけどどうだろうかというような話し合っているのはされてないのかな、していく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょう。このDXの認識共有、機運醸成、ステップ0、できてますか。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 日本人は大変同調圧力が強いので、DXと言ったら日本中の行政がDX、DX。DXは何かと問いただしたところ、デジタル化をすると。デジタルって何って、数値に置き換えて、アナログの世界を数値で表せるような世界で物事を見るというような、分かったようで分からないことがまかり通ってくると。それよりは、行政というのは市民の皆さん方の幸せのために働いております。あまり日本中が騒ぐDXについて、私は、庁議をはじめいろんな部署で一言も言ったことがないので、じっくりとここに申し上げたように、よその町の成功事例をしっかり見て、それを導入していくということでお許しをいただけたら。

民間企業と違って、先を越して市民の皆さん方に実行することによって、市民の皆さん方はあまり幸せを感じられないな、じっくりとよその成功事例を見ながら、間違いのない確実な方法で、全員でやっていきたいなというふうに考えておりますので、私からDXについてあまり言ってないので、職員皆それぞれが、ただ、情報はしっかり取って研究はするということについては、ちゃんとやってくれということは指示しておりますので、遅れないようにきちっとやっていきますんで、そういうことでお許しをいただけたらというふうに考えております。

○議長（賀屋幸治） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） まさか市長が手を挙げられて答弁されるとは思いませんでした。

お許してくださいと言われると、なんですが、市長が言われていることでとても大切な、市民のためですよね。市民のためになることをしないといけないというのは大前提で、このデジタル技術を活用して、DXって以前一般質問したときに、企画財政課長が、状態であると、そういう状態になったというところで答弁をされました。

確かに状態なんですね。その状態を生み出すためには理想がないといけない、その理想は市民のためという、その理想をもって、じゃあこのデジタル技術ってどうやって活用できるんだろうかっていう思考を巡らせていくと。そのためには、基本的な知識ってというのは必要ですよっていうふうに言われているからこそ、今いろんなところでDXって言われているんだと思います、研修もあるんだと思います。

なので、決して周りが言っているからやるんじゃないなくて、今日、先輩議員も言われましたね、誰かから言われてやるんじゃないなくて、大竹市で独自のというふうに言われましたけど、じゃあ成功事例がありました、その成功事例を持ってくる方っていうのは、職員だと思うんですね。その職員が、行政手続とかそういう面ではいい・悪いが分かると思うんですけど、システムを取り入れるときに、本当にそのシステムが大竹市に合っているのかどうなのか、ベンダーとかって言われますけど、そういうシステムを入れる業者のよしあしを判断できるのかとなってくると、外部人材が要るのかなって思ったりもするんですね。

外部人材を入れる前に、総務省は入れることも推進してますけど、庁内のデジタル人材の育成っていうのも強く言っています。その中で、今、大竹市役所の中でIT企業出身とか、そういう方、デジタルについて精通しているよっていう方がおられるかどうか、すみません、確認で、それを教えてください。

○議長（賀屋幸治） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務所長（柿本 剛） 職員の前歴ということですが、これは逐一把握しているわけではございません。もちろん一応の把握はしておるんですけども、あくまでも人員配置の際の1つの要素というふうに考えております。

○議長（賀屋幸治） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） 逐一把握をしてないんですね。適材適所っていう言葉もあると思いますが、何か国に言われて国からお金が出るじゃないですか、こういうのって。だったら何とか有効にしてお金を使ってやろうという意識は必要だと思うんですね、どういう事業においても。

行政システム全体を見直す、国がシステム共通化をつくりますよ、これやりますよって言うことに関しては国待ちですけど、それ以外にできることあるんじゃないのと思って、じゃあ人材どうしたらいいっていったら、これもまた以前の一般質問ですけど、副市長が言われました、職員の経験が必要ですよ。人のことを思う、その職員としてどんどん成長していくためには経験が必要ですよと言われて、そのIT系の経験が皆無の方が、深いところまで分かるのかなと。分からないですね。その中で選ばないといけない。

そうなってくると、せっかくだいいものを持ってくるって言っても、見極めがつかないんじゃないかなっていう心配なんです。何かを入れるときに、間違えたものを入れましたでは済まないっていうのが先ほど市長が言っていたので、それを見るために外部人材

を入れたらどうでしょう。

単独で入れるのは難しい、もちろん国も補助してくれますけど、であれば廿日市市だったり岩国市だったり和木町だったり、ちょっと近隣の町と協力して外部の人材を入れていくっていう。いいか悪いかの、だって、見極めがつかないですか、いいものを入れるって言うても。そこ、どうお考えでしょうか。

○議長（賀屋幸治） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 外部人材の御質問にお答えいたします。

民間経験者を雇用して新しい角度で行政の仕事を見るというのは、1つの方法論として素晴らしいことだと、私も思います。ただ、昨年私も各市町の会議で、民間から雇用された職員の方と意見交換をいたしました。DX、何をどう進めていけばよいか分からない、手探りですよっていうのを、民間の方も発言をされておりました。かなり困惑されたように受け取っております。

したがって、本市としてはそういった民間の方を雇用する場合も、その方々に何を担ってもらえるか、そういったところをちょっとはつきりさせた上で、民間の能力を生かしていくというのが、まずは決めるべきことかなと思います。

ただ、今年度から江田島市と三原市については、DXの推進のために情報専門職の経験者を県が雇用いたしまして、その専門職をCIOと言って、最高情報責任者、本市の場合は副市長でございまして、補佐官として市町に派遣する事業を行っております。

来月ですが、県のDXの推進総括監がこちらに来られて、私どもと情報交換いたしますので、その際に、その取り組みの効果であるとかっていうのをしっかり聞かせていただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 小田上議員。5回目です。どうぞ。

○7番（小田上尚典） 5回目でしたっけ。ということは、これが最後ですね。あつという間に最後になってしまいました。

外部人材っていうのは1つの手なんですけど、DXに関連した講義って何個か聞くと、やっぱり職員の機運醸成とかっていうところなんです。ここの機運醸成が一番必要なのだが、どこの町でも言われます、課長以上とそこから下の温度差がすごいと。やっぱりスマホのアプリ1つ取ってもだと思えますけど、これ使っててという話が合わないとか、見たテレビ番組が、話が合わないっていうのと一緒なんだろうと思います。

ただ、そこを今後20年、30年見ていったときには、簡単に言えば未来志向っていう見方でものを見てほしいなと思います。今は何も見えていないとか、結構手探りの中で一般質問させてもらっているのは、何もなしで、じゃあ10年たちました、20年たちましたって言ったときに、この場にいた議員が何もそれに関して警鐘を鳴らしてなかったっていうのは絶対に駄目だと思うので、本当に未来に向かって考えてほしいなと思っています。

アナログ技術は残ると思います。手書きも残ると思います。残っていくもの、なくなっていくもの、時代に応じてあるんだろうと思います。車ができてなくなった仕事もありま



すし、車があったことによってあった仕事が、今なくなろうとしているっていう時代に来ています。

そういう中で、市の行政のシステムも、運営も変えていって、市民のために何ができるかっていうのを考える時間を増やしてほしいなと思います、このデジタルを活用して。そして、それをどう活用していけば時間ができるか、市民のサービス向上、市民生活がよりよくなっていくかっていうところを、思考を巡らせる時間をつくるためにも、デジタルを有効に使ってもらえたらなと思いますんで、少し言い過ぎた部分はあったかなと思いますけど、基本的には、市長の御答弁含めて、前向きだとは思っています。決して後ろ向きではないと思ってますので、ぜひこれからも一緒に、いろいろ言わせてもらいますけど、一緒に考えていけたらなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 続いて、14番、日域究議員。

〔14番 日域 究議員 登壇〕

○14番（日域 究） くろがねの日域でございます。会派を代表して質問させていただきます。私も、しっかり警鐘が鳴らせるように頑張って質問したいと思いますので、御答弁よろしくお願ひいたします。

さて、今年の2月下旬のロシアによるウクライナ侵攻は、半年を経過した今も、停戦の兆しすら見えません。そのため電気代やガス代が異常に高騰し、世界的な大問題となっております。それもあってか、8月のある全国紙が、都道府県別の世帯当たりの水道光熱費の負担額の比較をしていました。

電気・ガス・水道などの費用の合計額ですが、冬が寒くて広さが半端ない北海道が最も高く、島根県が2番目でした。そして、広島県は21番目で、東京都が47番、つまり一番安いのは東京なんですね。ガスで言えばLPガスより都市ガスが絶対的に安いですし、東京は水道も安いです。結局人口密度が高い大都市が効率的であり、それだけ安いとすることができます。

さて、本市はどうでしょうか。ガスはLPガスですから、どうしても高いですよ。でも上水は、大都市である広島市よりも、少しだけですが安価です。大竹市上下水道局の努力のたまものだと、もちろん思いますが、水道光熱費の総額ということで見れば、ガスの安い広島市には勝てません。基礎的生活費が安いということは町の魅力にもつながりますから、水道代だけは県内で一番安かって自慢することは別に構いませんが、だからといって運営実態に問題があつて、本来はもっと安くできるのであれば、当然見直すべきだと思います。

さて、そのような中で、今回、上水と下水の料金値上げ議案が出されました。ところが、大竹市が新たに審議会までつくって値上げの手続をしているさなか、議案が変更されました。めったにない珍しいケースだと思いますが、原因は大竹市が購入している広島県企業局からの県用水が値下げ見込みとなったからですね。

大竹市上下水道局は、県用水の価格の動向を十分に把握せずに、値上げ案を練ったのでしょうか。事前にしっかりと確認するのは当然のことだと思いますが、いかがでしょうか。

お尋ねいたします。これが最初の質問です。

そもそも水源の豊かな大竹市が高い県用水を購入すること自体が、よく理解できません。弥栄ダムができる前から、いえ、小瀬川ダムができる前から、大竹市の豊富な水を当てにして工業用水を大量に消費する企業が、業容拡大を競っていました。たとえ渇水になっても、工業用水に比べれば必要量の少ない飲用水の心配まで、真剣にしたことはありません。水源は豊富なのです。

小瀬川ダムができたとき、小瀬川ダムができたおかげで増えた部分が第1期工業用水、弥栄ダムができたおかげで増えた部分が第2期工業用水なんです。ダムを造ることによって、それまで捨てていた水が利用可能な水になるんです。

大竹市は高いお金を払ったものの、第2期工業用水では日量3万トンのダム使用权、つまり水を使う枠を手に入れています。ところが、先日出された令和3年度事業年報でも、現実には1.6万トンしか売れていませんから、日量1.4万トンは使わずに流しています。その一方で、県用水を日量2,000トン、2,000立方メートルですね、別途購入して、この水代金として年間1億円を県に支払っています。決して合理的な運営だとは言えません。

まずは、第2期工水のダム使用权は幾らで県から買ったのでしょうか、お尋ねいたします。これが2つ目の質問です。

さて、さきにお話ししたとおり、今回珍しいことが起こりました。県が6月6日に値下げ方針を示して、それを受けた大竹市は値上げ案修正で、どたばた喜劇の様相でしたね。県用水が約11%ですか、値下げとなれば、今回の大竹市の値上げ幅は半分程度で済むことになる、そういう話でした。値上げ案の値上げ幅の圧縮が行われました。ついでに下げ幅を2割ほどにしてくれれば、値上げは不要になる計算です。いっそのこと県用水を全部やめてしまえば、今の水道料金はどこまで下がるのでしょうか。興味津々だと申し上げておきます。

実は、私は今年の5月19日に、県用水のことで広島県企業局を訪ねました。最初に対応した若い職員は、私に対して昭和56年、当時の大竹市長が広島県宛てに出した給水申込書、それと令和2年の使用予定水量の協定書、この2つをプリンターから出して、大竹市長が水の供給を受けたいと申し込んだから県はこの事業を始めたんですよ。基本料金はその建設費と維持費の財源であり、県が国に払っている負担金と同じです。だからこの事業が存続する限り、やめることはできませんと、高圧的に私に断言しました。

私は思わず、何が負担金だと、少し大きな声で言い返しました。負担金とは、橋下元大阪府知事がぼったくりバーと言った、あれですよ。でもこのことで国が広島県に負担金を請求しているはずもなく、それが大竹市に発生することも考えられません。ですから、私は、そんなはずがない、いい加減なことを言うなと言い返したんです。すると驚いた上司がそこに割って入り、私もその場は納めました。でもそこで手に入れた協定書なる文書が、私に大きな情報をくれました。それが今日お配りした参考資料の1です。

帰宅した後にそれをよく見ると、そこには広島県水道用水供給水道条例第2条、同条例施行規程第3条にある予定使用量について協定を結ぶとありました。ああ、なんだと。県条例があるんだと、初めて知りました。その条例が今回、タブレットにある生活環境委員

会の要求資料の、結構長いんですけども、一番最後のものです。それを見て、県職員の話が、やっぱり真っ赤な嘘であることが簡単に分かりました。

同条例第4条には利用の廃止っていうのがあって、やめる場合には企業局に、その1カ月前までに届けることと書いてあるんです。しかも同条例施行規程には、その様式まで示しています。それが今日お配りした参考資料の2です。つまりこの事業は、水を買っている市や町が受水をやめることも十分に想定してつくられているということです。

余談ですが、広島県企業局から工業用水を買っていた呉市の日本製鉄呉工場、以前の日新製鋼ですが、工場を閉鎖したのかな、するのかな、工場を閉鎖したら水はもう買いませんよね。呉工場は閉めるのですが、会社は存続しています。要するに会社の都合で、赤字の工場を閉めたんです。ですから会社の業績は上がります。閉鎖を発表したら、新日鉄の株価は大きく値上がりしました。でも県の水は買えませんよね。県はうれしくはないでしょうが、それを受け入れてます。でも大竹市はやめさせない、そんな理屈が通るはずがありません。

話を戻します。私は県条例第4条を見つけて、直ちに県の法制グループに電話しました。法制グループっていうのは、多分内閣で言えば法制局だと思います。この条例第4条の解釈を確認しました。当然、やめることができるという私の解釈と、法制グループの電話に出た方の解釈は一致したので、次は人事課に電話し、県条例に反することを県民に押しつける職員が企業局にいる、不謹慎だ、辞めさせろと抗議しました。するとその日の夕方、本人たちから私のところに、謝罪の電話がありました。ある意味当然のことだと思います。県職員が県民に条例に反することを押しつけたのでは、お話になりません。

最近、企業局の水道課長とも電話でお話する間柄ですし、県用水をやめることがルール上可能であることを、彼も否定しなくなりました。この前大竹市議会に説明に来てくれって言ったら、さすがにノーと言われました。

さて、県の水道事業はまず県条例があって、それを基に県の責任で県が事業をしているんです。水を買う市町も、当然協力はしますよ。必要な水ですから、協力はするでしょう。しかし、これは県と各市の共同事業ではなく、企業局が複数の相手に水を売る公営事業です。その事業責任は広島県にあります。大竹市が日本板紙を訴えた話とよく似ています。受水すると申し込んだものの、受水をしないことについて、企業側も不本意だと思いますけれども、だからといって取れっていうのは無理です。要らない水を買うわけにはいきません。仕方ないです、これは。

このことは、水の価格の決め方からも分かります。事業者が一方的に決めます。交渉はありません。県の条例で決めるんですよ、水の値段は。今回の大竹市の水道料金改定が市条例の変更であるのと、全く同じです。利用者が水道局の人と、料金どうするって交渉したりしませんよね。嫌だったら買わなければいいということです。ですから県が決めて、それで納得ならお客である大竹市水道局は買います。買っていても、不要になればもう買わないだけです。

ただし、水の絶対的な水量には限界があります。ですから、この条例の第2条にあります大竹市は1年ごとに最大使用水量を申し出る、向こう側に申し出るとあるんですけど

も、能力を超えて給水を申し込まれた場合に、県も困りますから、そのときにこれは無理よと断るために、この条項があるはずです。これは十分理解できますよね。

ここで分からないのは、広島県と大竹市が、県条例では求めている10年先までの年間の予定水量を定めて、協定書などという奇妙なものをつくっていることです。まるで10年間解約しないで水を買うことを約束したみたいですよ。

水源の豊富な大竹市の場合、水事業全体が減少すれば、県用水は不要になる可能性もあるんです。その交渉をするなら、利用の廃止のカードをちらつかせてそういう手法も使えるはずですが、それをしたような記録はありませんでした。逆に協定書を盾に牙をむかわれている、そんなようにも見えます。

そこで、条例第2条の1年ごとという定めを超えて、10年先までの使用予定水量を記した協定書なる文書を、なぜ交わしたんでしょうか。お尋ねします。そして、これは平成6年の開始当初からあったんでしょうか。これが3つ目の質問です。

次に、現実の大切な問題として、県の水道事業の業績にも触れておきます。水道用水供給事業全体の令和2年度決算では、営業収益、つまり売り上げですけれども、96億円です。利益は23億円。すごい利益率です。そして、令和2年度までにため込んだ黒字が200億円もあります。

県のこの水道事業は、さらに小瀬川、太田川、沼田川と川ごとに3つの事業に分かれるんですが、大竹市が受水している小瀬川の西部用水事業だけを見れば、利益率はさらに10ポイント程度も高いんですよ。要するに、県はもうけ過ぎなんです。

ちなみに、島根県の同じような県の事業があるんですけれども、それを見たら利益率は3%でした。それで累積の利益欠損ですけれども、若干の欠損金を持ってました、僅かですけれどね。だから収支とんとんでやっているのが分かります。広島県は200億円ためてます。

せめて値下げしろよと思いますが、県とその水を買っている3市、つまり広島市、廿日市市、大竹市ですが、この4者が話し合う場はあります。交渉ではありませんけれども、お願いはしています。過去何度も値下げをお願いしていますが、決定権は100%県にあって、今まで全く無視されていました。

そして、問題は200億円ため込んだこのお金です。企業局がこの大竹市などからかすめ取ったのか、あるいは大竹市などがうやうやしく献上したのか分かりませんが、たまってしまった200億円を、果たして秋につくる広島県水道企業団という別法人に、勝手に移せるんでしょうか。

水道事業自体は移せますよね。運営に必要な資金も移せるはずですよ。でも200億円、有り金残らず持っていけたら、行けるだろうか。不要な部分は、本来なら大竹市などに返すべきです。あの統一教会ですら、取り過ぎたものは返してます。大竹市はそこをどう考え、それにどう対応するおつもりなのかお尋ねいたします。これが4つ目の質問です。

もう一回繰り返します。県用水の値下げは事前に把握できなかったのかというのが1番目の問題で、第2期工水の購入額は幾らですかというのが2番目。条例にない10年間の水量を定めた協定書なるものを、なぜつくったのですかというのが3番目。それで4番目が、

県企業局がためこんだ200億円について大竹市はどのように考えていますか、この4つで  
ございます。

以上、壇上での質問を終わります。漏れのないように御答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民生活に必要な水を安定して供給できますよう、県と協力して水道事業を行っております。その水道事業について、日域議員が、市民の皆様のために直接県に確認し、きめ細やかな調査をされていることにつきまして、頭が下がる思いでございます。御質問ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えいたします。

最初の、上下水道局料金審議会に料金改定案を提示する前に、県用水の値下げについて事前に把握できなかったのかとの御質問でございます。

県用水は、通常3年ごとに料金などの見直しを行っております。令和5年度が料金の見直し時期に当たるため、上下水道局では本年度中に、広島県企業局から県用水の料金改定案の提示があるものと認識しており、早期の情報提供について依頼していました。

また、本年4月には、上下水道局職員が広島県企業局を訪問し、県用水の料金改定案が示される時期及び改定内容について直接聞き取りを行いました。広島県企業局からは、令和4年5月下旬から6月上旬にかけて改定案を示すとのことで、具体的な改定内容についての説明はありませんでした。

そのため、県用水の料金改定の可能性はあると認識していたものの、審議会に料金改定案を提示した令和3年12月はもちろん、具体的な審議が始まった令和4年4月の時点でも内容が把握できていなかったため、審議会では県用水の料金改定は考慮せず審議せざるを得ない状況でした。

その後、本年6月に開催された県用水の受水団体の連絡会議において、広島県企業局から正式に県用水の料金の引き下げについて提案がありました。これを受けて、料金改定案の見直しを含め、改めて審議会に諮ったものです。

次に、第2期工水に係るダム使用权の購入価格についてです。

旧第2期工業用水道事業は、当初、広島県が日量3万立方メートルのダム使用权を取得し、その後、広島県施行の大竹港東栄地区港湾整備事業に伴い造成される埋立工業用地に立地する企業に対して工業用水を供給するため、平成6年1月に広島県が取得していたダム使用权を本市が承継する契約を締結し、整備事業に着手しています。この旧第2期工水のダム使用权を広島県から取得した価格は、約55億円でございます。

続いて、県条例にない協定書をなぜ締結したのかについてです。

この協定書は、正式には広島県広島西部地域水道用水供給事業の使用予定水量等に関する協定書といい、10年間の使用予定水量や基本水量について定めています。県用水の利用を開始した当初から協定を締結し、3年ごとに更新して、現在に至っています。

日域議員がおっしゃるとおり、県条例には協定についての規定はありませんが、本市に

限らず県用水を利用する他の団体も同様の協定を締結しています。この協定の意義は、今後10年間の使用予定水量を確認し、長期的に安定して県用水を運営するためと考えますが、この協定を締結している理由は、広島県企業局の要請によるものと考えています。

続いて、県企業局の資金残高についてです。

広島県は、水道事業の広域化を図るため、県内の14市町と、広島県水道広域連合企業団を設立する予定です。企業団は令和5年4月1日から水道事業を開始する予定であり、その時点で広島県企業局の用水供給事業や、参加自治体の水道事業は全てこの企業団に承継され、同時にこれらの事業の資産、負債、及び資本も併せて企業団に承継されるものと認識しています。令和2年度の広島県企業局の水道用水供給事業決算における貸借対照表の利益剰余金は、約203億円となっていますが、この剰余金も企業団に承継されると考えられます。

この剰余金のうち、本市が利用している広島西部地域水道用水供給事業の剰余金は、約55億円です。本市としては、この西部用水に係る剰余金については、西部用水を受水している団体の資金の負担によって積み上げられたものですので、西部用水及びその利用団体のために使用し、他の事業には転用しないよう、広島県企業局に対して強く要望しているところでございます。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） ありがとうございます。

市長も今御答弁で触れられましたけど、弥栄ダムとか、それから大竹市の東栄の沖の埋立てとか、県企業局と大竹市はいろんな関係があって、その中のこれはごく一部だと思います。だからいろんな経緯があって、一々なぜだって言っても説明できないものは、確かにあると思います。ただ、それからもう時間がたっていますからね。これから先のことを思ったときに、過去のまんま引っ張るのはいかなものかという気はいたします。

弥栄ダムに起因する広島県の大きな負担の一部を、第2期工水として小さな大竹市が多少無理をして買い取ったと。55億円というのは、今初めて知りました。だから55億円で大竹市が受け取ったということは、ある意味それだけ県に協力していることだと私は思うんですけれども、それに加えて上水の県用水も買ってくれというのが、当時の話だと思います。

当時は、昭和55年ですから、だから水の需要も今から増えるんじゃないかと、そういう可能性もあったと思いますし、それはそれでよかった、大きな間違いではないと思います。でも実際は年々減っていて、大竹市にとっては県用水の負担感はますます大きくなっていったはずなんです。

一方、大竹市には5万トンの使っていない水利権が遊んでいるんですよ。今回私が要求したんですけれども、生活環境委員会の要求資料の4かな、そこにありますので御確認ください。

いろいろ勉強していくと面白いんですけども、工水と上水っていうのは、分類上ほとんど同じなんですよね。山口県で言えば、和木町って非常にうまい経営をしていると思

ますけれども、和木町の上水って基本的には岩国市水道局から買っています。蜂ヶ峯だけはどうか、後からだったからかな、山口県の工業用水を買って、それを浄化して、蜂ヶ峯だと思えますけれども、それは山口県の工水を送ってます。で、下水は全部大竹市に処理が回ってきますよね。すごくアウトソーシングを考えた、和木町ってコンパクトな町ですけれども、したたかというか、上手だなと思います。

それから分かるように、工水と上水ってあまり違いがないんですね。ましてや市政何年だったかな、平成26年か平成27年の水道週間のときの大竹市の広報に、2つの浄水場の比較が載っています。右のページが、県の三ツ石浄水場、左のページが市の防鹿浄水場、右の県のページに、やっぱりその責任者が登場するんですけども、濁度って、濁った度合いですよ。水の濁度ですね。県の方は、三ツ石の水は、原水のことですけども、濁度が1から2って言ってました。それでももちろん悪くはないですよ。悪くはないんですけども、濁度が1から2で、その濁りを取るために薬物を使っています。これが三ツ石のやり方です。

防鹿は、濁度が0.1なんですよね。0.1で、悪いときは0.4ぐらいまであるようなことが書いてありました。防鹿では濁りを取るための薬物は使ってません。そして、さっき言った第2期工水ですけども、これも大竹市は工業用水も防鹿の、あそこにありますよね、こいのぼりの絵が描いてありますけれども、やっぱりあの川の伏流水を取ってますから、めちゃくちゃきれいなんですよね。県の上水の原水よりか、大竹市の工水の原水のほうがきれいなんじゃないかと思います。でも、その水は使ってないと、使い切っていないということですよ。

ただ、この問題、私それこそ議員やって5期目ですよ、たしか。つい最近まで知らなかったんですよ。これ。私の不勉強ですよ、もちろん。私の不勉強を棚に上げる気はないですけども、じゃあ何で分からなかったんかと。そして、この何が問題かということ、ちょっと触れてみたいと思います。

水道法第14条、これは通告に書きましたけど、料金は能率的な経営をした上で決めろっていうのが、ざっくり言って水道法第14条の中に書いてあります。だから県の水が適正なものであれば、それを基に適正な経費をかけて、適正に値段を決めればいいわけですよ。でも県の水がもし割高なんであれば、それは高いじゃないのって言わなくちゃいけないですよ。

実はヒアリングのときにここまでしか私、分かってなかったんですが、次に、公営企業法第21条、これは大竹市の上水も関係するでしょうし、県の企業局も対象だと思いますけれども、公正・妥当な料金だと、公正・妥当な料金でなければいけないって書いてあるわけですね。

その地方公営企業法第30条第3項、これがなかなか面白いんですけども、監査委員は地方公営企業法第3条の趣旨に従ってされているかどうかについて特に意を用いなければならないって書いてあるわけですよ。この第3条の趣旨に従ってって、じゃあ第3条って何かあって思ってみると、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。当たり前ですけど

どね。

でも、監査報告とか見て、どこにもこの県用水のことについて記載されていないんです。でも資料を見ると、記録を見ると県とやり取りしてるんですよ、広島市、廿日市市が組んでですよ。何でこんな高いんかってやってるわけですよ。やっていながら全然出てきてないわけですよ。

それで、これちょっと質問なんですけれども、監査委員はって、この地方公営企業法30条第3項に、特別に監査委員はって書いてあるわけなんですけれども、なぜだと思えます。監査委員って全部に関係しますよね。特別ここに意を用いなければならぬって書いてるのは、何が原因でこんな特別に書いてあるか、もし分かったら教えてください。お願いします。

○議長（賀屋幸治） 議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

14時55分 休憩

14時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を続行します。

ただいまの日域議員の2回目の質問から続行したいと思います。

執行部の御答弁をお願いします。

業務課長。

○上下水道局業務課長（三浦暁雄） ただいまの日域議員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、正直地方公営企業法第30条第3項と言われましたか、監査委員のことが記載をされていると。意を用いなければならぬという記載になっているのかと思いますけれども、ちょっと、正直よく分からないところもございまして、上下水道局はやっぱり公営企業でございまして、そういった観点でやっぱり監査委員の方にもしっかり監査をしていただくという意味で、記載がされているのかなというふうには思います。

すみません、ちょっと答弁になってないかもしれませんが、以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） 私も分かってるわけじゃないんですよ。私の想像なんですけれども、例えば逐条解説とかコンメンタールとか、あんなものがあれば書いてあるかなとは思いますが、そんな時間もなかったのでいいんですけどね。

水道局の方から、私、教わりましたよね。地方自治法第96条の、ずらっと議会の権限が書いてありますけれども、その中で企業経営ということで、かなりの部分が適用除外になってますよね。例えば契約するとき、ほかのものだったら、一定以上の契約があったらここに出てくるじゃないですか。それで議会がオーケーしないと契約が成立しませんよね。

水道の場合は企業ですから、だからここでこんなことしますって言ったら秘密が漏れるかもしれないし、議会を通したらタイミングを逸して、できるものができるかもしれない。やっぱり役所といえども企業ですからね。だからそういうことが議会はチェックできないんですよ。議会がチェックしなくていいというか、議会にかからないってなっている。そ



したら公営企業を見るのは誰だっていったら、監査しかいないんですよ。監査は見られるでしょう。

でも、実際監査に、この県用水が高いだ安いだって触れたものがあったら見せてほしいんですけども、どこにも出てないです。だから水道局であれ監査事務局であれ、公式に、表に出てきた中には、この県用水がどうこうっていう、水道局の中でいろいろ考えておられることが全然表に出てきてないんですよ。だから私の不勉強と相まって、分かりにくいんですよ。\*\*\*\*\*。

そもそもが、さっきに話を戻して、私が言うまでもなく皆さんが、上下水道局の方が県と話をしているみたいに、高いんですよ。私がだから高いじゃないかって言うまでもなく、これは皆さんと思いは一緒だと思います。もうちょっと堂々とやり合っしてほしいんですよ。

私がヒアリングのときに言ったら、皆さんちょっと笑われたというか、笑いを取ったのかもしれませんが、私、こう言ったんですよ。日本人と海外の人の違いがあって、よく旅行なんかして物を買うじゃないですか。日本人って100円のを90円にしてくれませんかかってお願いするんです。向こうの人は、こんな高いの買えるか、40円じゃって言うわけです。それで、こんなに離れるんです。そこから寄っていくのが世界標準なんです。日本っていうのは、そうじゃなくてお願いして、ちょっと1割まけてって言って、それで簡単にオーケーが出たら、悪いけどもうちょっと引いてくれんとか、そんなやり方するのが日本人的なんですけれども、やっぱりこれも、さっき解約カードって言いましたけど、これじゃあ無理よと。

現に広島県の法制グループが、これでいいって言うんですよ。私が2回目に法制グループに行ったときに、もう一回確認したんですよ。そしたらちょっと考えて電話するって言うから、一旦切ったわけですよ。そしたら、午前中にかけてのに、午後を過ぎても電話がないんです。それでかけたら、もう一回、法制グループの人は、私が見たら解約できるって書いてあるから解約できると思うんですけど、担当課で違う解釈があるなら担当課のほうから私に対して電話するようになって言って、担当課に投げたんです。まだ電話ありませんかって言う。担当課、電話できませんよね。こんな大嘘ですからね。

やっぱりここは水道局としても問題があることをちゃんと文書にして、監査委員も問題があると言って、多分今日のこの一般質問は、県の企業局の人も関心を持っていると思いますけれども、やっぱり9万トンからの水の利用権があって、それは満額使えるかどうか分からんとは言いながら、それを半分しか使っていないんですよ。

私があわあ言い始めたこともあって、今回もちょっと何か議会のほうでいろんな動きがあるみたいですけども、皆さんの思いを出して、それこそ議会で喧々諤々やったらいいですよ。それが一番の議会の役割ですから。ここできれいなことを言って賛成で終わったんじゃない面白くないし、私は今回、水道事業のことであれですけど、皆さんの争いを発生させているつもりはないですよ。やっぱりここは県がちゃんとすべきですよ。県が変なことをして市町が困って、県の存在感はどこにあるんだって、私はすごく感じます。そこまで言ってしまうと終わってしまうんですけども、本当に茶番劇のようなことを、私、電

話で話しています。

例えばこの条項に、やめることができるというか、やめるときには文書を出せて書いてありますよね。担当者が何て言うかっていったら、好き勝手にやめてもいいとは書いてないじゃないかって言うわけですよ、電話ですよ。それで私が何て言うかっていったら、好き勝手にやめちゃいけないとも書いてないじゃないかって。そしたら最後は、今回値下げしたんじゃないけん、そこは分かってくださいよって、それは分かりますよと。分かりますけどねって、そんな次元のことをやっていますけれども、質問に全然なっていないですが、これはやっぱりこの水がないと水が供給できない市町にとってみたら、それはそうはいかないでしょうけれども、大竹市は、どっちがいいかはさておいて、やっぱり大竹市はいろんな交渉のカードを持っているわけですから、大竹市が、小さな大竹市ですけれども、そこで頑張っていて、言い方は悪いかもしれませんが、廿日市市とか広島市とか、少し恩を売るじゃないけれども、大竹市さん頑張ってくれたけわしら助かったって言うような大竹市の存在感、そういうのもあるかもしれませんし、ぜひ交渉してほしいんですよ、オープンな場で。密室じゃなくてですよ。

今回も大竹市の記録というのがあって、それを見せてもらったから分かるんですけども、やっぱりこれは本当に大竹市がどうするかっていうのもありますけれども、県のかたくな態度が少し変われば、私が質問したことも意味があるなと思うんですけども、これからの、今回は値段が下がりました、でも値上げの議案は出てきて、それがどうなるかは今回、今からですけれども、そんな目先のことでなくてこの県用水のありようについて、何か市のほうでこれからの考えが、思いとかがおりならそれを聞かせていただいて、終わりたいと思います。お願いします。

○議長（賀屋幸治） 上下水道局長。

○上下水道局長（古賀正則） これまで決算とかそういったところで、なかなか上手に表現ができていない。県用水が圧迫しておるといふ部分を表現したところも一部あったと思うんですけど、なかなか伝わっていないことについては、非常に申し訳なかったと思っております。

県との交渉については、今回下がったことだけではなく、後に協議をしていながら、もっと、我々が思っておるのは、最終的には水道料金が、皆様の御負担が下がるような、かつ安定的に運用できるようなものを目指しながら交渉していきたいと思っております。

また、議員がおっしゃいますように、我々の交渉がどういった形でやっとなるかといったことも含めて、どういった形で皆様にお知らせできるものかというのもちよっと考えながら、強い要望、議会の中でも皆様から強い要望をいただいとるというこの応援をもって、我々も交渉を継続していきたいと思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） ありがとうございます。これで一応終わります。あとは議案がどうなるか、私が委員長なので、へまのないようにやりたいと思います。ありがとうございます。終わります。

- 議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、換気のため暫時休憩をいたします。なお、再開は15時20分からといたします。

~~~~~○~~~~~

15時07分 休憩

15時20分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

西村議員。

- 9番（西村一啓） 発言の機会をいただきまして、先ほども御質問の中にありました日域議員の発言の中に、監査委員が職務を遂行していないという発言が出てまいりました。決してそういうことはございませんが、その部分については今日の議事録から削除をお願いしたいと思います。

以上であります。

- 議長（賀屋幸治） ただいま西村議員より、日域議員の一般質問上の発言の取り消しについて提案がありましたので、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

15時21分 休憩

15時46分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（賀屋幸治） 大変お待たせをいたしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど西村議員のほうから、日域議員の発言に対する発言の取り消しの申し出がありました。別室で休憩中に両方で話をし、誤解の部分も含めて、両方とも理解をしていただいたということなんです。手続上、発言の取消申出書というのが提出が必要になりますので、現在すぐ、どこの部分のどの文言かというのが整理がこの場でできませんので、後日その取消申出書を整理し、その提出によって対処をしていきたいというふうに考えておりますので、その旨皆さんのほうに経過をお知らせをしておきます。

それでは、お待たせをしておりますけれども、続きまして、一般質問を続行します。

3番、藤川和弘議員。

〔3番 藤川和弘議員 登壇〕

- 3番（藤川和弘） 3番、新和会の藤川です。お疲れだとは思いますが、もうしばらくお付き合いください。

それでは、通告書に基づいて、素通りの町から立ち寄る町にするために、三倉岳自然公園と晴海臨海公園の水広場について、2点質問させていただきます。

最初に、三倉岳をたくさんの方に御利用してもらうために質問させていただきます。資料1と資料2を御用意させていただきました。御覧いただければと思います。

令和4年5月22日、日曜日午前9時より、4団体さんの呼びかけに、4歳から80歳までの方90名が参加し、三倉岳県立自然公園の大規模な清掃活動が行われました。清掃内容は、

三倉岳キャンプ場の清掃、登山道の清掃。メインは4合目倒壊トイレ、9合目倒壊小屋の撤収作業でございます。

こちらの4合目倒壊トイレ、9合目倒壊小屋は登山道のすぐそばにあり、何年も放置されておりました。これらのごみは解体し、土のう袋に入れ、土のう袋を手に持ち、下山。登山道のごみ、キャンプ場のごみ、4合目倒壊トイレのごみ、9合目倒壊小屋のごみは、約200キロ。土のう袋にして約80袋出ております。

主催者と参加していただきました方々のおかげで、三倉岳登山道とキャンプ場は、きれいになりました。何より登山道のすぐそばにあり景観を損ねておりました4合目倒壊トイレ、9合目倒壊小屋の解体撤収作業は、三倉岳の景観が取り戻せたように思っております。三倉岳清掃活動に参加していただきました方々には、感謝の言葉しかございません。そこで、参加していただきました方々の感想、要望の聞き取り調査をいたしましたので、御紹介させていただきます。

感想は、参加してよかった。三倉岳がきれいになって気持ちがいい。また機会があればぜひ参加したい。続いて、御要望は、Wi-Fiが届くようにしてほしい、緊急の連絡が取れない。こちらは以前の一般質問でもさせていただいております。三倉岳にいる方に、三倉岳で熊が出た情報が入らないので、Wi-Fiが届くようお願いしております。

御答弁は、Wi-Fi環境の整備等、県のほうに要望している。今年の7月23日と、8月は3日と29日、大竹市の防災メールが届いております。どれも栗谷の熊の目撃情報です。十分に御注意してくださいと。ですが、三倉岳付近で遊んでおられる方には届いておりません。

続いて、シャワー室、更衣室が欲しい。こちらも以前、一般質問でさせていただいております。御答弁は、シャワー室については水の問題がありまして、タンク等の容量が大きくないためそういった確保が難しいと。ですが、水の確保は今後の三倉岳にとって大変重要になってくると考えております。

続いて、三倉岳キャンプ場についての要望です。一年中トイレが使えるようにしてほしい。冬季は使えない。古く使いにくいキャンプ場の改修をお願いいたします。こちらはファミリーキャンプをされている方からの御要望ですが、少人数でキャンプされている方々は、今の景観を残し、整備してほしいという御要望もございました。大きなファミリーキャンプサイトと、一人キャンプや少人数のキャンプサイトを分けて整備してほしいという声もございました。

続いて、上側のキャンプ場が魅力的なので使用させてほしい。こちらは一人キャンプや少人数でキャンプされている方々の御要望です。以前は、今のキャンプサイトよりもさらに上部までキャンプサイトで御利用できたのですが、今は使わせていないようです。

続いて、利用時間外にゲートを閉めると、キャンパーは利便性が悪い。こちらは三倉岳キャンプ場を利用する方の強い御要望です。季節によってゲートの開け閉めの時間は違いますが、ゲートが閉まっているから、キャンプ場を利用される方、また、帰られる方は、駐車場からキャンプ場まで距離がありますので、荷物等を運ぶのに大変御苦労されているようです。ゲートの開け閉めの時間帯というより、ゲートの有無と、ゲートの場所が問題

だと思っております。

キャンプ場は以前にも質問しております、三倉岳キャンプ場は古く使い勝手が悪くなっているキャンプ場の整備をしてほしい。区画割りが小さいので使いづらい。木の枠で区画割りしているので、雨が降ったときに水溜まりになる。駐車場からサイトまでが遠いので使いづらい。オートキャンプ場にまでしないまでも、キャンプ場内に車を入れるようにしてほしい。御答弁は、キャンプサイトの整備を県のほうに要望しているとの御答弁でございました。

続いて、三倉岳登山についての要望です。資料1の下段を見ていただければと思います。

山頂の看板が小さく寂しいので、インスタ映えするような看板にしてほしい。案内看板の設置、登山道の看板が少ないので分かりにくい。下山のとき、間違えて違う場所に出た。こちらも、以前質問しております。

質問内容は、山頂に上がるまでの標識が分かりにくい。三倉岳によく登っている方では、三倉岳は学生や初心者の方がたくさん登りにきており、山の中でどっちに行けばいいのか迷っている学生をよく見かけているようです。某動画サイトを見せていただきましても、三倉岳を登山している方の動画がアップされており、看板が分かりにくいので迷子になっている動画を見たことがありますと、質問しております。

前回の一般質問は、市民の方から聞いたお話と動画サイト情報でございましたが、今回は清掃活動で私も2回三倉岳に登り、経験してまいりました。登りは看板が少ないので、今どこを登っているのか不安にもなりましたし、登山道と獣道で迷った箇所が数箇所ございました。下山のときも同様で、看板がありませんので不安を感じながら下りております。結果、登ったルートとは違うルートで下山したようで、違う場所に下りてしまいました。

問題なのは、いつルートを外れたか、自分自身が分かっていることです。下山のときは、私だけではございませんでした。ルートを外れたと思い、また登ってくる方もおられましたし、実際にたくさんの方が登ったルートと違うルートで下山し、違う場所で下山しておられました。この目で、壊れている看板、倒れかけている看板、古くなり見えにくい看板を確認してまいりました。

続いて、夕陽岳と中岳の間のルートを通れるようにしてほしい。こちらも以前に質問させていただいておりますが、御答弁は、県に復旧工事を要望してきましたが、令和3年度によりやく復旧工事の設計に係る予算が確保され、通行止めの箇所の測量や復旧方法の実施設計が行われることになりました。なお、新型コロナウイルス感染症や大雨の影響もあり、工事の時期などは現時点では未定との御答弁をいただいております。

続いて、登山道にトイレが欲しい。以前は4合目と9合目にトイレがあったと聞いている。登山道にトイレとの御要望ですが、登山道4合目と9合目のトイレの設置は、参加してくれた方、トイレがない理由で参加したくてもできなかった方から、たくさんの方の御意見・御要望をいただいております。特に女性からの声が多かったです。ぜひ、トイレの心配なく、三倉岳登山をたくさんの方に楽しんでもらうために、4合目と9合目にトイレの設置をお願いしたいと思います。

三倉岳については以上です。進捗状況と各要望についての御答弁、よろしくお願ひいた

します。

続いて、晴海臨海公園の水広場についてです。

令和4年4月29日利用を開始した水広場、ありがとうございます。ですが、御利用してくれた方からの御意見をいただいております。私に届く市民の声は、もっと水が出るのかと思った。公園に水遊びができる場所が欲しいと。私自身、何度も水広場に行き、遊んでいる子供たちを見にいきました。1歳、2歳の小さい子供たちは喜んで遊んでおりましたが、もう少し大きい子供たちはあまり御利用していないように感じました。大きい子供たちにも喜んで利用してもらえるように、もっと高くミストが出るようお願いできないでしょうか。

また、別の日に見に行ったときは、子供たちがびしゃびしゃになり楽しんで遊んでいる姿を見ました。子供たちを見にいけますと、水広場とトイレの間にあります手洗い場ですか、蛇口から出る水で物すごい笑顔で大きな声を出し、楽しそうに遊んでおられました。水遊びは子供たちを笑顔にするんだと、再確認したときでございました。大竹市は、安くておいしい水が売りですよ。ぜひ、水広場、第2弾は水を使った水遊びのできる水広場を造っていただきたいと思います。

本市の水広場は立地もよく、季節がよいときは御家族連れでにぎわっております。一年中御利用してもらうために、水広場を造ってくれたと思っているのですが、せっかくお金をかけて整備してくださいました水広場、さらにたくさんの子供たちに笑顔になってもらうために、少しでも早く幅広い年齢層の子供たちが遊べるように、暑い夏でも遊んでもらえるように改良していただきたいと思います。

最後にもう一点、第3期工事が始まり、公園が明るくなり、見晴らしもよくなり、開放感のあるすばらしい公園になってきております。公園を御利用している方々からも、外から見えるようになり、子供たちを安心して遊ばせることができると、大変好評です。

これからの晴海臨海公園を、私自身、市民の皆様も楽しみにしているのですが、晴海臨海公園の今後の計画、教えてください。

以上で、壇上の質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 三倉岳県立自然公園の清掃活動につきまして、参加されました皆様方には大変感謝しております。三倉岳が多くの方に愛されていることを、改めて実感したところでございます。

それでは、藤川議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、三倉岳県立自然公園への要望についてです。

昨年の9月定例会における質問の際に答弁していますが、利用者が安全に、また、安心して楽しんでいただけるよう、毎年、三倉岳県立自然公園に係る幅広い要望事項を、広島県にあげています。この要望事項を踏まえ、県では毎年度、三倉岳県立自然公園の整備などに係る予算措置がされているところです。

今年度につきましては、平成30年の豪雨災害以降、通行止めとなっていた夕陽岳と中岳

の間の登山道の復旧工事、第2駐車場のトイレ凍結対策や配水管調査、第1野営場のキャンプサイトの区画などの整備、野営場の給水管調査、浄化槽ポンプの交換を実施することとなっています。藤川議員からいただいた御意見については、既に継続して要望しているものもありますが、今後の要望事項に加えることも含め、検討させていただきます。

三倉岳県立自然公園は、キャンプ場や登山での利用のほか、近年ではボルダリングの大会などが開催されるなど、市外や県外から多くの方が訪れており、三倉岳県立自然公園の認知度が高まってきていると認識しています。多くの利用者が訪れる観光地として利用しやすい環境を整えていくため、三倉岳県立自然公園協議会や、利用者などの御意見、御要望を伺いながら、引き続き県に対して要望活動を継続していきます。

次に、2点目の、晴海臨海公園の水広場についてです。

昨年度末、晴海臨海公園の遊具広場内に、夏場の暑い時期に水と触れ合え、涼しさを感じられる遊具として、水広場を整備しました。水広場の両端にあります赤色と黄色の筒にあるボタンを押すと、グレーチング内に設置した48カ所の吹き出し口より、高さ30センチから40センチのミストシャワーが一定時間吹き上がる仕掛けとなっています。今年のゴールデンウィーク前に供用を開始し、土曜日、日曜日、祝日を中心に多くの方に利用されており、水広場を整備した効果があったと考えているところです。

しかしながら、藤川議員の御質問にもありましたように、利用者からもっと水遊びができる施設が欲しいとの要望を伺っていますので、今後、改良や新たな整備を検討していきたいと考えています。

次に、今後の晴海臨海公園の整備についてです。

本年度は、晴海臨海公園第三期整備として、西側園路と現在建築中の民間美術館や、県が整備を行う港湾緑地につながる北側園路の整備工事を進めています。また、来年度以降も晴海臨海公園の西側エリアに、駐車場や周囲園路などの整備を計画しております。

公園利用者の利便性の向上や利用促進を図るとともに、周辺の商業施設や民間美術館などとも一体となった魅力ある場所として、市内はもとより市外の方にも訪れていただけるよう、取り組んでいきたいと考えています。

以上で、藤川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 藤川議員。

○3番（藤川和弘） 御答弁ありがとうございます。

まず、三倉岳です。三倉岳、市長をはじめ職員さんたちのおかげで、たくさんの事業に動きがあることが分かりました。たくさん要望があるので全て応えていただけるかどうか分かりませんが、分かる範囲でいいので、細かく今の現状、これからの状況、計画を教えてくださいませんか。よろしくお願いします。

○議長（賀屋幸治） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（前田新吾） 議員においてはたくさんの要望をいろいろ集めていただき、ありがとうございます。

それでは、個別の要望について、私のほうでお答えいたします。

まず、Wi-Fi環境の整備につきましては、昨年度も要望しておりますが、今年度も

県に要望を続けております。

次に、冬場のトイレ利用につきまして、三倉岳の訪問者がたくさん冬場に利用することを想定しておらず、現状、三倉岳の駐車場にある多目的トイレのみの利用としております。今年度新たに凍結防止策を講じることになっておりますけれども、タンクからの配管自体が凍ることもあります。全てのトイレを一年中利用できるような対策をするには、根本的にタンクや配管など、さまざまな工事や修繕が必要となるため、広島県としてもすぐにはなかなか難しい面があるかと思っております。また、同じようにシャワーの設置やトイレの増設等も、同様の考えになろうかと思えます。

次に、キャンプ場についてでございますけれども、利用者が多い下側の第一野営場のほうから、少しずつ改修をするというふうに伺っております。

続いて、看板についてでございますけれども、こちらは市としましても、利用者が分かりやすい看板の設置を継続して要望しております。

三倉岳県立自然公園は自然そのものを満喫する施設であり、いつでも誰でも利用できる施設でございます。三倉岳県立自然公園協議会が施設の清掃など管理委託を受けておりますけれども、1年、365日、24時間施設を管理しているわけではないため、利用者のマナーやボランティアの協力により、施設の維持管理が成り立っているのが現状でございます。

一部の方々の迷惑行為などで、協議会の方々も困っていることもあります。また、利用者の方全てに満足できるような施設を整えるには、維持管理するための業務や費用も増えていくことになります。市としましても、たくさんの方々にお越しいただきたいと思っております。いただいたさまざまな要望を検討して、広島県への要望は継続していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（賀屋幸治） 藤川議員。

○3番（藤川和弘） ありがとうございます。引き続き要望活動をよろしくお願いいたします。でも、中でもやっぱり動いているのもたくさんあるみたいで、感謝します。

キャンプ場を整備していただいていること、分かりました。ありがたいのですが、ゲートを開めると、せっかく整備してもらってもキャンプ場が生かされないと思いますので、キャンプ場の整備と利用しやすい空間づくり、一緒に検討を、ぜひ、して行ってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

登山道にトイレの要望ですが、このたびの清掃活動の中で最も多く声が出ました。トイレを設置したい、でも、壁があるならその問題をクリアしていきたいと、私自身も考えております。以前は設置してあったんですから、今できないということはないと思うんですね。クリアするにはどうしたらいいんでしょう。

三倉岳県立自然公園は県の管理ですよね。三倉岳休憩所は大竹市の管理ですよね。トイレを市の管理で設置するとか、いろいろ方法を考えていただいて、三倉岳登山道のトイレの設置、考えてほしいと思います。トイレある・ないでは、安心感が違いますよ。特に女性の安心感、すごく変わってくると思います。

利用が少ないから造らないという考えをやめて、トイレがあるから三倉岳を利用して



ださいのほうが、今後の三倉岳の発展にもつながると思うんです。登山道にトイレ、もう一度、お考えを聞かせてください。

○議長（賀屋幸治） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（前田新吾） トイレでございますけれども、現在、トイレは、キャンプ場のところに3カ所あります。登山道のほうには今は、4合目と9合目にあったということでございますけれども、現状どれだけ必要かということ、ニーズも、議員からいただきました。

ただ、すぐ造るとかそういうことではなくて、どのようにやっていくかも含めて検討させていただきたいと思います。併せて県のほうにその要望を上げるかというようなことも含めて、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 藤川議員。

○3番（藤川和弘） ありがとうございます。まだ第一段階なので、すぐにとは言いません。でも、少しずつ市のほうでも考えていただいて、それで県のほうにも要望して行ってほしいと思います。

今年の3月に、先ほど市長の答弁にもありましたように、三倉岳で初めての第1回ボルダリング競技会が行われております。今年の11月にも第2回目、さらに規模を大きくして行われると、私、聞いております。今、三倉岳のキャンプ場に大きな動きが起こっております。今、ちょうどチャンスだと思うんですよね。今、若い人たちがせっかく動いてるんです。この波に乗らない手はないと考えています。また、この波に乗らなかったら、次の波はもう来ませんよ。若い人はもう今、どんどん少なくなっていますので、ぜひ、このチャンスを利用してほしいと思います。

そして、三倉岳のキャンプ場の整備は、マロンの里の活性化にも、私はつながると思っています。私も清掃活動に参加させていただいて、約90名と言いましたけど、実際多分もっといたと思います。友人とマロンの里に立ち寄ったら、清掃活動に関わったたくさんの方があそこで食事を取り、ソフトクリームを食べておりました。

三倉岳に人が集まるということは、やっぱりマロンの里の活性化、また、その付近の活性化にもつながると思っております。たくさんの方に三倉岳を利用してもらうために、今回大竹市民の方がたくさん立ち上がり、キャンプ場の清掃、登山道の清掃、長い時間放っておかれた4合目の倒壊トイレ、9合目小屋の撤去、これらの活動は登山道にトイレの設置や他の要望をかなえてもらうための要望活動です。重く受け止めてほしいんですが、この活動を、本市としてはどういうふうにお考えですか。

○議長（賀屋幸治） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（前田新吾） 今、御紹介いただいた若い方とかも、たくさんボルダリング等、三倉岳で活動していくということでございます。そういった活動につきましては、市としましても歓迎するところでございます。

そういったところに市としてどれだけ支援できるかということは、まだ現状言うことはできませんけれども、今後どのようなことがあるか検討させていただければと思います。

以上です。

- 議長（賀屋幸治） 藤川議員。5回目です。
- 3番（藤川和弘） 最後ですか。
- 議長（賀屋幸治） この1問目の質問は5回目ね。
- 3番（藤川和弘） ありがとうございます。

今回の清掃活動を重く受け止めていただいて、本市としてもこれからも利用しやすい三倉岳を目指してほしいと思います。三倉岳については以上とします。ありがとうございます。

続いて、晴海臨海公園です。

晴海臨海公園、魅力ある場所にして、市内から、市外からも御利用していただけると答弁いただきました。どうもありがとうございます。本市の晴海臨海公園は、他市町にない最高の立地条件がそろっております。今後とも立ち寄るまちづくりをよろしく願いたいします。

水広場ですが、改良や新たな整備を検討していただける御答弁もありました。どうもありがとうございます。私が子供の頃は、本市にも噴水がたくさんありました。よく水遊びしたもんです。今でも楽しかった記憶が頭に残っております。特に駅前の噴水はすごく楽しかった記憶が、今でも目をつぶると出てきます。

大竹市から噴水がなくなった経緯も、全てではございませんが、ある程度聞いております。水広場にできれば噴水を造っていただきたいのですが、維持管理費を考えるとなかなか強く言えないところもございますが、長く使っていくものにしたいので、簡単な仕組みでいいんです、維持管理費があまりかからない、水遊びできる場所で構いません。

子供たちは水があれば、思い思いの考えで遊んでくれます。子供たちは水があれば、笑顔になれるんです。子供たちは大竹市の宝ですよ。子供たちの成長のスピードはとても早いです。子供たちが水で遊んで楽しい時間は一瞬で過ぎていくと思います。少しでも早く子供たちの記憶に残る水広場、よろしく願いたいします。そして、1年を通して子供たちでにぎわう晴海臨海公園になるよう、よろしく願いたいします。

水広場を検討していただける御答弁をいただきましたので、水広場は以上にさせていただきます。ありがとうございます。

最後に3点だけ聞かせてください。

以前の一般質問でもさせていただいているんですが、晴海臨海公園の陰ですね。もうテーマになっていると思います。あずまや等の設置は検討中との御答弁をいただいております。今、どういう状況なのでしょう。

あと、キッチンカーもコロナの影響で止まっております。1回だけですかね、やられたと思うんですが、今後のキッチンカーの予定を教えてください。

3つ目に、これからの晴海臨海公園をたくさんの方に御利用していただくため、利用者の声を聴くアンケートボックスを設置して、御利用していただいている御家族や子供たちの声を聴いて今後の整備の参考にしたらよいと、これは私の考えなんです、思っております。お考えをお聞かせください。

○議長（賀屋幸治） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 3つほど御質問をいただきました。

まず、1点目、陰とあずまや等の設置の検討のことです。

担当課としましては、来年度、晴海臨海公園の西側エリアの駐車場とか周回園路の整備を計画しております。その中であずまやなどの配置を、全体のバランスを考慮して、再度検討しているところでございます。また、高木の植樹も含め、夏場の日陰の確保も検討していきたいと考えております。

続きまして、キッチンカーの取り組みについてです。

御質問がありましたように、昨年度試験的にキッチンカーの取り組みを2回チャレンジしたんですが、1回目は途中でちょっとやめた状況で、2回目はもうやる前から中止にしたという、公園自体を閉鎖したので、そういうことになっておりました。

これもやっていきたいとは思っておるんですが、来年度、今年度から取り組んでおります西側のエリアの工事の関係で、なかなかちょっと利用者の方に仮設通路を使っていたとかそういったことになって、安全にキッチンカーをできるような場所もちょっと難しいかもしれないと考えておりますので、この第三期整備の完了に合わせて、実施はしていきたいとは思っております。

続きまして、アンケートボックスの設置についてです。

晴海臨海公園に関する御意見につきましては、課の窓口や管理棟など、そして、文書や電話、メールを使って、遊具広場以外の公園全体の施設にさまざまな御意見、御要望をいただいております。こちらを参考にして整備、改良等に努めているところでございます。

藤川議員がおっしゃるように、確かにアンケートによってさらなる整備の参考になるかもしれませんが、限りある市の予算の中で、市全体の使い方も考慮する必要があり、せっかくいただいた意見が全て整備につながるものではないと思っております。そういった2点で、現時点としてはアンケートボックスの設置は考えておりません。

ただ、アンケートのやり方によって、例えばデータ分析、市外の利用される方がどこから来られているのかとか、何度目の来園なのかとか、滞在時間がどれくらいあるのかといった把握とか分析することもできると思っておりますので、市全体の活性化、それから、まちづくりに生かせるということでは、その中で自由意見として公園の整備の御意見をいただくこともあるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 藤川議員。

○3番（藤川和弘） ありがとうございます。今の状況がよく分かりました。

第三期整備が終わりましたら、また、再度いろんなことにチャレンジしていただいたり、今私が言ったキッチンカー等、御検討していただければと思います。

本日、晴海臨海公園の質問、全て子供たちの笑顔が見たいがために質問させていただいております。どうかよろしく願いいたします。そして、晴海臨海公園や三倉岳県立自然公園などの観光資源を有効活用して、今後ともまちの活性化につなげていってほしいと思います。

以上で、終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） この際、お諮りいたします。

一般質問の途中ではございますが、本日はこの程度にとどめ、9月7日の本会議に継続したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、9月7日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

9月7日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

16時23分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月6日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会副議長 網谷 芳孝

大竹市議会議員 日城 究

大竹市議会議員 細川 雅子

令和4年9月  
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

令和4年9月7日10時開会

| 日 程 | 議案番号      | 件 名                                                                          | 付 記                                 |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 第 1 |           | 会議録署名議員の指名                                                                   |                                     |
| 第 2 |           | 一般質問                                                                         |                                     |
| 第 3 | 報告第 7号    | 専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償額の決定）                                               | 報 告                                 |
| 第 4 | 議案第35号    | 公平委員会委員の選任の同意について                                                            | 即 決<br>（一 括）                        |
| 第 5 | 議案第36号    | 教育委員会委員の任命の同意について                                                            |                                     |
| 第 6 | 議案第37号    | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                                                      | 総務文教付託                              |
| 第 7 | 議案第38号    | 大竹市税条例等の一部改正について                                                             | 生活環境付託                              |
| 第 8 | 議案第39号    | 大竹市水道条例の一部改正について                                                             | 生活環境付託<br>生活環境付託<br>生活環境付託<br>（一 括） |
| 第 9 | 議案第40号    | 大竹市下水道条例等の一部改正について                                                           |                                     |
| 第10 | 議案第42号    | 令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について                                              |                                     |
| 第11 | 議案第43号    | 令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について                                           |                                     |
| 第12 | 議案第44号    | 令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について                                           | 生活環境付託                              |
| 第13 | 議案第47号    | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）                                                   | 生活環境付託                              |
| 第14 | 議案第41号    | 工事請負契約の締結について                                                                | 総務文教付託                              |
| 第15 | 議案第45号    | 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）                                                        | 総務文教付託<br>（一 括）                     |
| 第16 | 議案第46号    | 令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）                                                    |                                     |
| 第17 | 令和4年陳情第2号 | 学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情                                                      | 総務文教付託                              |
| 第18 | 令和4年請願第2号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 総務文教付託                              |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問

- 日程第 3 報告第 7号 (報告)
- 日程第 4 議案第 35号から日程第 5 議案第 36号 (説明・表決)
- 日程第 6 議案第 37号 (説明・付託)
- 日程第 7 議案第 38号 (説明・付託)
- 日程第 8 議案第 39号から日程第 13 議案第 47号 (説明・付託)
- 日程第 14 議案第 41号 (説明・付託)
- 日程第 15 議案第 45号から日程第 16 議案第 46号 (説明・付託)
- 日程第 17 令和4年陳情第2号 (付託)
- 日程第 18 令和4年請願第2号 (付託)

○出席議員 (16人)

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 賀屋幸治  | 2番  | 末広天佑 |
| 3番  | 藤川和弘  | 4番  | 原田孝徳 |
| 5番  | 小中真樹雄 | 6番  | 中川智之 |
| 7番  | 小田上尚典 | 8番  | 北地範久 |
| 9番  | 西村一啓  | 10番 | 和田芳弘 |
| 11番 | 網谷芳孝  | 12番 | 児玉朋也 |
| 13番 | 山崎年一  | 14番 | 日域究  |
| 15番 | 細川雅子  | 16番 | 寺岡公章 |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

|                   |   |      |      |       |
|-------------------|---|------|------|-------|
| 市                 | 長 | 入山欣郎 |      |       |
| 副市                | 長 | 太田勲男 |      |       |
| 教                 | 育 | 長    | 小西啓二 |       |
| 総務部               | 長 | 佐伯和規 |      |       |
| 市民生活部             | 長 | 中村一誠 |      |       |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     |   | 三原尚美 |      |       |
| 建設部               | 長 | 山本茂広 |      |       |
| 建設部地籍調査担当部長       |   | 小田健治 |      |       |
| 上下水道局             | 長 | 古賀正則 |      |       |
| 消                 | 防 | 長    | 小田明博 |       |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 |   | 柿本剛  |      |       |
| 企画財政課             | 長 | 三井佳和 |      |       |
| 総務学事課             | 長 | 貞盛倫子 |      |       |
| 監                 | 査 | 委    | 員    | 薬師寺基夫 |

○出席した事務局職員

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 三 | 上 | 健 |
| 議 | 事 | 係 | 長 |   |   | 北 | 修 | 治 |

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、16番、寺岡公章議員、2番、末広天佑議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（賀屋幸治） 日程第2、一般質問を行います。

9月6日の一般質問を継続いたします。

15番、細川雅子議員。

[15番 細川雅子議員 登壇]

○15番（細川雅子） おはようございます。15番、清誠クラブの細川雅子です。

今回のテーマは、玖波中学校の今後のあり方についてと題して質問いたします。

○議長（賀屋幸治） すみません、傍聴者の方、帽子を、議場では取っていただきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

○15番（細川雅子） 今回のテーマは、玖波中学校の今後のあり方についてと題して質問いたします。

昭和22年、新制の中学校として開校した伝統ある玖波中学校ですが、近年は生徒数の減少により、廃校の対象となっています。しかし、玖波中学校は、地域活動も熱心で、地域の産業や歴史に学び、また、公民館や地域の活動に積極的に参加するなど、学校、生徒共々地域に愛され、必要とされています。地域からは、玖波中学校を存続してほしいとの声が、私のところにも寄せられています。

今回の質問では、地域の都合ではなく、子供たち一人一人を大事にした健やかな成長のために、どのような学びの環境を整えていくのかを考えてまいりたいと思います。

平成14年、2002年6月、大竹市小・中学校充実のための基本方針が定められました。お配りした資料1を御覧ください。

この資料は、基本方針にある学校統合の将来計画です。統合へのロードマップは、第1段階と第2段階になっています。第1段階は、複式学級の解消のために小規模校を統廃合をするというものです。小学校においては平成25年、小方小・中学校の改築工事完成時に終了し、中学校は平成26年の栗谷中学校の閉校で区切りをつけました。第2段階として、生徒数が減少し、1学年1学級となる玖波中について、大願寺地区移転に併せ、小方中に統合するとの方針が出ております。

この基本方針を出してから既に20年、小方小・中学校が小方ヶ丘に移転して、ほぼ10年が経過いたしました。この間の玖波中学校の生徒数の推移を見てください。



資料2を御覧ください。

これは、平成3年度の教育要覧からの抜粋です。玖波中学校の行を御覧ください。

この表にはありませんが、基本方針を定めた平成14年は169人でした。小方中学校が移転した平成25年は113人、そして、令和3年になると49人です。平成25年と比較して、64人も減っています。小方中学校の欄を御覧ください。小方中学校は、平成25年が190人、令和3年が201人で、11人増加しています。大竹中学校は、平成25年が315人、令和3年296人で、19人が減少しています。

増減の理由の分析はここではいたしません、小方中学校、大竹中学校と比較して、玖波中学校は激減していると言えるのではないのでしょうか。

今日は、現在の玖波中学校の状況について、4つの点について伺います。

第1に、学習面とか部活などでの課題です。ここまで生徒数が少なくなってくると、学習面の環境の変化が出ているのではないのでしょうか。中学校になると教科制ですが、教科の教員が必要数配置されているのでしょうか。教科以外でも、学校を維持していくためには、事務や保健の養護教諭、スクールカウンセラーなど心の支援などのスタッフは、十分に配置されているのでしょうか。

また、生徒が楽しみにしている部活はどうでしょう。以前から部活の選択肢が少ないことを指摘されていますが、状況はどうでしょうか。

資料3を御覧ください。

こちらは、今回の一般質問に当たって、教育委員会に資料をお願いしたものです。玖波中学校の部活数は非常に少なくなっていることが分かります。来年度はさらに1つ減ると聞いています。

これらの状況について、教育委員会はどのように考え、対応しておられるのでしょうか。

次に、施設の老朽化についてです。

学校施設に目を向けますと、玖波中学校は築40年を迎え、耐震上は持ちこたえているにしても、従来の考え方では、大規模な改修もしくは改築が視野に入ってくる時期です。

しかも、玖波中学校は災害時の第2次避難場所に指定されています。地域の高齢者が避難してきます。エレベーターがないとか、トイレのユニバーサル化の課題をはじめ、多くの不都合が生じているのではないのでしょうか。現状をどのように捉えて、今後どのようにしていくのか伺います。

教育の制度もさま変わりしてきました。この20年間で、教育委員会が導入した制度2点についてお尋ねいたします。

第1に、学校選択制の導入です。基本方針を定めた当時は、入学時に学校を自由に選択できませんでした。平成18年度から、選択制を導入しています。

資料4を御覧ください。

この資料も、今回の一般質問に当たって、学校選択制を使って別の中学校区に進学した生徒数を出していただきました。

平成25年頃の制度の利用者数は、全部合わせても1桁ですが、平成30年度以降から2桁の利用者がいます。これは制度が定着してきた結果ではないかと受け止めております。

とはいえ、3つの学校区での移動数を比較すると、玖波中学校区からのほかの学校区への進学が、おおむね一番多くなっています。この数字だけを見ると、玖波中学校は選ばれない学校になっているのではないかとの印象を受けます。

教育委員会は、この利用者数の推移、学校選択制について、どのような評価をしておられますか。

第2に、小中一貫教育の導入です。

大竹市教育委員会は、平成22年に大竹市小中一貫校に関する基本方針を定めました。10年近く経過した令和3年2月の教育委員会議において、小中一貫教育の成果と課題をまとめておられます。

その中で、施設分離型である小・中学校でも、一貫教育の取り組みの質が高まっていると報告されています。質が高まっているとは具体的にどのような点か、どのような成果が出ているのかを教えてください。

基本方針が定められて20年、その年に生まれた赤ちゃんは二十歳になっています。社会も大きく変化しました。方針が定められたときには、学校の選択制、小中一貫教育について全く語られていません。このような背景で出された玖波中学校の小方中学校への統合です。20年間の数多くの取り組みの成果を受け、玖波中学校の今後の方向性を柔軟に検討されてもよい時期だと思います。

今回の質問では、1、玖波中学校の学習面・部活面での課題。

2、施設の老朽化への対応。

3、学校選択制の評価。

4、小中一貫教育の玖波小・中学校での成果。そして、基本方針の再検討に対するお考えを伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、細川議員の御質問にお答えをいたします。

まず、玖波中学校の学習面や部活面の現状についてでございます。

現在、玖波中学校には52名の生徒が在籍をしており、学年1クラスと特別支援学級がございます。1クラス当たりの人数が少ないことから、教員の目が届きやすく、個々の生徒への配慮が適時にできる、グループ活動や交流が行いやすいといった学習環境にあります。

一方で、3年間クラス替えがないことから、互いに相手のことがよく分かっているという安心感はあるものの、互いの見方が固定化しがちであることや、個々の積極性が発揮しにくいといった課題もございます。

部活動については、配置されている教職員数の関係で、他の中学校に比べて数が少なくなっており、生徒の選択肢が少ないという課題がございます。

次に、施設面の現状と今後の見通しについてです。

公共施設の整備に当たっては、耐震化や安全対策に加えて、長寿命化対策が考え方の中心になっております。学校施設についても適切な時期に長寿命化改修などを行い、より長

く使えるようにすることで全体的な経費を抑制することを、基本的な方針としております。

玖波中学校の校舎と屋内運動場は、建築から40年経過しており、安全の確保を最優先事項として取り組んでいます。経年による施設の損耗や機能の低下が見られる状況にあり、また、社会的要求に対応するための課題が残っているのが現状でございます。引き続き安全対策を図るとともに、機能の回復や向上を図る対策の実施を検討をしていきます。

次に、学校選択制をどう評価しているかについてでございます。

保護者の学校選択の機会を拡大することを目的に、平成18年より始めた学校選択制度ですが、例年20名を超える利用があり、希望校へ進学できていることから、保護者のニーズに応えられているのではないかと考えております。

学校選択の理由は、自宅からの通いやすさ、友達や兄弟関係、部活動などさまざま、教育委員会としても、その動向と選択理由については注視をしているところでございます。

数だけを見ると、玖波中学校区から他校を選択する生徒は多いですが、逆に少人数であることに魅力を感じて、玖波中学校に進学をする生徒もいます。

こうしたことから、学校ごとの特色や活動などが、保護者や地域をはじめ、多くの人に伝わるように、ホームページなどを活用し、日常的に情報発信をしていく必要があると考えております。

次に、小中一貫教育の取り組みの成果についてです。

小中一貫教育とは、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育でございます。

本市では、玖波、小方、大竹中学校区において、教育活動推進のための手段として、小中一貫教育を位置づけ、小・中学校で同一の学校教育目標と、目指す子供像を設定し、その実現に向けて小・中学校の教職員が共同で教育研究を行うなどの取り組みを進めています。

玖波中学校区では、夢を持ち、自ら夢を実現する児童生徒の育成を共通の目標に掲げ、目指す子供像の実現に向けて、児童生徒が異学年交流を通して学びを深める場を計画的に設定をしたり、教職員が合同研修などを行いながら、年間を通して共同的に授業研究を行ったりしております。

このように、児童生徒の交流といった小・中連携にとどまらず、小・中学校の教職員が共通理解を図り、9年間を見通して1つの目標に向かい、発達段階に沿って系統的に教育活動を進める体制ができていることが、小中一貫教育の成果と捉えております。

最後に、充実基本方針の見直し、玖波中学校のあり方の再検討についてでございます。

大竹市小・中学校充実のための基本方針は、大竹市小・中学校充実検討委員会からの提言を受け、平成14年6月に教育委員会で取りまとめたものです。この基本方針に沿って、平成20年代に小・中学校計5校の統廃合を行いました。

提言では、生徒数の減少が見込まれる玖波中学校については、将来、玖波中学校と小方中学校の統合について検討を行うことが望ましいと示されており、検討するに当たり、個々の小・中学生にとって最も望ましい教育環境とは何か、小・中学生が世界に通用する社会人として大きく成長することができるようにするためには、将来の大竹の小・中学校

をどのようにしたらよいのかといった視点を重視したとあります。

この提言を受けて、基本方針では、玖波中学校は教員の適正配置等の観点等から、将来小方中学校と統合することとしています。教育委員会としては、児童生徒の教育環境がどうあるべきかを将来にわたって見通したこの提言は、20年経過した今でも尊重されるべきものであり、それを受けて策定した基本方針の方向性と、方策の根幹は変わるものではないと考えております。

とはいえ、細川議員御指摘のとおり、この間教育を取り巻く環境が大きく変化していることも事実でございます。このような状況を踏まえ、これから具体的な方策を練ってまいりたいと考えております。

以上で、細川議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） 御答弁ありがとうございます。

基本方針の再検討に関しては、今後、具体的な方策を探っていきたいということですが、尊重されるべきものは何かという辺りを、しっかりと共有事項として皆さんと共有しながら、では具体的に何をしていこうかを考えていただきたいと思います。

これについてはちょっと後回しにしまして、最初に部活の問題と施設の改善について。この2点は玖波中学校の方向をどうするかにかかわらず、今、喫緊の課題になっていると思いますので、先に2度目の質問をさせていただきます。

部活動については、私の質問では、数が減っていることをどのように考えて対応しているのかというのをお尋ねいたしました。数が少ないですねといった御答弁しかいただけませんでした。

生徒にとって部活動は、学校に行く楽しみです。学校選択制を利用して玖波中学校区からほかの学校区に行く生徒の理由が一番多いようですが、それも理解できます。

部活動は学校教育の一環と言われていますが、学校が主体的に設置し、指導体制を整備するものとされているようですが、近年では運動部も文化部も、地域移行の方向性が国から出されています。これは、部活については一義的に学校に任せるのではなく、教育委員会が主導で体制を整えなさいということだと理解しております。

中学校時代の部活の経験が、その後の人生を左右するとまで言うと言い過ぎかもしれませんが、それに近い経験をされた方は多いと思います。そう考えていくと、玖波中学校の生徒が選択できる部活が、他校の数と大きな開きがあることは、早急に解決すべき課題だと考えますが、教育委員会はどのようにお考えでしょうか。

今日は、解決策の1つとして、小方中学校との部活の統合を提案いたします。

今でもチーム競技の場合、部員が不足したときだけは他校と一緒にしているケースもあると聞きました。これでは、今年は少ないので一緒にやるけれども、来年は子供たちが集まれば別々になりますと、そういうことですよね。子供たちの心を考えると、もっと常時一緒にできるような体制を整えたほうがいいのではないかと思います。

ですから、小方中学校、玖波中学校を1つの部活として考えたらいかがでしょうか。こうすることで、選べる部活の数が増えます。指導者の負担も減るでしょう。部活を理由に

学校を選択していく、そういうこともなくなってくると思います。

また、先ほど少規模校のデメリットの1つとして、クラス替えがないとか、人間関係が固定化するとかいった課題を示していただきましたが、他校との交流とか、他校の大人との接点を持つことによって、社会性も身につくと思います。この点について、ぜひ、御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、施設の改善についてです。

長寿命化改修を基本として、安全性を最優先していくと。ただし機能についてはいろいろと未達になっているところがあるので、改善していきたいといった御答弁だったと思います。大変うれしく思います。

玖波中学校の施設の規模と今の老朽化の現状からは、現場の教職員だけでは対応が追いつかなくなってきているのではないかと心配しているところです。

玖波中学校では、掃除の行き届いた学校、これを目標の1つに挙げています。生徒からは、頑張って掃除をしてもトイレの臭いが消えないとか、幾ら拭いても床がきれいにならないので靴下が汚れてしまうとか、タイルが剥がれたままになっているなどの声を聞きます。これでは生徒たちがかわいそうです。これらの声が教育委員会に届いているでしょうか。

命に関わる危険な状況ならすぐに対応していただいていると思いますが、日々の小さなことを拾い上げて対応していくということは、後々の大きな事故を未然に防ぐことにつながります。対応策について何か考えられないでしょうか。

この部活についてと、施設の改善についての2点について、御答弁お願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） まず、部活についての御質問に対してお答えします。

生徒数の少ない玖波中学校においては、以前より学校単位でチームが組めないなど、部活動を維持していくことが、議員おっしゃるとおり、困難となっております。

そうした状況の中で、近隣校である小方中学校と連携をして、小方中学校・玖波中学校連名でチームを組んで、大会に出場している部もあります。今後、部活動維持に向けて、おっしゃるとおり他校との合同実施や地域移行といった方法が考えられます。ただ、その場合、合同実施については、生徒の交通手段の確保、それから、練習場所まで赴く教職員の負担等、地域移行については指導者の数や質の確保、そして、外部に委託した場合の費用、場所の確保といった課題をクリアしていく必要があります。ですので、こうしたことを踏まえてどのような形で実現できるのか、方法を探っていきたいというふうに考えております。

次に、施設の老朽化についての御質問についてです。

玖波中学校の校舎と屋内運動場は、建築から40年が経過しており、他の学校と比べて施設面について、多くの課題があると認識をしております。

教育委員会としては、小方中学校への統合の方針を示していますが、具体的な検討はこれからであり、今後、さまざまな課題も見えてくると思います。施設面における課題に対しては、引き続き安全対策を最優先にするとともに、バリアフリー化に向けた改修やトイレ

レの環境の改善など、適切な時期に行うことを検討したいというふうに思います。

また、これに関して多くの課題がある中で、優先度に応じた対応が必要となりますが、各課題については学校としっかり情報共有をして確認をし合いながら、生徒の学習環境の改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） 部活についてと、施設の改善について、2点とも課題についてはしっかりと認識いただいているようです。今後は課題をしっかりと明確にしながら、一つ一つ解決に向けて対応をお願いしたいと思います。

施設の改修については、私は特にトイレをお願いしたいという思いがあります。御高齢の皆さんが玖波中学校に災害時に避難したときに、とても使いづらい。場合によっては車椅子でないと動きが取りにくい方もいらっしゃると思います。避難施設として指定している以上、そこら辺の解決はやはり優先的にやっていただきたいし、中学校になってくると体も大人になってきます。女子のトイレに対する対応とかも、しっかりとさせていただきたいと思います。

この2点についてはよろしく願いいたします。楽しみにしています。

基本方針の再検討についてですが、先ほど教育長からも紹介がございましたが、20年前、玖波中学校の統合を打ち出した理由ですね。私の記憶でも同様に、当時学級数が減ることによって、教員の配置も減ってくる。当時玖波中学校では、20年前ですが、教科の先生がいなくなって体育の先生が数学を教えるとか、教頭先生が授業をしている、そういった状況でした。学校を選ぶことができない状況なので、市内どの地区に住んでいても、学校の教育環境の格差をできるだけ縮小する、これが大事だと基本方針の中で言われています。

今は学校を選ぶことができますね。そして、教育委員会の御配慮というか御努力によって、生徒数の少ない、学級数の少ない玖波中学校でも、教科の先生がちゃんと配置されているようです。安心しました、ありがとうございます。

さらに学校選択制で他校を選ぶ理由の中に、御紹介いただきましたが、玖波中学校を選ぶ生徒もいると。その理由が小規模校であるからではないかといった理由の御紹介をいただきました。

要するに、大勢の中で学ぶのが苦手だったり心配な子供たちは、玖波中学校のような、少人数でほのぼのとした学校が伸び伸びと学べるのかもしれないかもしれません。小規模だからこそ選ばれる理由、ここに小規模校の必要性があるんじゃないでしょうか。検討に当たっては、この辺についても考えていただきたいと思います。

また、小規模校のデメリットについて幾つかお話がございましたが、大勢の中で切磋琢磨したほうが子供は伸びるとか、確かに私もそう思う部分もございしますが、小学校から中学校の9年間の子供たちの体、心がすごい速度で成長することを考えると、体の成長の速度に心が追いつかなかったり、不安定になったりすることも多いでしょう。そんなときに、気心の知れた友達の中で一緒に過ごすというのは、心の安定につながることもあろうかと思えます。生徒数が少ないので、一人一人が主人公になることもできます。これが子供らの自信にもつながります。

学習面でのメリットのお話もありましたが、先生との距離が近いので、子供たちからは何でも相談でき、教員側からはちょっとした心の変化、学習面でもつまずきも見えやすいので、一人一人を丁寧に見て、成長を促すことができると思います。

玖波中学校の保護者の学校に対する満足度、これ、3校の中でトップですよ。この辺り、学校が先生方の御努力もあるし、これは小規模校だからこそできることが、保護者の皆さんにも伝わっているんじゃないかと思います。

小規模校のよい点、たくさんありますので、ぜひ、大竹市の中での小規模校の存在意義について検討をお願いしたいと思います。また、沿岸部の学校の中に小規模校があるというのは、これは他市と比較して有利に働く面じゃないでしょうか。

何かというと、沿岸部は人口が集中して大きい学校ばかりがあるということですが、大竹市の場合、玖波のような小規模でしっかりと一人一人を見ていただく、そういう教育ができるということです。この辺のことを考えたときに、教育長、ぜひ、玖波の中学校、そして、小規模校としての強みを生かして、小学校、中学校共に玖波の中で子供たちを育てていくという考え方について、何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろと玖波中学校の今後についてということで、御意見をいただきました。ありがとうございます。

玖波中学校、実際生徒数も減り、小規模校ではございますが、その中でやはり子供たちは生き生きと活動して、学びを深めています。これも現場の努力、そして、プラス玖波地域の皆さんのサポート、そのおかげだというふうに思っております。

私ども教育委員会としましても、先ほどのような意見を当然これから検討していくわけですけれども、最終的にやはり子供たちの健やかな成長、学びを深めていくという観点から、子供の学習の場としての機能をしっかりと高めていける、そういう学校、その辺りを目指してまいりたいなというふうに思っております。今後、しっかりとその辺り考えてまいりたいというふうに思っておりますので、また御意見等、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） ありがとうございます。

先ほどちょっと言い忘れたんですけど、教育長が今、学習の場としての学校の機能を高めるといふふうに言っていたので、施設型小中一貫校についてもぜひ考えていただきたいというのを提案したいと思います。

去年の2月ですか、小中一貫教育に対する成果と課題を教育委員会がまとめられておりますが、この中で、施設一体型の小中一貫校の優位性が見えてきます。例えば小・中の先生方の連携のしやすさとか、同じ敷地内にあることで、児童生徒の行事とか共同作業がやりやすいとか、同じ敷地内にあることで、先生たちも子供たちを9年間を見通した指導がしやすい、これらが報告されています。

なかなか、やはり距離のハードルというのは高いと思います。日常的に子供たちを、ふ

っと見たらそこにいると、小学校1年生もいるし中学3年生もいる環境の中で子供たちを見られるというのは、やはり教育成果、学習面においても上がりやすい環境だと思いますので、その辺も視野に入れていただければと思います。これはお願いです。

もう一回質問が残ってましたので、市長にちょっとお尋ねしたいと思います。

今までの議論の中で、大竹市の中で小規模校の位置づけ、重要性というのものもあるんじゃないかというのをお話ししてまいりました。

今、大竹市も、日本全体が人口減少になってくる中で、選ばれるまちに向けていろいろな計画行政をしておりますが、この中で学校教育の充実、非常に大事なところにあると思います。

先ほど言ったように、沿岸部に3つの施設一体型の小中一貫校があるというのは大竹市の強みになると私は思いますが、そこら辺、市長は何かお考えをもっとお持ちでしょうか。あったらお聞かせください。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 私、文部科学省に行ったときに、学校教育について学校選択制、大竹のまちでやってますと言ったら、日本はどここの学校でも同じような教育ができる仕組みができていますよというふうに言われて、そうかというふうに思ったことがございます。

大竹市、学校の先生方が頑張ってくださって、子供たちに教育が非常に充実しているというふうに思います。

私の役割として、設備をちゃんをつくっていくという、そのことについては目を届けていくという役割があるかというふうに思います。小中一貫校になったおかげで、小方について設備も一緒でございますので、非常に子供たちがスムーズに中学校まで上がっていくというような状況を見ております。よその学校に転校するのも非常に少なくなる。大竹市で小・中・高と育ててくれれば、一番いいかなというふうに思っておりますが、施設面についてはいろんな御要望をお聞きしながら、予算をしっかりと組んでいくような努力を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。5回目です。

○15番（細川雅子） 施設面のことだけかなと思ったら、予算面もしっかりつけて考えていきたいというふうに御答弁いただきました。ありがたいと思います。

先ほど教育長からも、現場の努力と地域の協力なしにはできないといったお話もございましたが、もう1つ、やはり市の支援、教育委員会のしっかりとした支援があってこそだと考えますので、しっかりと現場を支えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今回は、玖波中学校の今後のあり方についてお尋ねしてきました。とはいえ、この20年間で市教委が制度をつくって、整えて、実践をしてきた成果の確認ができたと考えております。

昨日の一般質問で同僚議員が、遅くなるのは嫌だなと言われていましたが、玖波中学校については遅くなるレベルではなく、一回りして元に戻ったような気もいたします。今まで玖波中学校について、放置していたとは言いませんが、具体的な議論はされていなかった



たのではないかなといったような印象もありました。この際、遅れたのを幸いとして、20年間の成果をしっかりと踏まえて再検討をお願いしたいと思います。

部活動と施設の老朽化に対してはすぐに対応していただけるということですので、明日できるとは思いますが、具体策をしっかりと検討していただければと思います。来年度の予算に期待いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 報告第7号 専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償額の決定）

○議長（賀屋幸治） 日程第3、報告第7号専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償額の決定）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 三原尚美 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 報告第7号、専決処分の報告について説明いたします。

本件は、南栄2丁目12番38号の宅地内で発生しました交通事故による和解及び損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年8月10日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

事故による損害賠償の額は6万6,165円で、相手方は、お手元の資料の方でございます。職員の公務中の車両運転に瑕疵があったため、損害賠償するものでございます。

次に、事故の概要を説明いたします。

令和4年8月1日午前10時30分頃、用務を終えた職員が本庁へ帰るため公用車を運転していた際に、三差路を右折したところ、前方から大型車両が対向してきたため、進路を譲ろうと元の道路にバックで進入したところ、宅地内に駐車してあった車両に接触し、車両の右前方下部のバンパーに、すり傷及び塗装痕を生じさせたものでございます。

なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済の保険から、債権者に支払われるものでございます。

本事故は、車両運転における安全確認等が不十分であったことに起因しておりますので、より一層の安全意識の向上、並びに交通ルールの遵守について、職員に注意喚起をし、交通事故の未然防止に努めているところでございます。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

○議長（賀屋幸治） 本件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第4～日程第5〔一括上程〕

議案第35号 公平委員会委員の選任の同意について

議案第36号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（賀屋幸治） 日程第4、議案第35号公平委員会委員の選任の同意について及び、日程第5、議案第36号教育委員会委員の任命の同意についてを一括して議題といたします。  
提案者から提案理由の説明を求めます。  
市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第35号及び議案第36号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第35号公平委員会委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように公平委員会は、地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

この委員のうち、望戸洋志氏が10月29日をもちまして任期満了となります。望戸氏は、平成22年10月30日から公平委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第36号教育委員会委員の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

このたび、この委員のうち、池田良枝氏が、12月10日をもちまして任期満了となります。

池田氏は、平成30年12月11日から教育委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上で、議案第35号及び議案第36号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議案第35号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第36号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第6、議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） 議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業の取得回数が緩和されることとなり、令和4年10月1日に施行されます。

そこで、職員の育児休業等に関する条例の一部について、改正後の国家公務員の育児休業について定めた人事院規則に準じて改正しようとするものでございます。

主な改正の内容として3点ございます。

1点目は、育児休業の取得回数が原則1回までから原則2回までに変更されたことに伴い、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関する規定を整理するものでございます。

2点目は、非常勤職員が、子供の誕生日から57日間以内に育児休業を取得する場合の任用期間の要件を緩和するものでございます。

3点目は、非常勤職員が1歳以降の子供の育児休業を取得する場合について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整理するものでございます。

最後に附則でありますが、条例の施行日を令和4年10月1日とし、施行日前に育児休業等計画書を提出した職員についての経過措置を定めています。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第37号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第7 議案第38号 大竹市税条例等の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第7、議案第38号大竹市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 中村一誠 登壇〕

○市民生活部長（中村一誠） 議案第38号大竹市税条例等の一部改正についてを御説明申し上げます。

本件は、令和4年度地方税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大竹市税条例等の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点として、個人の市民税関係が3点、固定資産税関係が1点でございます。

まず、個人の市民税に関する改正点のうち、1点目は、住宅ローン控除の見直しについてでございます。住宅ローンの年末残高の一定額のうち、個人の市民税から一定期間控除する住宅ローン控除について、その適用要件を見直した上で、適用対象期間を4年延長し、令和7年12月末の入居までとするとともに、適用控除期間についても13年間に延長いたしまして、最大で令和20年度分までとするものでございます。

2点目でございますが、上場株式等の配当所得等に対する個人の市民税の課税についてでございます。金融所得課税における公平性の観点から、所得税において一定の課税方式の適用を受ける旨の記載がある確定申告書が提出された場合のみ、所得税と同一の課税方式が適用されることになるものでございます。

3点目は、給与所得者及び公的年金等受給者が提出する扶養親族申告書についてでございます。配偶者等が退職手当等の支給を受けた場合の配偶者控除等の適用となるために、申告書へ生計同一の配偶者等の氏名を記載するよう、見直しをされたものでございます。

次に、固定資産税に関する改正点でございます。固定資産税課税台帳の記載事項に係る証明書を交付するに当たり、ドメスティック・バイオレンス被害者等の保護の観点から、証明書に記載される登記名義人等の住所が、ドメスティック・バイオレンス被害者等である旨の申し出を行った者であった場合には、本来の住所に代えて、住所に代わる事項を記載する旨の特例措置が新設されたものでございます。

また、第2条においては、令和3年大竹市条例第21号、大竹市税条例の一部を改正する条例の改正規定について、令和4年度税制改正に伴う個人市民税に係る改正規定の整備並

びに同条例の附則第2条に係る引用条項の整理を行っております。

最後に、附則でございます。施行期日を第1条に、納税証明書に関する経過措置を第2条に、市民税に関する経過措置を第3条にそれぞれ規定をしております。

以上で、議案第38号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第38号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第8～日程第13〔一括上程〕

議案第39号 大竹市水道条例の一部改正について

議案第40号 大竹市下水道条例等の一部改正について

議案第42号 令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第43号 令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第44号 令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第47号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（賀屋幸治） 日程第8、議案第39号大竹市水道条例の一部改正についてから、日程第13、議案第47号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に至る6件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） それでは、議案第39号、議案第40号、議案第42号から議案第44号及び議案第47号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第39号大竹市水道条例の一部改正について及び議案第40号大竹市下水道条例等の一部改正について、併せて御説明申し上げます。

本市が置かれております上下水道事業の経営環境は、給水人口の減少による収益の減少がますます進む一方で、施設の老朽化に伴って施設の更新を着実に進めていく必要があります。このままでは将来的に安定して事業を継続していくことが困難となるおそれがあります。そのため、令和2年度に策定した大竹市水道事業経営戦略及び大竹市公共下水道事業経営戦略では、将来的に安定した経営を行っていくためには、適切な料金水準の見直しが必要であるとしておりました。

そのため、市では、上下水道料金の改定を行うため、昨年に大竹市上下水道料金審議会

を設置し、上下水道料金の改定について諮問しておりましたが、令和4年7月にその答申がございました。今回の条例改正は、この答申に沿って、上下水道料金の改定を行おうとするものでございます。

改定内容でございますが、料金改定に当たっては、安定した経営、利用者間の公平な負担、そして、一般用において県内で一番安価な水道料金を目指すことを基本的な考えとしております。

まず、水道料金については、経営戦略では改定率10%の料金引き上げが必要と見込んでおりましたが、当初の想定よりも水道収益が減少しなかったことや、県用水の受水費の引き下げが見込まれていることから、改定率5.5%で単年度収支の黒字が維持できると判断し、当初の予定から大幅に改定率を引き下げました。その上で、水道事業全体として改定率5.5%の収益が確保できるよう、利用者間の公平な負担に配慮して、各用途の基本水量、料金単価の見直しを行っております。

具体的には、一般用では、基本水量を10立方メートルから8立方メートルに引き下げ、全体的に9%程度の料金の引き上げになっていますが、口径が13ミリメートルで使用水量が10立方メートルまでの利用では、引き続き県内で一番安価な料金となっております。

また、業務用では、一般用との格差の是正を図るため、基本料金引き下げと併せて、基本水量も20立方メートルから8立方メートルに引き下げ、使用水量が10立方メートルまでの層では、約30%程度の料金の引き下げになります。

そのほか、水道メーター使用料を廃止し、口径別の基本料金に統合するとともに、用途についても、共用や臨時用といった用途を廃止し、より実態に合った料金体系へと見直しを行っております。

次に、下水道使用料でございますが、経営戦略では改定率を10%と見込んでおりましたが、当初の想定よりも下水道使用料収入が減少しなかったため、改定率は8%とし、基本水量や用途は水道料金と合わせる形で見直しを行い、それぞれ料金単価を見直しております。

具体的には、一般用では、全体的に10%程度の使用料の引き上げで、業務用では、基本水量の引き下げに伴い、使用水量の少ない層では、15%程度の料金の引き下げになります。

また、漁業集落排水施設及び農業集落排水施設については、下水道使用料を参考として使用料を設定しており、公平性を確保するためにも、下水道使用料の改定と併せて、それぞれの使用料を改定するものでございます。

漁業集落排水施設使用料については、改定後の下水道使用料と同じ料金体系に改正するものであり、農業集落排水施設使用料については、従来どおり、基本使用料は下水道使用料と同額に、人員割使用料は仮定した1人当たりの使用水量を下水道使用料の料金に当てはめて単価を設定するものでございます。

以上で、議案第39号大竹市水道条例の一部改正について及び議案第40号大竹市下水道条例等の一部改正についての説明を終わります。

次に、議案第42号令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして、御説明申し上げます。

令和3年度の水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は1億7,980万2,216円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書8ページの剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち減債積立金に200万円、建設改良積立金に1,980万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

水道事業につきましては、給水人口の減少などにより年々使用水量が減少し、併せて料金収入も減少傾向にあります。

こうした中で、安全で良質な水の安定供給を図りながら、引き続き経費の節減等に努めた結果、令和3年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は320万4,085立方メートルで、前年度から5万5,244立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で4億2,918万8,886円を支出いたしました。

主な事業としましては、防鹿水源地1号ろ過池改良工事や防鹿水源地3号ろ過池改良工事(繰越分)などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額5億3,256万1,690円、支出総額4億9,307万3,564円で、差し引き3,948万8,126円の純利益となりました。これに、令和2年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和3年度末の当年度未処分利益剰余金は1億7,980万2,216円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額2億4,374万5,952円、支出総額4億7,807万7,395円で、差し引き2億3,433万1,443円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,647万6,705円、過年度分損益勘定留保資金1億9,785万4,738円で補填いたしました。

続きまして、議案第43号令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして、御説明申し上げます。

令和3年度の工業用水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は3,283万6,082円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書46ページ剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金の全額を減債積立金に積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

工業用水道事業につきましては、旧第2期工業用水道事業の企業債償還利息や減価償却費が、収支を大きく圧迫しておりますが、経費の節減等引き続き健全経営に努め、令和3

年度も黒字決算となりました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は1,086万5,296立方メートルで、前年度から43万4,937立方メートル増加しております。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額5億926万2,139円、支出総額3億9,591万8,321円で、差し引き1億1,334万3,818円の純利益となりました。

これに、令和2年度からの繰越欠損金を差し引きますと、令和3年度末の未処分利益剰余金は3,283万6,082円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額1億5,810万円、支出総額4億9,394万7,699円で、差し引き3億3,584万7,699円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額223万1,700円、過年度分損益勘定留保資金1億6,884万5,397円、当年度分損益勘定留保資金1億6,477万602円で補填いたしました。

続きまして、議案第44号令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和3年度の公共下水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は5億428万8,580円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書82ページ剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち減債積立金に390万円、建設改良積立金3,860万円を積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、水道事業と同様に処理区域内の人口の減少等による使用水量の減少で、使用料収入は減少傾向にあります。また、施設の老朽化対策が課題となっており、厳しい経営状況が続いております。

こうした中、下水処理場等の包括的民間委託など、引き続き経営の合理化に努め、令和3年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は754万3,211立方メートルであり、うち汚水分年間有収水量は285万807立方メートルで、前年度から6万3,225立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で6億3,763万341円を支出いたしました。

主な事業としましては、大竹下水処理場汚泥掻き寄せ機・ゲート設備等改築更新工事(繰越)や大竹下水処理場中央監視装置改修工事などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額9億5,831万3,046円、支出総額8億8,112万1,410円で、差し引き7,719万1,636円の純利益となりました。

これに、令和2年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和3年度末の当年度未処分利益剰余金は5億428万8,580円となります。



次に、資本的収支でございますが、収入総額 7 億 4,295 万 5,737 円、支出総額 8 億 3,358 万 4,207 円で、差し引き 9,062 万 8,470 円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,913 万 6,695 円、過年度分損益勘定留保資金 3,728 万 2,502 円、当年度分損益勘定留保資金 3,420 万 9,273 円で補填いたしました。

続きまして、議案第 47 号令和 4 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて実施いたします、大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事に係る継続費の総額及び年割額の補正でございます。

本事業は、地方共同法人日本下水道事業団に委託して実施しており、本年 10 月から 12 月に工事発注を見込んでいます。現在、実施中の実施設計において、主に土木工事に当初の見込みよりも工事費用を要することが判明したため、令和 5 年度の年割額を 2 億 4,500 万円から 3 億 3,300 万円に増額し、併せて継続費の総額を 3 億 1,800 万円から 4 億 600 万円に増額するものでございます。

以上で、議案第 39 号、議案第 40 号、議案第 42 号から議案第 44 号及び議案第 47 号の説明を終わります。

○議長（賀屋幸治） 会議の途中ではございますが、議場の換気のため暫時休憩いたします。なお、再開は 11 時 25 分といたします。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 1 6 分 休憩

1 1 時 2 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

それでは、令和 3 年度大竹市水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算審査の概要を御説明いたします。

審査意見書の 1 ページをお開きください。

本審査は、令和 4 年 6 月 3 日から 7 月 25 日までの期間において、関係帳簿類の点検と証票類の照合等を行うとともに、細部にわたって関係職員から説明を聴取するなど、大竹市監査委員監査基準に準拠して実施いたしました。

審査の結果、決算書その他財務諸表及び事業報告書は、それぞれ地方公営企業関係法令に準拠して適正に作成されており、また、計数は正確で、当年度の経営成績と当年度末現在の財政状態を適正に表示していることを認めました。

それでは、水道事業会計の経営状況を御説明いたします。

意見書 5 ページをお開きいただきますと、3 番、損益計算書による経営成績というところの、(3) 損益について、収支の状況を掲載しております。

併せまして、別添の審査資料の36ページと37ページをお開きください。

右肩に資料3とされた比較損益計算書の上半分に、水道事業会計の収支を表示しておりますので、こちらで御説明いたします。

まず、右側の37ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は5億3,256万2,000円、左側の36ページの借方の総費用は4億9,307万4,000円となっています。

総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は3,948万8,000円の黒字決算となっております。前年度と比べますと651万1,000円の増、率にしますと19.7%の増となっております。

続きまして、工業用水道事業会計の経営状況を御説明いたします。

意見書に戻っていただいて、13ページをお開きいただきますと、3番、損益計算書による経営成績の下段の(3)損益についてという項目で、収支の状況を記載しておりますので、併せまして、先ほどの審査資料の36ページ、37ページの下の方ですね、資料3の下の方、比較損益計算書の工業用水道事業会計の収支、こちらを御説明いたします。

まず、右側の37ページ下段の貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は5億926万2,000円、左側の36ページの借方の総費用は3億9,591万8,000円となっております。

総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は1億1,334万4,000円の黒字決算となっております。前年度と比べますと、786万5,000円の増、これは率にしますと7.5%の増となっております。

続きまして、公共下水道事業会計の経営状況を御説明いたします。

意見書では、23ページになります。

こちらをお開きいただきますと、3番の損益計算書による経営成績の(3)の損益についてという項ですが、併せまして、審査資料では38ページと39ページをお開きください。

39ページの右肩に、資料4と記載された比較損益計算書ですが、公共下水道事業会計の収支を表示しておりますので、こちらで説明いたします。

その右側の39ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は9億5,831万3,000円、左側の38ページの借方の総費用は8億8,112万1,000円となっております。

総収益から総費用を差し引いた当年度の総収益は、7,719万2,000円の黒字決算となっており、前年度に比べますと2,408万7,000円の増、率にしますと45.4%の増となっております。

以上が、3事業会計における当年度の経営状況を俯瞰した決算状況でございますが、貸借対照表に基づく財務分析やキャッシュフロー分析など、その他の審査項目につきましては、時間の都合で割愛させていただきますので、後ほど審査意見書で御確認ください。

最後に、意見書30ページをお開きください。

IVむすびという項ですが、(1)から(3)まで3事業会計における現状と課題について触れていますので、要点を絞って御説明させていただきます。

まず、(1)水道事業会計における現状と課題を御覧ください。

水道事業会計においては、給水人口の減少を要因として、収益が年々減少傾向にあります。

また、有収水量の減少傾向などから、当年度の有収水率は県内14市平均との比較におい

て、大きく下回っております。その主な原因は、管路の老朽化による漏水であると考えられ、法定耐用年数を超えた老朽化資産の増加が、今後も続くものと予想されます。

令和2年12月策定の経営戦略における投資・財政計画に基づき、工事の着実な進捗管理が必要とされるところであります。

これは、(2)の工業用水道事業会計及び(3)の公共下水道事業会計においても同様の傾向にありまして、老朽化施設の計画的な更新・修繕は、まさに先送りできない重要課題と言え、緊急度の高い施設から優先順位をつけて、維持費の平準化に取り組むことが求められます。

続きまして、最下段の(4)総括意見というふうに書いているところを御覧ください。

公営企業事業会計の資産は、いずれも本市にとって重要な社会資本であって、将来にわたる持続的なサービスを提供するためには、将来を見通した安定的で効率的かつ効果的な事業経営が必要不可欠であります。

また、技術継承や危機管理対応からの観点から、専門的な技術系職員の確保・育成は、本市においても大きな課題であるとともに、将来にわたって安定的な経営基盤を確保するためには、さらなる業務の標準化、効率化が求められるところです。

今後も引き続き業務のDX化を検討するなど、仕事の仕組みの変革や効率化を目指すことを促すものであります。

なお、こうした諸課題を解決するためには適切な料金体系を含めた財源の裏づけが必要であり、そのためには的確な経営比較分析に基づく適切な料金体系について、その根拠となるデータを市民に広く示し、分かりやすく丁寧な説明に努めることを要望するものであります。

以上で、簡単ではございますが、各事業会計の決算審査の説明を終わります。

○議長(賀屋幸治) これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(賀屋幸治) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第39号から議案第47号に至る6件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第14 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長(賀屋幸治) 日程第14、議案第41号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 山本茂広 登壇]

○建設部長(山本茂広) 議案第41号工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、提案させていただきます大竹小学校プール建設工事(建築主体工事)についてで

ございますが、本工事は、大竹小学校の児童及び大竹中学校の生徒が共同利用できるプールを建設するものでございます。

工事概要ですが、鉄筋コンクリート造平屋建ての建屋、25メートルが6レーンあるメインプール、主に低学年用のサブプール、プールサイドの建築工事のほか、外構工事でございます。

まず、建築主体工事の入札方式でございますが、入札方式は、1者による単独施工方式による条件付一般競争入札としました。

本議案を提出するに至った経緯でございますが、令和4年6月16日に入札公告を行い、令和4年7月6日の指名業者審査会を経て、7月20日に1者による入札を執行いたしました。その結果、2億8,500万円で落札した株式会社三洋技建と、7月22日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札額に消費税及び地方消費税相当額を加算しました3億1,350万円でございます。

本工事の予定価格が1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和5年9月29日までとしております。

以上で、議案第41号の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第41号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第16〔一括上程〕

議案第45号 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

議案第46号 令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（賀屋幸治） 日程第15、議案第45号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）及び日程第16、議案第46号令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）を、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第45号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）及び議案第46号令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、55ページからの議案第45号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）につ

いて、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ5億7,730万2,000円を追加し、予算総額を161億7,993万8,000円にするとともに、繰越明許費の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により63ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、4億6,268万5,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、地方創生事業基金積立金を4億5,475万円、マイナポイント事業費国庫補助金を財源として、マイナポイントの予約・申し込みに関する支援窓口を設置するための経費として、793万5,000円を計上するものでございます。

第4款衛生費は、9,763万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保のための経費を計上するものでございます。

第8款土木費は、700万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、空母艦載機交付金を財源として、白石元町1号線の道路拡幅のための設計等業務委託料を1,100万円計上するとともに、大竹駅周辺整備事業について、事業の進捗状況から事業費の年度間調整を行うため、自由通路等工事委託料を1億3,800万円増額し、物件補償費を1億3,800万円減額するものでございます。そのほか、空母艦載機交付金事業を、執行見込みにあわせて補正予算措置するものでございます。

第9款消防費は、78万6,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、消防団員安全装備品整備等助成金を財源として、消防団員のための携帯用投光器を整備するための経費を計上するものでございます。

第10款教育費は、920万1,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、昨年度受納し、教育振興基金に積み立てております寄附金を財源として、玖波小学校の教育活動のための経費として99万1,000円、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後予定されている小学校及び中学校の修学旅行が延期・中止となった場合に保護者の負担が生じないように、キャンセル料として補償金を371万2,000円、子ども・子育て支援国・県交付金を財源として、放課後児童クラブ支援員等の処遇改善に係る経費として183万6,000円、また、学校給食費の公会計化に向け、給食費管理システムの導入に係る経費として、266万2,000円を計上するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

続きまして、61ページからの歳入予算につきまして、御説明いたします。

第14款国庫支出金は、9,939万5,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金などを、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて計上するとともに、空母艦載機交付金を内定通知にあわせて減額するものでございます。

第15款県支出金は、子ども・子育て支援県交付金を61万2,000円計上するものでございます。

第18款繰入金は、教育振興基金繰入金を99万1,000円計上するものでございます。

第19款繰越金は、前年度繰越金を2,077万2,000円計上するものでございます。

第20款諸収入は、4億5,553万2,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、宮島ボートレース企業団からの配分金を4億5,475万円、消防団員安全装備品整備等助成金を78万2,000円計上するものでございます。

58ページの第2表、繰越明許費の補正について御説明いたします。

第3款民生費は、大竹保育所改築に係る基本計画の一部見直しにより、改築設計業務の年度内完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

第8款土木費は、大竹駅周辺整備事業に係る用地測量業務について、鉄道事業者との協議の結果、自由通路完成後に行うこととなったため、年度内完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

以上が、議案第45号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

次に、71ページからの議案第46号令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ4,564万5,000円を追加し、予算総額を27億5,428万5,000円にするものでございます。

内容といたしましては、概算交付されていた国及び県負担金等の前年度精算分として、国庫補助金等返還金を4,564万5,000円計上し、歳入として、介護給付費準備基金繰入金を9万3,000円、前年度繰越金を4,555万2,000円計上するものでございます。

以上が、議案第46号令和4年度大竹市介護保険会計補正予算（第1号）の概要でございます。

以上で、議案第45号及び議案第46号の補正予算の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第45号は総務文教委員会に、議案第46号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 令和4年陳情第2号 学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情

○議長（賀屋幸治） 日程第17、令和4年陳情第2号学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和4年陳情第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 令和4年請願第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、

2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての  
請願

○議長（賀屋幸治） 続いて、日程第18、令和4年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略いたします。

令和4年請願第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月8日から9月20日までの13日間、休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、9月8日から9月20日までの13日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

本日の本会議終了後、午後1時から議員全員協議会を、明日は午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、9月9日は午前10時から総務文教委員会を、9月12日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を、9月16日は午前10時から議会運営委員会を、それぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。ただいま御出席の各位には、特に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

9月21日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時50分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月7日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 寺岡 公章

大竹市議会議員 末広 天佑



令和4年9月  
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

令和4年9月21日10時開会

| 日 程 | 議案番号      | 件 名  | 付 記                     |
|-----|-----------|--|-------------------------|
| 第 1 |           | 会議録署名議員の指名   |                         |
| 第 2 |           | 発言取り消しについて   | 即 決                     |
| 第 3 | 議案第37号    | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  | 総務文教<br>(原案可決)          |
| 第 4 | 議案第41号    | 工事請負契約の締結について  |                         |
| 第 5 | 議案第45号    | 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）  |                         |
| 第 6 | 議案第38号    | 大竹市税条例等の一部改正について   | (原案可決)                  |
| 第 7 | 議案第39号    | 大竹市水道条例の一部改正について   | (修正可決)                  |
| 第 8 | 議案第40号    | 大竹市下水道条例等の一部改正について   | (原案可決)                  |
| 第 9 | 議案第42号    | 令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  | 生活環境<br>(原案可決及び認定)      |
| 第10 | 議案第43号    | 令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   |                         |
| 第11 | 議案第44号    | 令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   |                         |
| 第12 | 議案第46号    | 令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）  |                         |
| 第13 | 議案第47号    | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）   | (原案可決)                  |
| 第14 | 令和4年請願第2号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 総務文教<br>(採 択)           |
| 第15 |           | 議会改革特別委員会委員長報告   |                         |
| 第16 | 認 第 5号    | 令和3年度大竹市一般会計決算   | 決算特別委<br>設置・付託<br>(一 括) |
| 第17 | 認 第 6号    | 令和3年度大竹市国民健康保険特別会計決算   |                         |
| 第18 | 認 第 7号    | 令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計決算   |                         |
| 第19 | 認 第 8号    | 令和3年度大竹市農業集落排水特別会計決算   |                         |
| 第20 | 認 第 9号    | 令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算   |                         |
| 第21 | 認 第10号    | 令和3年度大竹市土地造成特別会計決算   |                         |
| 第22 | 認 第11号    | 令和3年度大竹市介護保険特別会計決算   |                         |
| 第23 | 認 第12号    | 令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算  |                         |

- 第24 報告第 8号 令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について (報告)
- 第25 閉会中の継続審査の申し出について
- 第26 生活環境委員会の閉会中の継続審査について
- 第27 議員派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発言取り消しについて
- 日程第 3 議案第37号から日程第 5 議案第45号 (報告・表決)
- 日程第 6 議案第38号から日程第13 議案第47号 (報告・質疑・討論・表決)
- 日程第14 令和4年請願第2号 (報告・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第2号 (説明・表決)
- 日程第15 議会改革特別委員会委員長報告 (報告・質疑・討論・表決)
- 日程第16 認 第 5号から日程第23 認 第12号 (説明・付託)
- 日程第24 報告第 8号 (報告)
- 日程第25 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第26 生活環境委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第27 議員派遣について

○出席議員 (16人)

- |     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 賀屋幸治  | 2番  | 末広天佑 |
| 3番  | 藤川和弘  | 4番  | 原田孝徳 |
| 5番  | 小中真樹雄 | 6番  | 中川智之 |
| 7番  | 小田上尚典 | 8番  | 北地範久 |
| 9番  | 西村一啓  | 10番 | 和田芳弘 |
| 11番 | 網谷芳孝  | 12番 | 児玉朋也 |
| 13番 | 山崎年一  | 14番 | 日城 究 |
| 15番 | 細川雅子  | 16番 | 寺岡公章 |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

- |               |           |      |
|---------------|-----------|------|
| 市             | 長         | 入山欣郎 |
| 副             | 市長        | 太田勲男 |
| 教             | 育 長       | 小西啓二 |
| 総             | 務 部 長     | 佐伯和規 |
| 市             | 民 生 活 部 長 | 中村一誠 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 |           | 三原尚美 |
| 建             | 設 部 長     | 山本茂広 |
| 建設部地籍調査担当部長   |           | 小田健治 |
| 上             | 下 水 道 局 長 | 古賀正則 |

消 防 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企 画 財 政 課 長  
監 査 委 員

小 田 明 博  
柿 本 剛  
三 井 佳 和  
薬師寺 基 夫

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

三 上 健  
北 修 治

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） 定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、お知らせがございます。

新型コロナウイルス感染予防のため、50分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をしたいと思います。皆様の御協力をお願いいたします。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番、藤川和弘議員、4番、原田孝徳議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 発言取り消しについて

○議長（賀屋幸治） 日程第2、発言取り消しについてを議題といたします。

お諮りいたします。サイドブックに掲載しているとおり、日域議員から9月6日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載された部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取消申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、日域議員からの発言の取消申出を許可することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3～日程第5〔一括上程〕

議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第41号 工事請負契約の締結について

議案第45号 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

○議長（賀屋幸治） 日程第3、議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから、日程第5、議案第45号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）に至る3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和4年9月7日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                      | 審査の結果 |
|--------|-------------------------|-------|
| 議案第37号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第41号 | 工事請負契約の締結について           | 原案可決  |
| 議案第45号 | 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）   | 原案可決  |

令和4年9月9日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

〔総務文教委員長 児玉朋也 登壇〕

○総務文教委員長（児玉朋也） それでは、9月7日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案3件につきまして、9月9日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「令和3年度雇用均等基本調査の事業所調査の育児休業取得者の割合で、女性85.1%、男性13.97%という結果になっているが、大竹市職員の取得率について伺う」との質疑に対しまして、「令和3年度の大竹市職員の育児休業取得率は、女性職員が100%、男性職員が22.2%である」との答弁がございました。

次に、「男性職員の育児休業を取得しやすくするための取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「育児休業を取得した職員の業務を既存職員で割り振ることや、代替職員を確保することなど、育児休業をフォローする仕組みづくりが重要であり、対応していきたい。また、手引書を充実させ、今回の改正内容を職員や所属に周知していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第41号工事請負契約の締結についてでございますが、本件では、「最近の新聞報道でプールによる給水栓の閉め忘れや排水口による事故が起こっているが、事故を防ぐための機械の設置などを考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「排水弁や給水栓の閉め忘れを防止する特別な機能や装置については検討をしていない。対策としては、バルブを回す方向を明確に示し、教員が手動で開閉する際に、操作誤りがないようにしている。また、各学校でプールの管理担当者を決めて、プールの使用期間中は、管理職を含めた複数人で最終確認をするなど、事故防止のため管理体制を取っている。

排水口に関しては、プールの安全標準指針が文部科学省から出されており、引き込み事故を防止する二重構造など、けがや事故の防止等を含めて十分配慮した設計である。また、毎年、授業開始前にプール清掃を行う際に、教職員が排水口の防護柵がきちんと固定されているか確認をし、水泳の授業実施の際は複数人で指導に当たり、児童生徒が安全に授業を実施できているのか確認する教職員を配置し、授業中は水に入る前後に、児童生徒の点呼を行って安全確認をしている。さらに、プールの水を排水する際には、プール内に児童生徒がいないことを確認して行うなど、さまざまな危機管理体制となっている」との答弁がございました。

次に、「小学校と中学校の間には横断陸橋があり、そこからの視線を遮る目隠しの対応と熱中症対策について伺う」との質疑に対し、「教育委員会としても横断陸橋からの視線を遮る必要性を感じており、関係課で協議を行い、目隠しの対策を実施する方針である。現在の案では、道路占用許可を得た上で、水泳の授業を実施する時期限定でパネルやシートなど目隠しになるようなものを設置する予定である。また、熱中症対策としては、屋根は設置しないが、南側に配置する更衣室などの建屋の軒出を2メートルと長めにして、プールサイドに広い影の場所を確保し、見学や待機する児童や生徒に配慮した造りを考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものとして決しております。

続きまして、議案第45号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）でございますが、本件では、「10款教育費の、小学校管理運営事業は昨年度受納し、教育振興基金に積み立てた寄附金を財源として、玖波小学校の教育活動のための経費と説明があったが、役務費の内容と備品購入費の図書の内容について伺う」との質疑に対し、「役務費については、理科や科学に関して、児童の好奇心を高めるきっかけとして、見たり、実際に体験することができるようなサイエンスショーやワークショップなどを企画事業者に依頼して実施する経費である。今年、11月14日に「玖波小科学の日」として、寄附者に感謝の意を表するイベントなどを計画している。図書については、寄附者から理科関係の図書を充実してほしいという思いを伺っており、科学的読み物の整備として図鑑などを購入して、図書室の一角に「筒井文庫」として整備する予定である。また、手で触れることができるような標本も考えており、今年度は約150冊の図鑑など購入する予定である」との答弁がございました。

次に、「2款総務費の、マイナポイント申込等支援業務委託料600万円の内容について伺う」との質疑に対し、「マイナポイント申込等支援業務委託料については、現在、窓口においてマイナンバーカード申請や交付の受付、さらにカードに付随するマイナポイントの申込支援を行っており、このうちマイナポイントの申込支援に関する窓口業務を委託する予定である。業務の内容は、本庁の窓口や大竹支所の窓口付近に専用のブースを設置し、本庁は2名、大竹支所は1名の人員を配置して、来庁された方のマイナポイントの申し込み等の支援をしていただく。費用としては、支援員の人件費、パソコン等の通信機

器類の経費、ブース設置に必要な費用、周知のための広告費などを計上している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案3件の、審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件を、一括採決いたします。

本3件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本3件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6～日程第13〔一括上程〕

議案第38号 大竹市税条例等の一部改正について

議案第39号 大竹市水道条例の一部改正について

議案第40号 大竹市下水道条例等の一部改正について

議案第42号 令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第43号 令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第44号 令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第46号 令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（賀屋幸治） 日程第6、議案第38号大竹市税条例等の一部改正についてから、日程第13、議案第47号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に至る8件を、一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、日域究議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和4年9月7日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                 | 審査の結果    |
|--------|------------------------------------|----------|
| 議案第38号 | 大竹市税条例等の一部改正について                   | 原案可決     |
| 議案第39号 | 大竹市水道条例の一部改正について                   | 修正可決     |
| 議案第40号 | 大竹市下水道条例等の一部改正について                 | 原案可決     |
| 議案第42号 | 令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について    | 原案可決及び認定 |
| 議案第43号 | 令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原案可決及び認定 |
| 議案第44号 | 令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原案可決及び認定 |
| 議案第46号 | 令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）          | 原案可決     |
| 議案第47号 | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）         | 原案可決     |

令和4年9月8日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

生活環境委員長 日域 究

〔生活環境委員長 日域究 登壇〕

○生活環境委員長（日域究） おはようございます。それでは、9月7日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案8件につきまして、9月8日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第38号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「固定資産税課税台帳の閲覧や記載事項の証明書の交付の際、ドメスティックバイオレンス被害者等の住所が漏れることがないように、住所に代わる事項を記載するとのことだが、



住所に代わる事項とは具体的にどのようなものか伺う」との質疑に対しまして、「住所に代わる事項とは、DV被害者等の親族や、知人、または支援団体の住所が想定されている。令和4年度から、市に支援措置の申し出があったものは住所の代わりにアスタリスクを表示させ、住所が知られない対策をしているが、令和6年度の条例施行後から登記所に申し出のあったものは、支援団体等の住所が本来の住所に代わる事項として表示される」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第39号大竹市水道条例の一部改正についてでございますが、本件では、「現実問題として一般用と業務用を明確に分けるのは困難であり、早急に一本化すべきだと思うが、上下水道局の考えを伺う」との質疑に対しまして、「一般用と業務用については一本化を目指したいが、急激に料金が上がる方がいる場合は、段階的に改定を行う必要があると考えている。大きな方向性としては、一本化に向けて進んでいるので御理解願いたい」との答弁がございました。

次に、「県用水の料金が下がる見込みであり、毎年約1,000万円の経費節減になるとのことだが、使用していない県水の基本水量の削減に向けて県との交渉状況について伺う」との質疑に対しまして、「基本水量の削減を、以前から広島県企業局と交渉している。受水費の抑制に向けて努力することという附帯意見を審議会からもいただいております。引き続き、県との交渉に取り組んでいきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結した時点で、3名の委員から修正案の提出がありました。

修正案の趣旨は、「大竹市水道条例の第25条第1項の改正規定を修正する」というものでございます。修正案は、サイドブックを御覧ください。

次に、提出者から、趣旨の説明がございました。

その内容は、「上下水道局が提出した修正案は、令和5年4月から見込まれる県用水の使用料金の値下げ分1,000万円を、一般用に30%、業務用に70%振り分けた料金表となっているが、修正案では全額を業務用に反映した料金表としている。これは、上下水道局が上下水道料金審議会に提案し、今回の議案に反映されていなかった案である。県用水の減額分は契約者全体で利益を享受するべきだという考え方ももちろんあるが、業務用は一般用の、3倍以上の料金を払っていただいている。今ここで、一般用と業務用の料金の差を少なくしておくことで、将来の料金の見直しに向けての効果が大きくなると見込まれるため、本修正案を提案する」というものでした。

本修正案に関する委員への質疑を求めたところ、「この修正案は将来を見越したものか」との質疑に対し、「将来も料金改定が見込まれており、それに向けて少しでも負担が軽くなるように、との考えである」との答弁がございました。

質疑を終結し、原案及び修正案の一括討論に入り、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

修正案を起立により採決、次に、修正案を除く原案を簡易採決により、それぞれ行った結果、本件は修正可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第40号大竹市下水道条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「井戸水などの水道水以外の水を排水している場合、原則として量水器をつけるとの改正だが、散水の場合はどうか」との質疑に対しまして、「散水専用で給水申請があった場合は、上水・井戸水にかかわらず、量水器の設置対象ではない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第42号令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第43号令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び、議案第44号令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての3件でございますが、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、まず、「大竹第1排水区浸水想定区域図等作成業務は終了していると思うが、市民への公表はいつ頃になるか。また、他の排水区の作成状況を伺う」との質疑に対しまして、「令和3年度の浸水想定区域図の作成業務において、大竹第1排水区と第2排水区、エリアとしてはおおむね元町4丁目から立戸3丁目と御園新町川ぐらいまでの範囲の浸水想定区域図を作成している。既にハザードマップとして図面はできているので、なるべく早くホームページでの公表や、避難所への配付を行いたいと考えている。その他のエリアについては、令和4年度に防鹿地区を含め、市街化区域の残りのエリアについて、浸水想定区域図の作成業務を行っている」との答弁がございました。

次に、「水道管路経年化率が令和3年度は47.17%となっている。これに対し管路更新率は0.71%である。今後の管路更新の見通しを伺う」との質疑に対しまして、「岩国大竹道路事業に伴う水道管の支障移設等の期間限定で対応しなければいけない工事があり、これを優先してやっている。経営戦略上は100年で1サイクル、管路更新率1%という目標を立てて運営している。今後も更新率1%を目標に改良していきたいと考えている」との答弁がございました。

また、「工業用水道事業会計で、このたび初めて剰余金処分計算書案の議案が提出された。処分額を全て減債積立金にした理由を伺う」との質疑に対しまして、「工業用水道事業会計では今まで繰越欠損金があったが、令和3年度決算において、当年度純利益が繰越欠損金を上回り、3,283万6,082円の未処分利益剰余金が発生した。工業用水道事業会計は、多額の旧第2期工業用水の企業債の償還があり、安定した経営を行っていく上では、留保資金が十分であるとは言えない状況にあるため、当面の間、未処分利益剰余金を減債積立金に積み立て、企業債の償還に充てていきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおり

可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第47号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、本件では、「下水処理場し尿等前処理施設建設工事に係る総額及び年割り額を増額した具体的な理由を伺う」との質疑に対しまして、「実施設計を行った結果、当初の見込みよりも工事費が増額になることが判明した。主な要因は基礎工事に関するもので、基本設計時点で想定していたよりも設置するくいの本数が増加したことや、くいの強度見直しによるもので、予算を増額しようとするものである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第46号令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本件では、質疑、討論共になく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案8件の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

13番、山崎年一議員。

○13番（山崎年一） 私は、議案第39号の修正案に対して反対したいと思うんでありますが、少し質疑をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

修正案と原案の違い、これは令和4年5月から見込まれております県用水の差し引き減額1,000万円をどのように配分するかということが、大きな違いだと思います。

原案は、受水費の削減額の利益は市民全体で享受すべきものとの判断の下で、一般にも一定の割合で配分すべきと、一般市民に30%、事業者に70%を振り分けるという判断をされておりますが、修正案では一般市民への分配は皆無とされ、これらの全額を事業者の業務用の料金改定に投入するというものであります。

先ほど提案理由の中でもございましたが、料金格差を是正したい、将来的には一本化を目指したいということの提案のようであります。しかしながら、今回のこの1,000万円の財源を使って、今、直ちにこれだけの差をつける必要があるのか。将来に向け、段階的に改善していく必要があると、私は考えております。

そこで伺います。県用水の受水額の削減による利益は、水道利用者である市民全体が受け取る、享受されるべき財源であると考えますが、全額業務用、事業者に振り分ける根拠、これについて伺います。

もう一点、水道利用者全体が受ける利益を特定の利用者に与える正当性についても伺います。

次に、同じく提案理由で、業務用の契約件数は620件、業務用の67%が今回のメリットを受けると説明をされております。本市の水道利用者は、令和2年度版の上下水道事業年報によりますと1万2,894件ですから、1万2,894件中の僅か620件、4.8%の利用者が、年間

1,000万円の金額を享受できることとなります。

多少の誤差はあるかもしれませんが、1業者、平均しますと年間1万6,129円、水道料金が安くなります。一方で95.2%の圧倒的多数の市民は、何ら恩恵を受けるどころか、生活環境委員会に示された4人家族のモデルケースでは、年間負担額は468円の増額となります。僅か620件の事業者が年間平均で1万6,129円安くなり、一方で多数の市民が取り残されるという結果となります。このことについて、提案者としてどのように判断をされたのでしょうか。お伺いをいたします。

最後に、提案理由の末尾で、より効果が大きいほうに1,000万円を投入すべきではないかとされています。1万2,894件と620件に同じ1,000万円を投入する場合に、620件のほうがより効果があると判断された根拠について伺います。

以上、4点でしょうか、お伺いしますので、よろしく願いいたします。

○議長(賀屋幸治) 会議規則第41条により、修正案に対する質疑は、修正案の提出者が答弁することになっております。

本修正案は、細川議員、北地議員、寺岡議員の3名が提出者となっておりますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

細川議員

○15番(細川雅子) 御質疑ありがとうございます。

この修正案は、寺岡議員、北地議員と細川の3人で提案させていただいたものでございますが、細川が代表して答弁させていただきます。

ただいま、山崎議員からの質疑は、たくさんありましたが、集約すると、県用水を安くしていただいた1,000万円の使い道、これを全て事業者用に振り分けるのはどういったことかと、そういった内容だと思います。それについてお答えいたします。

上下水道局のほうから審議会にも説明があり、生活環境委員会においても説明いただいたこのたびの上下水道料金改定の考え方でございますが、3つありまして、1つ目に安定した経営をしていきたい、2つ目に利用者間の公平な負担に向けて考えたい。3つ目は、県内で一番安価な水道料金を維持したい。この3つだったように思います。これについては審議会のほうでも特に異論ない、議会のほうでもこれについては了としているというふうに、私は受け止めております。

この3つの方針、大きな方針に立った上での1,000万円をどうやって使おうかといった考え方だと思いますが、生活環境委員会の修正案の提案の際にもお示しさせていただきましたが、1,000万円全て事業者の皆様の料金の改定のほうに使わせていただいたほうが、局の考えているこのたびの提案の、利用者間の公平な負担に向けて、将来的には1つにしていきたいという考え方について、効果が一番大きいと判断いたしました。

しかも、この1,000万円を使うことによって、3番目の、県内で一番安価な水道料金と。これが家庭用、一般用に関して崩れるわけではございません。事業者用の、特に利用量が少ない、このたび基本料金になっている8立方メートルまでしか使わない事業者については、廿日市市よりも安くなっていくということで、さらに、この3つ目の安価な水道料金という面でも、効果があると考えました。

今まで大竹市の水道料金は、長い期間事業者の皆様の負担をいただいていた、それによって一般家庭用が安く享受していたといった長い歴史がございます。ここを一旦見直して、公平な料金体制にしようという上下水道局の考え方には納得ができるものがありますので、それであれば一日も早く一本化にできる道を選ぶのがいいのではないかとということで、市民の皆様のお理解もいただけると考えての提案でございます。

山崎議員には、ぜひ御賛同いただけるように、よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 賛同してほしい、するようにというお話をいただきました。実は今の提案者の説明の中で、上下水道局が考えている公平性というようなお話がありました。

上下水道局が考えている公平性という意味で言うならば、上下水道局は恐らく最初から今の修正案の提案をされたと思うんでありますが、上下水道局は修正案の提案でなくて市民のほうに30%、事業者のほうに70%という割り振りの提案をされております。そういったことから、今急激に同一化に向けた作業をするのではなく、将来に向けて段階的に進めていきたいというのが局の考え方だったんだらうと、私は思います。

実はこの修正案が可決されますと、今後、次の水道料金の改定までは、結果として毎年度1,000万円が、先ほどの620件の方に毎年注がれていくということになります。5年間で5,000万円、仮に料金改定がなされると、10年延びますと1億円からの金が、この620件の業者には注がれる。一方で市民のほうは、値上げをされた年間400何ぼですか、この金額が引き続いて負担としてのしかかってくるということになるわけですが、このことについては、私は大変な状況がこれから来るんだらうと。

620件がこれから、計画では5年先に値上げをしたいというような計画であります。その5年間一貫して享受を受けるということについて、提案者としてはどのようにお考えでしょうか。そこのところをもう一度お願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） 1,000万円分が全て事業者のほうに行くのではないかとということではございますが、これは現金で行くわけじゃなくて、水道料金の値上げ幅が少し縮まるというふうに考えたら、また違う考え方も出てくるとは思います。

さらに、このたび修正させていただいた案でございますが、もともと一般家庭用の料金につきましては、水道局のほう水道局の審議会のほうに提案した元の案でございます。審議会の審査の中身を、議事録を拝見いたしますと、それについてはほぼ了解をいただいていた、その上でのこのたびの県用水が安くなった分をどうするのかということだと思っておりますので、元に戻ったと考えれば、もう一旦了解をいただいているというふうに判断いたしました。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 山崎議員、3回目です。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。

市議会が了解しとったんだというお話であります。これは8%の値上げという意味で了解をしておると。その後の1,000万円というお話であったらうと思っております。

そういった意味においては、やはり水道利用者全体が受けるべき、享受するべき1,000万円を、特定の事業者に振り分けるやり方、これは私は到底納得はできません。確かに水道料金に格差があるということは事実ではありますが、将来的に、段階的に解消していくという方法を取るべきであり、こういった公共料金の場合に、一度に急激に、一方的に一方に振り分けることで解決をするということでは、なかなか市民の理解を得られないと思うわけであります。

そういったことで、今後市民の理解を得るために、今回のこの修正案、どう市民に訴えていくかということについて、提案者の思いをお伺いしたいんでありますが、よろしくお願いたします。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） 一般家庭の皆様も、大竹市内で事業をされている事業者の皆様も同じ市民であり、同じ水を使っておられます。今までは事業者の皆様が多くを負担していただいて、その利益を一般家庭が享受してきたと。その差を少しでも1つにしたいと。

しかも、このたびの修正案も、一気にするわけじゃありません。段階的に一本化していくという水道局の考え方に、少しでもそれを早めれば不公平感がなくなるのではないかと。ということでの提案でございますので、次にまた一歩前に進めるときの負担が逆に少なくなったというふうに考えていただければ、市民の皆様にも御理解をいただけると考えております。

○議長（賀屋幸治） 続いて、通告が出ております。

4番、原田孝徳議員。

○4番（原田孝徳） 私は、議案39号の修正案について質問させていただきたいと思いますが、委員長報告とさきの山崎議員の質問の中で十分に理解ができましたし、重複した質問になると思いますので、ここは、発言通告を出させていただいたんですけども、取り下げさせていただきたいと思います。お願いたします。

○議長（賀屋幸治） 通告を受けた議員は以上でございますが、他に質疑はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

13番、山崎年一議員。

○13番（山崎年一） ただいま議題となっております議案第39号の原案に賛成し、修正案に反対の立場で討論をいたします。

今回の原案と修正案の違いは、県用水の受水費の削減額1,000万円を業務用と一般市民用にどう配分するかという問題であります。

水道審議会の答申では、5.5%に引き上げることとともに、将来の用途区分の一本化を見据えて受水費の削減額1,000万円を、業務用に70%、一般用に30%に振り分けて充てるように方針がなされております。

修正案では、受水費の削減額1,000万円の全額を、一部の業務用の料金改定に充てるもので、一般市民の水道料金には、受水費の削減によるメリットが何らありません。1,000万円の受水費削減の利益は、水道利用者全員が恩恵を受けるべきであると考え、原案にするべきと考えます。

通常、修正案が市民の負担を軽くするというものが多いのでありますが、今回の修正案はごく一部の、しかも少数の事業者620件、水道利用者の4.8%が1,000万円の恩恵を受けるもので、圧倒的多数の水道利用者の市民が、原案よりも負担を強いられることとなります。

水道料金審議会や生活環境委員協議会に提供された資料によりますと、2人世帯で年間264円、4人世帯のモデルケースの場合は、年間468円の負担増となります。620件の事業者が高額な料金値下げの恩恵を受ける中で、圧倒的多数の一般市民は、原案よりも多額な水道料金を支払わなければなりません。

修正案の提案説明では、より効果が大きいほうに1,000万円を投入すべきと考えているとの説明でしたが、水道利用者の95.2%の市民の負担を増やして、4.8%の事業者に1,000万円もの金額を入れて負担を減らすことで効果が大きいなどは、到底考えられません。

原案は、事業者と一般分の水道料金改定分は7対3の割合で調整されています。修正案は1,000万円の利益が一部の事業者に、620件に10で、多数の市民がゼロ%であります。事業者の水道料金を将来的に引き下げることが理解できますが、今回の料金改定に合わせて急激に値下げする必要性は見当たりません。

県用水の削減額1,000万円の受益を大竹市民全体が享受できるように、皆様の御理解を願って、討論を終わります。

○議長（賀屋幸治） 続いて、4番、原田孝徳議員。

○4番（原田孝徳） 私は、賛成の立場での討論とさせていただきます。

事業者の方々、これまでずっとこの多くの方が随分と負担を強いられてきたということで、この1,000万円という減額分を事業者に充てるということに関しては、これまでのそういう負担を考えると、必要な措置ではないかというふうに思います。

今後、この受水費がもっと、さらに減額になるということも想定すると、その分に関してはまた一般用に充てるということも可能だと思うんですが、この少なくともこの1,000万円に関しては、事業者の方に、これまでの負担を考えると還元すべきではないかというふうに思います。

それともう1つ、県用水の問題ですけれども、上下水道局の役割というのは、もちろん安価で安心して安全な水の提供ということはあるのではないかと思いますけれども、それとともに良質な水の提供というのも、その水道局の1つの大きな役割ではないかというふうに考えます。

防鹿水源地から配水されている水というのは、濁度で比較しますと、県用水が1.0程度に対して、防鹿のそれは0.1から0.4ということで、本市は非常に良質な水のまちであるということが言えるのではないかと思います。

つまり本市は、県下でも非常に安価で豊かな水を誇っておりますし、しかも良質である

ことから、この水を本市全域に配水することは、水道局の1つの使命であるというふうに考えますが、現状そのような良質な水が全世帯には配水されておられません。全市民がこの良質な水の恩恵を受けられないというのは、この水道料金の値上げとともに、非常に大きな問題であるというふうに考えます。

今後、県用水の縮小を促す意味においても、自己水と言われますこの防鹿の水をできる限り多くの世帯に、少なくとももともとその水が配水された地域、世帯については、その水を元どおりに配水することが望ましいと思いますが、そういうことというのは、そう難しいことではないというふうに聞いておりますので、ぜひ実現をしてもらいたいというふうに思います。良質な水を、市内全域に配水すること、それによって県用水が必要なくなれば、これはもう市益にかなうことであるというふうに私は考えます。

ただ、今の県用水の問題については、本議案について直接関係するものではありません。その前の、事業者にこれまで大きな負担をかけていたということに関して、この1,000万円は事業者の方々に享受すべきということに関してはそういう意見ですので、この議案に対しては賛成の討論とさせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 通告を受けた討論は以上です。

他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、議案第39号を除く7件を一括採決いたします。

本7件に対する委員長の報告は、議案第38号、議案第40号、議案第46号及び議案第47号の4件は原案可決、議案第42号、議案第43号及び議案第44号の3件は、原案可決及び認定であります。

本7件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

続いて、議案第39号大竹市水道条例の一部改正についてを、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、修正であります。

まず、委員会の修正案について起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（賀屋幸治） 起立多数と認めます。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり可決されました。  
会議の途中ではございますが、換気のため、暫時休憩といたします。  
再開は11時5分といたします。

~~~~~○~~~~~

10時51分 休憩

11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 令和4年請願第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

○議長（賀屋幸治） 日程第14、令和4年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番号            | 件名                                                                           | 審査の結果 | 付託年月日 |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 令和4年<br>請願第2号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 採 択   | 4.9.7 |

令和4年9月9日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

〔総務文教委員長 児玉朋也 登壇〕

○総務文教委員長（児玉朋也） それでは、9月7日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、9月9日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

令和4年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願でございます。

本件は、連合広島大竹・廿日市地域協議会議長、迎尚樹氏、及び広島県教職員組合大竹廿日市支区委員長、米田実穂氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられた。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校等での35人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細かな教育をするためには、30人学級の実現が不可欠である。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積している。さらに、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等が加わり、多忙化が一層進んでおり、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。こうした中で、一人一人の子供に対してきめ細かで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国段階の国庫負担に裏づけされた少人数学級の推進と、加配の増員や少数職種の配置増も含む計画的な教職員定数の改善が求められている。また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の三位一体改革の中で2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫している。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要である。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要がある」というもので、同主旨の実現のため、国に意見書を提出することを求めて、請願されたものです。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「まず、少人数学級の推進については、児童生徒一人一人の状況を把握し、個に応じ、個を生かした学習指導等、一層きめ細かな対応が可能になるとともに、適切な人数で効果的な集団活動も可能となる。これらのことによつて、児童生徒の学力の向上や、いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止等の効果的な取り組みが期待できる。教員不足と言われている中で、学習指導力、生徒指導力、学級経営力等の力量のある人材の確保ができるということであれば、お願いしたい。

次に、義務教育費国庫負担割合について、義務教育費国庫負担割合が2分の1に引き上げられるとともに、続いてどのような制度ができるのか分からないが、結果的に教職員の給与費以外の広島県の教育費が増加し、その結果、大竹市にとっても児童生徒の安全、学力向上や生徒指導等に係る教育施策の充実と教育水準の向上が期待できるということであればお願いしたい」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、説明に対する質疑はなく、質疑を終結し、委員に本件の取り扱いに関する意見を求めましたが、意見はありませんでした。

討論に入り、採択すべきとの立場で2名の委員から討論がございました。

その内容は、「三位一体改革によつて、義務教育費国庫負担割合は2分の1から3分の

1に引き下げられている。子どもを育てるといふ国の未来のためには、全額国庫負担でも当然と考える。また、少人数学級にするには、教員定数の増加も必要である。これらが実現されるまで意見書を提出する必要があると考えるため、採択すべきである」といったものと、「新聞報道で、連合総研の発表で働き方改革のため、国や自治体に求める課題として、93.5%が学校への教職員配置増や、66.4%が持ち授業時数の削減を含めた定数改善など、64.5%が少人数学級編制の推進と教育現場の声があるため、採択すべきである」といったものでした。

討論を終結し、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました請願1件の、審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第2号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 意見書案第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出について

○議長（賀屋幸治） 追加日程第1、意見書案第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案をサイドブックに掲載しておりますので、御確認ください。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

[総務文教委員長 児玉朋也 登壇]

○総務文教委員長（児玉朋也） 意見書案第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出につきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書（案）。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校等での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しています。さらに、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等が加わり、多忙化が一層進んでいます。子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが、困難な状況となっています。

こうした中で、一人一人の子供に対してきめ細かで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国段階の国庫負担に裏づけされた少人数学級の推進と、加配の増員や少数職種の配置増も含む、計画的な教職員定数の改善が求められています。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の三位一体改革の中で2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫しています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、2023年度の予算編成に当たり、次の事項について、措置を講じられるよう強く要請します。

1、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持・向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議会改革特別委員会委員長報告

○議長（賀屋幸治） 日程第15、議会改革特別委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長、網谷芳孝議員。

議会改革特別委員会審査報告書

審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 件 名      | 審査の結果 |
|----------|-------|
| 議員定数について | 現状維持  |

令和4年9月12日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

議会改革特別委員長 網谷 芳孝

〔議会改革特別委員長 網谷芳孝 登壇〕

○議会改革特別委員長（網谷芳孝） それでは、議会改革特別委員会の昨年9月からの1年間の審査結果について報告します。

最初に、委員会活動の経緯としまして、議会改革特別委員会では、令和元年8月の大竹市議会選挙において無投票の結果、令和元年9月に以下の2つを付議事項とした議会改革

特別委員会、8名の設置が決議されました。

1番目に、議会改革に関して議長が必要と認める事項。

2番目に、議員のなり手不足解消に関する事項。

以上、2つでございます。

また、前期委員会の経緯としまして、前期の委員会（令和元年9月）では、寺岡委員長、日域副委員長が選任され、各委員8名から15項目の課題が提示されました。その中で現在4項目（議長主導のSNS発信・委員会のテレビ、ネット中継・自由討議の制度導入・決算特別委員会等の意見の議会提案）が実施されています。

そして、後期委員会の活動としましては、昨年9月議会人事による後期の委員会からは、不肖私が委員長、副委員長には西村委員、そして、委員には藤川委員、原田委員、小中委員、小田上委員、北地委員、日域委員の、以上8人の委員で構成され、前期委員会の活動を踏襲しながら、先ほどの付議事項の「議員のなり手不足解消に関する事項」に関係する「議員定数について」に特化した議論を行うことが、委員会で決定されました。

そうした中、議論の参考に、委員の中から議員定数関連の資料が提供されております。資料内容でございますが、サイドブックスのほうに掲載されておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様からは、活発な多くの意見が出されています。

委員発言の抜粋としましては、定数削減ありきではなく、少なくとも1年3カ月（令和4年12月議会）ぐらいまではしっかり議論をして結論を出すということでございます。

今回の議会改革特別委員会の本丸は、議員定数問題についてであるということでございます。

前回選挙で無投票の結果を踏まえての協議は必要とのことでございます。

無投票だと、市民からの選挙権を奪うことになるなど、各委員の発言の多くはさきの選挙で無投票の結果になったことに対し、大竹市議会にとって議員定数問題が大きな課題であることが確認され、協議の中で委員から議員定数問題についての全議員によるアンケート調査実施についての意見が出され、委員会で決定されました。

そして、第1回アンケート調査では、委員外議員を含めた全議員での第1回アンケート調査を無記名で行うことが、委員会で決定されております。

提出期限は令和3年12月26日とされました。

アンケートの設問では、1番目に、議員定数問題と、前回の市議会選挙による無投票との因果関係は。2番目に、無投票を回避するための打開策は。3番目に、議員定数のあり方についての考えは。4番目に、その他の意見は。となっております。

アンケート結果では、1番目の因果関係は、ありとされる方が3名、なしとされる方が9名、その他4名ということになりまして、委員会での結論は、因果関係はないとの結論でございました。

2番目の打開策は、定数減の方が3名、その他が13名、打開策に即効性は見出せないということの結論でございました。

議員定数については、削減の方が3名、現状維持の方が6名、その他が7名となっております。

り、その他の意見では色々な意見が出ており、こちらのほうの集約は困難でありました。

アンケート結果を踏まえ、2月7日には全議員による意見交換を行い、貴重な意見をいただき、委員会の参考とさせていただきます。

次に、議会報告会についてでございますが、令和4年4月23日に議会報告会が実施され、共通のテーマとして「議員のなり手不足と議員定数について」が意見交換されました。また、出席いただいた市民にも、報告会の中での「議員定数について」のアンケート調査を実施しました。

出席者は35名で、ちょっと少ない面はございましたが、アンケート結果については、設問と結果は、増やすべきが4名、現状維持が16名、減らすべきが9名、どちらとも言えないが6名で、未記入の方が1名という結果になりました。

次に、第2回のアンケート調査についてでございます。

その後の委員会で、第1回目の全議員アンケート調査から半年以上の時間が経過しており、最終結論の時期も迫っていることから、第2回目の全議員によるアンケート調査の実施についての意見が出され、委員会で決定しました。

ただし、第2回目の設問内容は、前回と違い議員の皆さんの意思表示が明確になるような設問と、記名方式で行われることが決定しました。

また、提出期限は令和4年7月20日とされました。

アンケート設問と結果は、増やすべきはゼロ名、現状維持が10名、減らすべきが6名、以上の結果になりました。

議会報告会も入れて3回のアンケート調査を行いました。議員定数についてはおおむね現状維持が妥当だとの意見が多数であることが確認されております。

また、昨年9月からの委員会開催日の日程内容ですが、こちらのほうもサイドブックに掲載していますので、よろしくお願いたします。

以上で、昨年9月から1年間の議員定数問題についての取り組みの経過についての御報告とさせていただきます。

そして、1年間の最終結論としまして、今までの経緯を踏まえ、9月12日開催の議会改革特別委員会において、議員定数問題についての採決の結果、現状維持が4名、定数削減3名という結果になり、議会改革特別委員会としまして、大竹市議会議員定数は現状の16名を維持すべきとの結論を得ました。

結びとなりますが、昨年9月からの1年間で、委員会の回数は計20回にわたり協議を重ね、特に2回のアンケート調査には、委員外議員の皆さんにも参加協力をいただきました。

議会改革特別委員会では、今後、任期満了までの1年近くの活動期間において、当初の活動計画どおりに、前期委員会で実施されています試行中の改革事項の検証、併せて新たな改革事項、そして、付議事項の「議員のなり手不足解消」について引き続き調査・研究等に取り組んでいきたいと考えていますので、これからも宜しくお願いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

13番、山崎年一議員。

○13番（山崎年一） 議会改革特別委員会の皆様には、年間20回の委員会を開催されたということで、非常に御尽力をいただいたと、深くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

特に委員長におかれましては、大変忙しい中で、こういった重責を果たされたということで感謝を申し上げる次第でございますが、ところで、伺わせていただきたいんですが、冒頭でございます委員会活動の経緯の中で、議長から付議事項としてされております1、議会改革に関しての議長が必要と認める事項、これについてどういうものであったのかということ伺いたいのが1点。

それから、議員のなり手不足解消に関する事項でございますが、この1年間、これについてはどのような協議をなされたのか。今後について引き続き検討していくんだという結びの言葉ではございましたが、この1年間のこのなり手不足解消に向けての協議について、以上2点について伺いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（賀屋幸治） 網谷議員。

○議会改革特別委員長（網谷芳孝） それでは、山崎議員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

最初に、付議事項でございます。議会改革に関して議長が必要と認める事項ということでございますが、これは議長就任の、その日の挨拶の中で、ちょっと読ませていただきます。

2年前の市議会選挙で無投票に終わったことでございます。このことは、市民の議会に対する信頼度や関心が低くなっていることと考えざるを得ません。よって、議員定数のあり方について本格的に議論を始め、結論を得たいと思っております。

これ、そのままの議長の発言でございます。ということで、付議事項に100%マッチしておるということでございます。

それから、2番目の、議員のなり手不足解消に関する事項はどのような協議をされたのかということでございますが、議員定数については、先ほどの委員長報告の中でもございますが、議員定数に特化した議論を行うことは、委員会として決定されましたということで私、述べたと思いますが、山崎議員も御承知と思いますが、令和元年の前期の委員会では、山崎議員も席にあったと思いますが、15の項目が提示されておりますよね。その中で、4項目は現在実施されておるということでございますが、その中で去年、9月の委員会発足時点で、皆様に活動方針としてどういうふうな方向がよろしいかということを質問させていただいて、委員全員の方が前期委員会の15項目の中からということが、皆さんの意見でございました。

その中で、議員定数についてということをおっしゃる提示されたということでございますが、その15項目の中に、議員定数市民アンケートを議会報告会で意見交換会という提示がされております。それを皆さんは、一応、これ15項目の中の5項目目になるんですが、あまりにもタイトルネームが長いということで、少し短くすることはできないかという皆さんの意見がございまして、私と西村副委員長が一任されまして、このタイトルネームを短



くしようということで決まったのが、議員定数問題についてという、本当に短いフレーズでタイトルネームとさせていただきます。それももちろん委員会です承されたわけでございます。

ということで、その議員定数問題に関することが、先ほども申しました、1年間ずっとこの問題について議論してまいりました。先ほど回数を申しましたが、20回。確かに同じような意見のやり取りがほとんどでございました。そういうことで皆さんの意見をいただくということで、大変、16名の全議員の皆さんの身分に関わることなので、定数削減について、また、アンケートについても参考にしていただくということで、1回目と2回目にも参加をいただきました。大変、委員外議員の皆さんには本当にありがたいと思っております。

ということで、この協議をどういうふうにしたかと言われても、ちょっと答えようがないといったら失礼なんですけど、とにかく本当に皆さんの意見をどんどん言われまして、毎回の委員会が討論会のような感じでございました。

ということで、その文言は一々言っても仕方ないので、相当な量になりますので。議論をして、またアンケートに協力をいただき、そのアンケートの中の皆さんの意見をまた参考にさせていただきます、今日に至ったわけでございます。それで9月12日の委員会での採決の運びとなったわけでございます。

以上でございますが、よろしく申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。

私がお伺いしたかったのは、議員のなり手不足が議員定数削減ということではなかったんだろうと思うわけですね。議員のなり手不足を解消するためにどうすることか、何をどうすればいいのかということの研究されたんだと思うんですが、議員のなり手不足解消は議員定数削減だということではなかったような気がするんです。

確かに議員定数については、現状維持という結論が出ました。そういった意味では、大変、皆様方に自らの処遇を決するということがありますから、大きな決断をいただいたんだろうと思うんですが、なり手不足解消のためにどういったことを議会としてやるべきかということは、定数削減問題ではなかったんだと思うわけでありまして、そういったことの議論がどうされたのか、また、この結びで話されてますように、今後この問題についてはやるんだということでもありますから、この経緯がないと、これから先に進もうとしたときに大変難しいんじゃないだろうかという意味で、経緯を伺ったわけでもあります。

ぜひ、答弁は結構でございますので、今後、議会改革特別委員会の皆さんと委員長にお願いしたいのは、議員のなり手不足解消のためにこれからも協議すると、結びでおっしゃってますから、そういったことをぜひ続けていただきたいということをお願いをして、任期までに結論を出していただいて、よりいい議会にしていきたいということをお願いして、終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 答弁はいいですか。

網谷議員。

○**議会改革特別委員長（網谷芳孝）** 答弁はよろしいということなのですが、そのことにちよっと一言触れておきたいと思います。

確かに議員のなり手不足解消については、この付議事項にもございます。これは議題にしようと思ったんですが、この問題は、大竹市だけではございません、全国レベルでございます。そういうことで、委員の中から、全国のレベルで話をしても仕方ないのではないかという発言も出ました。

そういうことで、今これから議員のなり手不足解消についてしっかり勉強、研究してくださいという山崎議員の御要望でございますが、もちろんしますけど、なかなかこれは、これが解決ができれば、日本国中の自治体、地方議会も大変楽になろうかと思いますが、もちろん研究はしますが、あまり期待はしてもらいたくないと思います。

以上です。

○**議長（賀屋幸治）** 通告を受けた質疑は以上でございます。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（賀屋幸治）** 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、順次発言を許可します。

5番、小中真樹雄議員。

○**5番（小中真樹雄）** 私は、議会改革特別委員会の委員長報告に、反対の立場から討論します。

委員長報告は、議員定数現状維持とありますが、前回選挙の無投票を重く受け止め、無投票の阻止及び競争の促進で、議員の資質向上を追求する観点から、定数削減が不可欠と判断し、委員長報告には反対します。

さらに、今報告の問題点は、今回の議会改革特別委員会は、定数削減の是非が問われたにもかかわらず、結論を冒頭に持ってこず、これまでの経過に大部分を割き、最後に採決結果を記載しています。有権者が知りたいのは、定数削減がどうなったかであり、分かりにくいものにしたとの疑念を禁じ得ません。

もう1つのレトリックについても説明したいと思います。定数削減反対を現状維持と表現する。中身は一緒なのにもかかわらず、受け取り方に差異が生じます。市民の皆さんにはぜひ覚えていただきたい。どう思われるかはともかく。この今委員長報告への賛成者は、定数削減反対で報告への反対者は定数削減を訴えていることを、よく覚えていただきたいと思います。

最後に、定数削減いつするの、今でしょと強調したいと思います。

○**議長（賀屋幸治）** 続いて、3番、藤川和弘議員。

○**3番（藤川和弘）** お時間いただき、ありがとうございます。

私は、委員長報告賛成、議員定数現状維持の立場で発言させていただきます。

3年前、初めての議会改革特別委員会、2019年大竹市議会議員選挙が無投票の結果を受

け、無投票を回避するために、議員定数削減と、私は何の根拠もなく発言させていただいています。その後、議会改革特別委員会での議論や、3年間議会議員活動をする中で、短い経験ではございますが、16名の議員定数でよいと考えるようになってまいりました。

また、私自身、大竹市民の方々に、議員定数について独自で聞き取りアンケートをした結果、多数の方が議員定数削減には反対しておられ、先ほど委員長からの報告がございましたが、今年4月、3カ所の会場で、議員のなり手不足と議員定数についてを共通の意見交換テーマとし、議会報告会を開催し、議員定数についてのアンケートもしております。

結果は、先ほど委員長の報告がありましたように、現状維持が一番多い結果であったこと。また、私自身のアンケート結果を重く受け止め、現状維持として、委員長報告に賛成として、終わります。

○議長（賀屋幸治） 続いて、4番、原田孝徳議員。

○4番（原田孝徳） 私は、議会改革特別委員会の委員長報告に、反対の立場で討論をさせていただきます。

委員長報告は現状維持ということでしたが、私は議員定数は削減すべき、具体的には1名削減して15名にすべきだとの意見です。これは無投票という結果だけではなくて、人口減少が進んでいく中で、議員だけではなくてどの業種も人手不足というのは深刻になると思います。そういうことを見越して定数削減をするということについては、議会の基本条例であります将来の予測及び展望を十分に考慮すること、それに当たるのではないかと思いますし、優秀な人材を確保するというのであればなおさらだと思います。

また、平成19年に、人口減少などの理由から16名に定数を削減してから、さらに約4,000人の人口が減っているにもかかわらず、人口が何人だったら定数を削減するのかという意見は、市民から聞きます。先ほどアンケートの話もありましたけれども、私は多くの市民の方が削減ということの声が多いというふうに聞いております。

また、同じく議会基本条例にあります行財政改革の視点からも、1名の削減をすることによる歳費の削減、これはもちろんなんですが、1名削減することによって、議会事務局の職員も今、現状5名ですが、4名にするということにもつながるということで、単に議員定数を削減するというだけでなく、それ以上の効果があるというふうに思っております。

今後、税収も減るでしょうし、いまだ実質公債費比率も高い水準にあることから、実際、身を切る削減をし、議員自らがそういうことをする必要があるというふうに考えます。実際、先ほど議会事務局の職員の話を出しましたが、16名の議員定数でも、4名の職員で運営している議会もありますし、それは十分に可能ではないかというか、そういう改革は必要ではないかというふうに考えます。

さらに2万5,000人前後の人口で、14名だったり15名だったりの定数で運営できている議会もあることから、本市ができないということはないと思います。それだけの能力は十分に有しているというふうに考えます。

そういうことから、私は現状維持ではなく1名削減が必要であるという意見でありますので、この議会改革特別委員会の委員長報告に対しては、反対の意見であります。

○議長（賀屋幸治） 続いて、7番、小田上尚典議員。

○7番（小田上尚典） 委員長報告に賛成の立場で討論します。

地方議会の存在意義は何か。これを前回の無投票という結果で、すごく考えさせられました。それを重く受け止めて、前期と委員長報告ではありましたが、議会改革特別委員会に委員として入らせていただきました。

最初の2年間はSNSの発信、議会の今まで中継できていなかった委員会の中継、知ってもらおう活動、どんどん取り組んでいこう、進んできました。そして、今度は中身の充実、決算の中で出てきた意見を実際に議会の意見として取り上げていこうという仕組みづくり、その議論を充実させようという自由討議、そういう仕組みづくりも行ってきました。

市民の方に聞くと、議員は何をしているのか分からない。よく聞く言葉です。先日の一般質問でも言った気がしますが、それは議会にも言えることです。議会が何をしているか分からない、そこで先ほど副委員長から紹介がありました議長の言葉、信頼と関心。どうやって生めばいいのか、それを常に考えてきました。

市民の方に、議員定数どうすればいいでしょう、減らしたほうがいいですか。聞くと、そうですね、現状維持がいい、今のほうがいいよと言われる方もいますし、減らしたほうがいいと言われる方もおられます。ただ、何をしてるの、議員は、議会はそれが絶対についてまいます。もっと市民の方に議会として情報提供して知ってもらい、分かってもらい、議会はこういう仕事をしているんだから人数はこれぐらい必要だよ、分かってもらい活動をしないといけないと思います。

大竹市が、大竹市議会がどういう方向に進んでいきたいか、方向を決められていない今の現状で、議員定数を減らすということには反対です。現状をしっかりと見極め、未来のため大竹市議会がどのような姿を目指していくのか、そこを明確にした上で減る、それならばいいです。ただ無投票だったから減らそう、それだと安易過ぎないですか、市民の方に失礼ではないですか、そんな思いで現状維持、賛成させていただきます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 続いて、12番、児玉朋也議員。

○12番（児玉朋也） 私は、議会改革特別委員会の委員長の報告の現状維持に対して、反対の立場で討論を行います。

さきの委員長報告にありましたように、令和元年8月の市議選において無投票の結果を踏まえて2つの付議事項を示され、1つが議員のなり手不足解消に関する事項でした。無投票を回避すべく、委員会の皆様が協議を重ねてこられたことを認識しております。委員の多くは、さきの選挙で無投票の結果になったことに対し、大竹市議会にとって議員の定数問題は大きな課題であることを確認いたしました。

私が当選した平成19年から、定数16名です。平成19年の定数は、16名に対して21名の方が立候補されました。平成23年には21名の立候補、平成27年には19名、令和元年に16名で無投票でした。21名、19名、16名と、同じ定数にもかかわらず立候補者が減少しているのは、誰が見ても顕著です。前回16名の定数で無投票になったにもかかわらず現状維持を結論とされていることに対して、反対です。

委員会アンケート調査結果報告も、無投票を回避する打開策として、少数意見ではありますが、具体策として、定数削減は意見としてあります。その他は無投票への打開策について、具体案は示されておりません。何としても連続無投票となることを回避する対策を考え、また、無投票になることへの重大さを考えるべきではないでしょうか。

残念ながら、今の議会は1名の議員を除いて、市民から付託をされていない議会です。結果として、立候補した者の意思で今の議会は構成されています。選挙は民主主義の根幹をなすもので、選挙が行われなかったことは、そこに民主主義は存在しているのでしょうか。現状維持では明確な地域民主主義の実現は難しいと考えています。

定数減のデメリットとして、市民からの意見聴取を懸念され、地域の声が反映しづらくなるとの意見もあります。現在の議員が地域のエリア別に立候補しているのではなく、地域性はばらばらです。地域別の意見の収集は、地元自治会長がその役割を担っており、地域差の隔たりを解消されています。さらに、議会報告会を開催し、各地に出向いて地域の声を聴いた実績もあります。

その他のデメリットとして、執行部への監視機能の影響を心配されるかもしれませんが、過去、大竹市議会は15名で議員運営をこなしてきた実績が、既にあります。委員会については7名でした。私が定数を2名減の14名としても、少数精鋭の議会であれば、十分な議会運営はできると思います。

議会報告会出席者アンケート結果は、現状維持が多数を占めておりますが、私は市民任せでなく、我々議員自らが身を削る改革が必要であると思います。定数削減したら無投票を避けられるのかと意見もありますが、たとえ定数減を行って無投票となったとしても、定数減をしたと、身を削った改革を行った結果であれば、有権者に納得はしてもらえると考えます。現状維持で2回連続無投票となれば、議会への市民の信頼と関心を失い、ますます議員のなり手不足に拍車をかけかねません。

以上、大竹市議会議員定数は、現状維持の16名を維持することについて、反対の立場で討論いたします。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 続いて、15番、細川雅子議員。

○15番（細川雅子） 私は、議会改革特別委員会委員長報告に対して、賛成の立場で討論いたします。

まず、地方議会の議員定数ですが、かつては法律によって、人口規模によって決まっておりました。現在は条例によって、それぞれの市町が自分たちで決められるようになっております。つまり、議会のあり方とか役割など、それぞれの議会で考えて、その上で議員定数を決めるということです。

議会改革特別委員会では、2回にわたる全議員対象のアンケート、議会報告会での市民アンケートと意見交換などを経て、定数は現状維持との結論を出されました。2回目の全議員に対するアンケート結果は、ただいまの委員長報告にありましたとおり、現状維持が10名、減らすべきが6名でした。私自身は現状維持で回答させていただきました。

このときのアンケートの理由のところを見ますと、減らすべきだと言われた方々は、人口が減少している、無投票を回避するためといった理由を挙げられていました。ただいま

の討論の中でも、減少するべきという方は、そういった理由を言われているように思います。

一方で、現状維持という立場を捉えている方々の理由の中では、結論を出すにはまだ議論が十分にされていない、議論不足の状況で結論を急ぐべきではないとか、定数を減らしても無投票にならない保証はないといった理由が多いというふうに考えました。

ただいまの討論の中で、お1人から、現状維持は削減に対する反対であるといった御意見がございましたが、これは私は違うと感じております。しっかりと議論した中では定数削減もあり得るといふように、はっきりと言われた現状維持の回答をされた議員もいらっしやいます。しっかりとアンケートの内容、発言内容を分析されてから受け止めていただきたいと思います。

もう1つ、平成19年は人口減を理由に定数削減をしたんだといった御発言もございましたが、今まで議会改革特別委員会に提出されている資料を読みますと、人口減少を理由に削減したわけではございません。当時の非常に厳しい財政状況を考えて、議会からも財政難に対応するべきだということで、財政を理由に定数減をしております。ここも、過去の議員の皆様がしっかりどのような議論をしてきたのかということをもっと読み込んでいただきたいなという思いでございます。

こういったアンケートの中身を見て、また、今の皆様の討論を聞きまして、やはりまだまだ議論が不足をしているというふうに感じております。このような状況であるのに、議員定数を減らすというのは安直であり、市民に対して無責任な態度だと考えます。現状維持しかございません。議会改革特別委員会の皆様の勇気ある結論に、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 議事の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

なお、再開は13時ちょうどといたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

11時59分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議会改革特別委員会委員長報告を受けての討論の続きを行います。

13番、山崎年一議員。

○13番（山崎年一） 午前中から白熱した議論が続いておりますが、私も議会改革特別委員会委員長報告の定数現状維持に反対、削減すべきとの立場で討論をいたします。

私たち大竹市議会も、議会改革に真剣に、網谷委員長をはじめとして取り組んできましたが、依然として市民の地方議会と議員に対する目線は厳しく、とりわけ議員定数や議員報酬、政務調査費、あるいは議員活動について、さまざまな御批判をいただいているところでございます。

現在、広島県内各自治体においても、人口減少や財政難に伴い、議員定数の問題が議論されている自治体が多くあります。定数問題については、市民世論も関心が高く、報道が

盛んに行われているようであります。

私たち大竹市議会は、平成15年に市議選挙がありました、そのときに議員定数を18名、平成19年に16名と削減してまいりました。しかし、その後、平成23年、平成27年、令和元年と、3回の定例選挙が行われましたが、定数削減はなされませんでした。その間、人口は平成19年の3万147名から、先ほどの議員の紹介がありましたように、4,000人余りも減ることとなりました。議員1人当たりの人口は、1,884人から1,637人となったのであります。

皆様方御存じのように、大竹市は市域も78平方キロメートル、広島県内で一番小さい市で、可住地面積は約2割と言われております。約20平方キロメートルの中に16名の議員が、まさに他市から言うとひしめいていると、こういった状況ではないかと私は思うわけであります。

そういった中で、16名の議員が適正なのかという批判があるわけで、平成26年11月には4,508筆の議員定数削減の陳情署名が出されております、こういったことから見ましても、定数削減は市民の皆様の方々の思いでありますことをここで確認させていただいて、私は委員長報告にありますが定数削減の据置きの方々の報告に反対の意思を表明して、討論といたします。

○議長（賀屋幸治） 続いて、16番、寺岡公章委員。

○16番（寺岡公章） 私は、委員長報告の最終結論には賛成です。

特別委員会の委員という立場ではありませんでした。ほとんどの会議は傍聴させていただきまして、16名の議員、どなたがどのような主張をしてこられたかは分かっているつもりです。

全議員対象に取られたアンケートでは、ほかの議員の回答全部に1つずつ質問をさせていただいて、自分自身のさらなる理解に努めました。その結果、削減を考えておられる皆さんとそうでない方と、議論の根本がかみ合っていないと受け止めています。それはどちらがいい、どちらが悪いというわけではなくですね。そういう状況であるから、残念ながら現状では議論が尽くされたとは言えないと。

将来何が市と市民のためになるかを考えたとき、具体的にどのような議会、また、議会事務局であることを目指すか目標を定め、そこにたどり着くためにどうするか、これらそれぞれの意見がまだばらばらに出ていて、委員会の統一見解となっていません。そのため定数減でも維持でも、結論が出た後の次のステップになかなか進めないというのが現状ではないかなと思います。

仮にですが、定数減と決まった場合、その後いつまでに何人減と決めるのか。その数字の論理的な根拠は。これくらいというわけにはいかないと思うんですね。条例改正まで、来年の改選にどうやって間に合わせるのか。スケジュールがまだまだ不明瞭であります。

逆に、仮に維持と決まった場合、その後、特別委員会のもう1つの目的であるなり手不足解消のための具体的な手段を、改めてどのようなスケジュールで決め、来年の夏までにどのように実施・運用していくのか、先が見えておりません。

いずれにしても、地方議会と構成員たる我々議員の役割、我々が今後どのような議会をつくっていくか、その議論の蓄積があれば、おのずと大竹市議会にとっての適正な定数が浮かび、10年後、20年後、さらには30年後、議会のあり方について後進が議論する場面全般の礎となり得ます。委員会には早速明日以降、さらに本質に踏み込んだ議論を期待したいと思います。

積極的な16名の維持というわけではありませんが、根拠を持った数字に至っている段階ではなく、定数の変更をするには拙速で、現在運用している平成19年以来の数、すなわち16名に頼らざるを得ない状況であるという判断をしております。

この件、ぜひ市民の皆さんにも関心を持っていただいて、アンケート結果や議会改革特別委員会の議事録、ホームページで御覧になっていただきたいと思っております。

以上。

○議長（賀屋幸治） 通告を受けた討論は以上でございます。

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

本件を、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、現状維持であります。

本件について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（賀屋幸治） 起立多数と認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第16～日程第23〔一括上程〕

認 第 5号 令和3年度大竹市一般会計決算

認 第 6号 令和3年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 7号 令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第 8号 令和3年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第 9号 令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第10号 令和3年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第11号 令和3年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第12号 令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（賀屋幸治） 日程第16、認第5号令和3年度大竹市一般会計決算から、日程第23、認第12号令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕



○副市長（太田勲男） 認第5号令和3年度大竹市一般会計決算から、認第12号令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件の各会計決算の概要を御説明いたします。

令和3年度の我が国の経済は、長引くコロナ禍の下、行動の制限や物流の停滞が続いたことなどにより強い下押し圧力を受け、停滞をしていましたが、緊急事態宣言等の解除以降、経済社会活動の水準が段階的に引き上げられる中で、景気は持ち直しの動きが見られ、本市においては個人市民税が前年度に比べ減少したものの、法人市民税や固定資産税が増加したため、市税総額は前年度に比べて若干の増加となっています。

しかしながら、人口減少等により、今後、市税は減少傾向が続く見込みであるため、大規模な建設事業の実施につきましては、防衛省再編交付金をはじめ、国県支出金を有効に活用しながら、地方債の発行抑制に努めてきたところでございます。

令和3年度は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られるという状況でございましたが、クーポン券発行事業などの地域経済対策や、大竹駅周辺整備事業、市立保育所等整備事業などの継続事業に取り組んでまいりました。

それでは、令和3年度に実施いたしました事業につきまして、分野ごとの重点施策の順に沿って御説明いたします。

まず、第1の施策「教育・文化」につきましては、子供の学びと成長を支える教育の充実を推進いたしました。

主な取り組みといたしましては、大竹小学校プール建設事業として、大竹小・中学校の児童・生徒が使用する新しいプール施設の設計を行いました。また、専門的な知識を持つICT支援員や、学習環境サポートのための学級支援員、読書活動推進員を配置するなど、教育環境の充実に努めてきたところでございます。

第2の施策「産業・雇用」につきましては、地域産業の振興、中小企業の支援に取り組んできたところでございます。

主な取り組みといたしましては、産業振興奨励事業として、新たに設備投資等を行った事業者に奨励金を交付し、市の産業の振興を図ったところでございます。

第3の施策「生活・環境」につきましては、暮らしやすい生活基盤の整備を進めました。

主な取り組みといたしましては、阿多田フェリー新船建造事業として、離島航路の利便性向上と安定的な運航を確保するため、新船の設計及び建造工事に着手をいたしました。

また、大竹駅周辺整備事業として、前年度に引き続き自由通路等の本体工事や支障となる物件の補償などのほか、駅前広場等の無電柱化に着手をいたしました。

第4の施策「安全・安心」につきましては、防犯・交通安全の対策、救急・防災体制の充実に取り組んだところでございます。

主な取り組みといたしましては、防犯対策事業として、公共空間における市民の安全を確保するため、市内の4カ所に防犯カメラを設置いたしました。

また、一般河川（水路）浚渫事業として、豪雨による河川氾濫等の浸水被害を未然に防ぐため、土砂の堆積等により流下機能が低下した河川等のしゅんせつを行ったところでございます。

第5の施策「健康・福祉」につきましては、心が触れ合う福祉の充実、生涯元気な心と体づくりに取り組みました。

主な取り組みといたしましては、市立保育所等整備事業として、子育てしやすいまちづくりの推進のため、本庁舎敷地内に公立保育所と子育て支援関連施設を整備したところでございます。

第6の施策「自治・行政運営」につきましては、市民自治の促進、健全な行財政運営の推進に取り組みました。

主な取り組みといたしましては、証明書コンビニ交付事業として、市民サービスの向上のため、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで住民票の写しなどの証明書が取得できるよう、システム構築を行ったところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策の取り組みとしましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業、クーポン券発行等事業などの事業を実施しております。

続きまして、令和3年度における各会計決算の概要を御説明いたします。

まず、認第5号令和3年度大竹市一般会計決算から御説明いたします。

一般会計は、当初歳入歳出予算が155億6,357万7,000円でしたが、新型コロナウイルス感染症対策の補正予算等により、最終予算の総額は204億5,642万3,804円となり、当初予算と比べますと、31.4%の増加となっています。

歳入総額は182億3,680万1,141円で、予算に対して、89.1%の収入割合となっております。

一方、歳出総額は169億1,715万9,559円となり、執行率は82.7%となっています。この結果、当年度の形式収支は13億1,964万1,582円の黒字となり、翌年度への繰越事業費に充てる9億2,199万4,412円を差し引いた残額3億9,764万7,170円が、令和3年度の実質収支黒字額となります。

なお、この歳計剰余金につきましては、2億円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り1億9,764万7,170円を、令和4年度へ繰り越しいたしました。

歳入歳出のそれぞれの数字につきましては、決算書及び附属資料としての主要事業報告書に詳細を記してございますので、省略をさせていただきます。

次に、認第6号令和3年度大竹市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額30億1,523万9,785円に対し、歳出総額30億1,380万9,846円となり、形式収支及び実質収支は142万9,939円の黒字となっております。

この会計の歳入は、保険料、県支出金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、保険給付費、保健事業費などでございます。

歳計剰余金については、80万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき国保財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り62万9,939円を、令和4年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第7号令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額共に3,684万9,045円となっており、この会計の歳入は、排水施設使

用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金で、歳出は、阿多田地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

続いて、認第8号令和3年度大竹市農業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額共に4,333万2,583円となっており、この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金で、歳出は、栗谷地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第9号令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額7,527万7,338円に対し、歳出総額は5,321万3,931円となり、形式収支及び実質収支は、2,206万3,407円の黒字となっております。この会計の歳入は、港湾施設使用料や県支出金などで、歳出は施設の維持管理経費でございませう。

次に、認第10号令和3年度大竹市土地造成特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額2億1,778万1,672円に対し、歳出総額8億972万8,597円となり、差し引き5億9,194万6,925円の歳入不足となっております。この歳入不足額につきまして、翌年度の歳入を繰り上げて充用いたしております。

この会計の歳入は、土地売払収入や一般会計からの繰入金などで、歳出は、晴海海面埋立地及び阿多田海面埋立地並びに小方ヶ丘等の維持管理経費などでございませう。

次に、認第11号令和3年度大竹市介護保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額26億5,467万9,628円に対し、歳出総額は25億4,704万628円となり、形式収支及び実質収支は1億763万9,000円の黒字となっております。この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、支払基金交付金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、保険給付費、地域支援事業費などでございませう。

歳計剰余金については、6,208万5,756円を地方自治法第233条の2の規定に基づき介護給付費準備基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り4,555万3,244円を、令和4年度へ繰り越しております。

最後に、認第12号令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額5億445万9,219円に対し、歳出総額5億182万1,021円となり、形式収支及び実質収支は263万8,198円の黒字となっております。この会計の歳入は、保険料、一般会計からの繰入金などで、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金などでございませう。

以上が、令和3年度の各会計における、決算の概要でございませう。

次に、令和3年度決算につきまして、普通会計の地方財政状況調査の概略を御説明いたします。

歳入総額182億1,264万9,000円に対し、歳出総額168億7,094万4,000円となり、9億2,199万4,000円の翌年度繰越財源を差し引き、実質収支額は4億1,971万1,000円の黒字となっております。

性質別歳出についてみると、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は、前年度と

比べ6億8,729万3,000円増の71億9,903万3,000円となっています。

主に新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時特別給付金等により、扶助費が6億7,012万6,000円増加したことによるものでございます。

投資的経費は、大竹会館改築等事業及び本庁舎耐震改修事業が完了したことなどにより、前年度と比べ、18億6,812万7,000円減の30億5,891万5,000円となっております。

なお、令和3年度末の地方債残高は231億7,094万1,000円となり、前年度末に比べ4,789万2,000円減少しているところでございます。

経常経費に地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充てられているかを示す経常収支比率は、前年度に比べ2.8ポイント減の、90.6%となっております。

本市においては、これまでもさまざまな行財政改革に取り組んでまいりましたが、増え続ける社会保障費を捻出するためには、歳入の確保のみでは賄いきれません。市の所有する施設について、効率的な人員配置や機能の集約など施設のあり方を検討するなど、効率的で持続可能な財政運営に努め、市民の皆様が願う「笑顔・元気・かがやく大竹」の実現に向け「よいまち」づくりに取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、各会計の決算につきまして、十分なる御審議をいただき、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（賀屋幸治） この際、監査委員に決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

監査委員を代表いたしまして、令和3年度大竹市一般会計及び特別会計決算の審査概要を御説明いたします。

審査意見書1ページから2ページを御参照ください。

本審査は、令和4年8月15日から8月25日までの期間において、市長から送付された各会計の決算書及び歳入・歳出事項別明細書並びに各種調書の点検を行い、会計管理者保管の帳簿類及び証書類との照合等を行いました。

その結果、各会計の決算書及び附属書類は、いずれも地方自治法及び関係法令に準拠して調製されており、かつ、それらの計数は正確であることを認めました。

それでは、お手元の意見書に沿って御説明いたします。

初めに、一般会計と特別会計全体の決算規模につきまして、3ページをお開きください。

第1表、決算額の推移というところの令和3年度の合計欄を御覧いただきますと、各会計を通じた決算総額は、歳入が247億8,442万円、歳出が239億2,295万5,000円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は8億6,146万5,000円の黒字となっております。

続いて、4ページをお開きください。ここでは、一般会計及び特別会計の決算収支の状況を説明しております。

第2表を御覧いただきますと、特に一般会計は、過去最大規模の令和2年度決算と比較しますと、A欄の歳入は13.2%の減、B欄の歳出は15.9%の減となっております。

各会計を通じた総額で見ますと、C欄の形式収支から、D欄の翌年度繰越財源を差し引

いた、E欄の実質収支は6,052万9,000円の赤字決算となっているものの、その下にあります第3表の会計別の決算収支の内訳を御覧いただきますと、一般会計に限っては、実質収支が3億9,764万7,000円の黒字決算となっております。

続きまして、7ページをお開きいただきまして、下段の第7表、市債現在高の前年度比較を御覧ください。

一般会計と特別会計を合わせた当年度末の市債現在高は271億866万4,000円となっております。前年度と比較して、一般会計は0.2%の減、特別会計の総額は6.4%の減となっております。

続きまして、8ページをお開きいただきまして、第8表の財政状況の推移を御覧ください。

当年度の指標は御覧いただいたとおりです。このうち実質公債費比率13.8%は、前年度と比較して1.1ポイント低くなっておりませんが、これは人口10万人未満の県内7市との比較において、最も高い数値となっております。

次に、一般会計の歳入決算の状況を御説明いたします。11ページをお開きください。第10表、自主財源及び依存財源の年度比較の右側の増減の欄に御注目ください。

上段の自主財源につきましては、前年度と比較して6億9,989万2,000円、これを率にしますと8.0%の増加というふうになっております。

主な要因として、21款の諸収入が16.7%と大きく減少したものの、ふるさと納税などによる18款の寄附金が123.8%の増、20款の繰越金が85.1%の増と、それぞれ増加を果たした結果であります。

下段の依存財源につきましては、前年度と比較して34億7,733万3,000円の減、これも率にしますと28.4%の減少ということになっております。主な要因としまして、11款の地方交付税、これが23.4%の増、16款の県支出金も42.9%の増と、それぞれ増加したものの、新型コロナウイルス関連の臨時交付金など、15款の国庫支出金が大きく43.6%も減少し、また、大竹会館改築や本庁舎耐震改修の大型事業の完了に伴って、22款の市債が53.8%減少したことによるものであります。

個別の款ごとの歳入状況につきましては、13ページから24ページにかけて掲載しておりますが、本日は時間の都合上省略いたしますので、こちらは後ほど御覧ください。

続きまして、25ページをお開きください。ここからは、一般会計の歳出決算の状況について述べています。

次の26ページを開けていただきますと、第33表に一般会計における款別の前年度比較を掲載しております。

右側の増減欄の合計を御覧いただきますと、前年度と比較して歳出全体では15.9%の減少となっております。

同じく26ページ下部の、第33-1表、普通会計における性質別経費の前年度比較を御覧ください。

上段の消費的経費を前年度と比較いたしますと、子育て世帯や住民税非課税世帯を対象とした臨時給付金などの扶助費が32.1%増加したものの、新型コロナウイルス感染症関連

の特別定額給付金などの補助費等が71.4%の大幅減となっています。

中段の投資的経費を見ますと、普通建設事業費が37.9%減少しております。これは本庁舎耐震改修事業や大竹会館改築等事業といった大型事業が完了したことに伴う結果を示しておるものであります。

個別の款ごとの歳出状況につきましては、29ページから37ページにかけて掲載しておりますので、こちらはお時間の関係から、後ほど御確認ください。

続きまして、特別会計の決算状況を御説明いたします。38ページのⅢ、特別会計の項をお開き下さい。

第47表の特別会計全体の決算収支の状況を御覧いただきますと、前年度と比較してA欄の歳入総額が2.6%の減、B欄の歳出総額が2.3%の減となっており、表の一番下のE欄の実質収支の総額は、4億5,817万6,000円の赤字となっています。

39ページの第48表、会計別の決算収支の状況を御覧いただきますと、このうち土地造成会計の決算収支が大きく赤字決算となっており、不足額は翌年度歳入からの繰上充用金で補填されております。

各会計の個別の状況は、40ページから49ページに掲載しておりますので、こちらは後ほど御確認下さい。

続きまして、大きく飛びまして50ページから53ページにかけましては、財産に関する調書として、公有財産及び基金等の異動の明細を掲載しております。大事な数字ではありませんが、今回は説明を省略いたしますので、こちらも後ほど御確認ください。

それでは、最後に、54ページをお開き下さい。こちらで本審査を総括した意見を「むすび」として述べています。

55ページの4、「健全な財政運営」と「行政の将来像の実現」に向けてを御覧ください。少し長くなりますが、監査委員の意見の本筋を述べたものとなりますので、ここからは逐次読み上げさせていただきます。

本市の財政推計では、今後も複数の大型事業が予定されており、事業実施のための多額の地方債の発行によって、数年後には減少傾向にある公債費が上昇に転じることが予測されるなど、引き続き厳しい行財政運営となることが見込まれています。

最少の経費で最大限の効果を上げるためには、より一層健全な財政運営と将来を見通した財政基盤の構築に努めることは言うまでもありません。

本市においては現在、さまざまな広報広聴活動が取り組まれているところですが、市民に対する説明責任を適切に果たすことで、持続的な財政運営の信頼を得る不断の努力が重要であると考えます。

特に、市民の理解を得るためには、本市の財政状況が置かれた正確な情報を市民に分かりやすく説明し、理解していただくことが重要であり、これまで以上にこの点に留意することが求められるところであります。

また、国や地方においては、限られた人材と財源の中で、少子化や高齢化、デジタル化の進展など社会経済情勢の変化に適切に対処し、行政サービスを提供し続けるためには、デジタル技術やAIの活用など、DX、いわゆるデジタルトランスフォーメーション、デ

デジタル化による変革・変身という意味ですけれども、この推進による、効率的かつ効果的な業務改善は、まさに欠かせないものと考えます。

今後、第1期大竹市まちづくり基本計画の確実な計画実施が求められるところでもあり、大竹市行財政システム改善実施計画においては、将来を見据えた計画的で効率的な行財政運営に向けた取組項目が示されています。そうした行政の将来像の実現に向けた施策において、PDCAサイクルによる進捗管理と継続的な見直しを確実にを行うことを要望するものであります。

以上で、令和3年度一般会計及び特別会計決算の審査概要の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件につきましては、委員8名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本8件につきましては、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、1番、賀屋幸治議員、2番、末広天佑議員、3番、藤川和弘議員、5番、小中真樹雄議員、7番、小田上尚典議員、10番、和田芳弘議員、13番、山崎年一議員、16番、寺岡公章議員の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は、決算特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第24 報告第8号 令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（賀屋幸治） 日程第24、報告第8号令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

[総務部長 佐伯和規 登壇]

○総務部長（佐伯和規） 報告第8号令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。

それでは、令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページを御覧ください。令和3年度決算における大竹市の健全化判断比率を記載しております。

実質赤字比率につきましては、赤字額がないため、記載すべき数値はありません。

連結実質赤字比率につきましても、赤字額がないため、記載すべき数値はありません。

実質公債費比率は13.8%となっており、令和2年度決算と比較して1.1ポイントの減少となっております。

将来負担比率は136.8%となっており、令和2年度決算と比較して19.6ポイントの減少となっております。これは一般会計及び土地造成特別会計における地方債残高が減少したことや、地方創生事業基金の積み立てにより充当可能基金が増加したこと、普通交付税の増などにより、標準財政規模が増加したことによるものでございます。

なお、4つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準以下となっております。

2ページから5ページに、4つの健全化判断比率の計算根拠を記載しております。

次に、6ページを御覧ください。

令和3年度決算における公営企業ごとの資金不足比率を記載しております。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計及び土地造成特別会計の全ての会計において、資金不足額がないため、記載すべき数値はありません。

7ページから9ページに、資金不足比率の計算根拠を記載しております。

なお、監査委員の審査意見書を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告第8号令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

○議長（賀屋幸治） 本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第25 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（賀屋幸治） 日程第25、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

本件につきまして、発言の通告を受けておりますので、発言を許可します。

なお、会議規則第38条で、委員会に付託した事件は、その審査または調査の終了を待つて議題とすると規定されております。したがって、請願そのものを議題とすることはできませんので、御承知おきください。

5番、小中真樹雄議員。

○5番（小中真樹雄） 私も総務文教委員会に所属しておりましたが、総務文教委員会にお



いて、大竹高等学校関係者からの300万円の支援要請の陳情に対して、継続審議と決定されましたが、その継続審議に反対の立場から意見します。

その継続審査の中身の審議をせず、いきなり継続審議というのは、普通の感覚で行くともう考えてもおかしいのではと、私は考えます。市側の十分な説明もあり、継続審議に対する理由は見当たりません。安易な継続審議は、議会の機能不全をもたらすと指摘しておきたいと思います。

○議長（賀屋幸治） ただいま議題となっております本件について、委員長の申し出のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（賀屋幸治） 起立多数と認めます。

よって、本件はさよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第26 生活環境委員会の閉会中の継続審査について

○議長（賀屋幸治） 日程第26、生活環境委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

生活環境委員長から、委員会の所管事務について先進地の事例を調査研究するため、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第27 議員派遣について

○議長（賀屋幸治） 日程第27、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、サイドブックに掲載のとおり派遣することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣についてはサイドブックに掲載のとおり派遣することに決しました。この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更を生じる場合には、議長に一任することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知をいたします。本日本会議終了後、第1委員会室において正副委員長互選のため、決算特別委員会を開催いたします。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市議会9月定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびは、御提案申上げました案件につきまして終始熱心に御審議をいただき、議決を賜りましたことに、ここに厚く御礼を申し上げます。

会期中、議員の皆様方からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから秋も深まる中、皆様におかれましては何かと御多忙とは存じますが、どうか御自愛いただき、ますますの御活躍をお祈り申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） これにて本日の会議を閉じ、第5回大竹市議会定例会を閉会いたします。

13時49分 閉会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月21日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 藤川 和弘

大竹市議会議員 原田 孝徳

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和4年第4回（7月）臨時会  
令和4年第5回（9月）定例会  
令和4年12月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522